



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所  
編集兼印刷兼発行人 神戸市長  
発行日 毎週火曜日

## 目次 条例

▽神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例 [企画調整局情報化戦略部]	76	▽神戸市手数料条例の一部を改正する条例 [建築住宅局建築指導部建築安全課]	122
▽神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 [企画調整局つなぐラボ]	77	▽神戸市営住宅条例の一部を改正する条例 [建築住宅局住宅管理課]	161
▽神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例 [行財政局組織制度課]	79	▽神戸市火災予防条例の一部を改正する条例 [消防局予防部査察課]	164
▽神戸市職員定数条例の一部を改正する条例 [行財政局組織制度課]	88	▽神戸市水の科学博物館条例を廃止する条例 [水道局計画調整課]	176
▽公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局人事課]	89	▽神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 [水道局計画調整課]	176
▽特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例 [行財政局給与課]	90	▽神戸市水道条例の一部を改正する条例 [水道局お客さまサービス課]	178
▽特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局給与課]	90	▽神戸市公民館条例の一部を改正する条例 [教育委員会事務局総務部総務課]	179
▽神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 [福祉局保護課]	92	▽神戸市長選挙における記号式投票に関する条例 [選挙管理委員会事務局]	183
▽神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例 [福祉局国保年金医療課]	100	▽新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例 [企画調整局企業立地課]	183
▽神戸市介護保険条例の一部を改正する条例 [福祉局介護保険課]	107	▽神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局給与課]	184
▽神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例 [福祉局障害福祉課]	113	▽神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例 [福祉局国保年金医療課]	185
▽神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 [こども家庭局こども青少年課]	114	▽公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局人事課]	186
▽神戸市立国民宿舎条例を廃止する条例 [経済観光局観光企画課]	117	▽神戸市開発審査会条例の一部を改正する条例 [行財政局組織制度課]	187
▽道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例 [建設局道路計画課]	117	▽神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 [福祉局監査指導部]	187
		▽神戸市市税条例の一部を改正する条例 [行財政局税務部税制企画課]	188
		<b>告 示</b>	
		▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（天が岡自治会） [企画調整局つなぐラボ]	195
		▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等（軽自動車税（種別割）納税通知書ほか） [行財政局業務改革課]	196

▽道路の占用を制限する区域の指定 [建設局道路管理課]	196
▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定（特定非営利活動法人 神戸ミャンマー皆好会） [行財政局税務部市民税課]	200
▽令和3年度神戸市一般廃棄物処理実施計画 [環境局環境政策課]	200
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（藍那自治会） [企画調整局つなぐラボ]	200
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（西下自治会） [企画調整局つなぐラボ]	201
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（塩屋町南谷北側自治会） [企画調整局つなぐラボ]	202
▽港湾施設の供用廃止（六甲アイランド道路（一部）） [港湾局経営課]	203
▽港湾施設の供用開始（六甲アイランド道路（一部）） [港湾局経営課]	203
▽神戸市職員退職手当金条例施行細則の一部を改正する細則 [行財政局給与課]	203
▽指定管理者の指定（神戸市立三宮駐車場ほか） [建設局道路計画課]	207
▽指定管理者の指定（神戸市和田岬駅前駐車場ほか） [建設局道路計画課]	208
▽指定管理者の指定（神戸市立甲南山手駅前自転車駐車場ほか） [建設局道路計画課]	208
▽自転車・原付保管所における撤去保管料の徴収業務の委託 [建設局道路計画課]	212
▽デザイン・クリエイティブセンター神戸の利用料金の承認 [企画調整局つなぐラボ]	212
▽神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例による路上喫煙禁止地区の指定（中央区加納町4丁目の一部） [環境局環境政策課]	216
▽令和3年度固定資産の価格等の決定及び固定資産課税台帳への登録 [行財政局税務部税制企画課]	218
▽神戸市療育センター診療所における徴収事務の委託 [こども家庭局家庭支援課]	218
▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等の件（令和2年4月告示第14号）の一部改正 [行財政局業務改革課]	218
▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等の件（平成17年9月告示第325号）の一部改正 [行財政局業務改革課]	219

▽令和3年第1回定例会で議決された令和2年度神戸市一般会計補正予算等 [行財政局財務課]	220
▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局垂水建設事務所]	295
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 押部谷里695号線） [建設局道路管理課]	296
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 御影天神山5号線ほか） [建設局道路管理課]	296
▽粗大ごみの処分に係る手数料の収納事務の委託 [環境局業務課]	297

## 公 告

▽建築協定書の公開による意見の聴取（ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第3地区建築協定） [建築住宅局建築指導部建築安全課]	298
▽神戸ファッション美術館の臨時休館 [経済観光局ファッション産業課]	299
▽市街地再開発事業の施行の認可（神戸国際港都建設事業神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業） [都市局市街地整備部市街地整備課]	299
▽市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧（神戸国際港都建設事業神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業） [都市局市街地整備部市街地整備課]	300
▽神戸港港湾計画の変更 [港湾局港湾計画課]	300
▽神戸農業振興地域整備計画の変更に係る神戸農業振興地域整備計画案の縦覧等 [経済観光局農政計画課]	301
▽都市計画法による都市計画事業の都市計画事業の認可（神戸国際港都建設道路事業3.4.26号 房王寺線ほか） [建設局道路工務課]	303
▽都市計画法による都市計画事業の認可に係る図書の縦覧（神戸国際港都建設道路事業3.4.26号 房王寺線ほか） [建設局道路工務課]	303
▽都市公園の設置（向洋町中7丁目公園） [建設局公園部管理課]	304
▽都市公園の設置（井吹思い出広場ほか） [建設局公園部管理課]	305
▽都市公園の設置（西神南三ツ松公園ほか） [建設局公園部管理課]	305
▽ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第13条第1項に基づく公告 [環境局事業系廃棄物対策課]	305

▽有料公園（森林植物園）供用日及び供用時間の変更 [建設局公園部管理課] 306

▽大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出（(仮称)須磨区高倉台再開発計画） [経済観光局経済政策課] 306

▽建築基準法第42条1項4号の規定に基づく道路の指定 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 309

▽建築基準法第42条1項5号の規定に基づく道路の指定 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 309

▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 309

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（令和3年度神戸市中学校給食予約管理システムに係る開発・サービス利用および保守運用業務一式） [教育委員会事務局学校支援部健康教育課] 310

**区 役 所**

▽区長の権限に属する専決規程の一部を改正する訓令 [行財政局区役所課] 311

**消 防 局**

▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課] 314

▽消防法による防火対象物に対する措置命令 [消防局予防部査察課] 315

**会 計 室**

▽区会計管理者の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [会計室会計課] 315

**交 通 局**

▽自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務の委託 [交通局経営企画課] 317

**人 事 委 員 会**

▽昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局任用課] 318

▽労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局任用課] 319

▽管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則 [人事委員会事務局調査課] 320

**農 業 委 員 会**

▽神戸市農業委員会運営規程の一部を改正する規程 [農業委員会事務局] 331

**福 祉 事 務 所**

▽福祉事務所長の権限に属する事務の等専決規程の一部を改正する訓令 [福祉局政策課] 332

▽福祉事務所支所長等専決規程の一部を改正する訓令 [須磨区保健福祉部健康福祉課] 335

**保 健 所**

▽保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [健康局保健所保健課] 338

**監 査 委 員**

▽監査公表 [監査事務局第1課] 342

**そ の 他**

▽六甲有料道路・六甲北有料道路・六甲北有料道路2期改築工事並びに料金徴収期間の変更 [神戸市道路公社総務企画部総務課] 343

<b>条 例</b>
------------

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市条例第36号**

神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例  
 神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例、<u>規則</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）及び要綱（本市が、<u>自己に対して何らかの利益を付与することを求める申出をした相手方との間で行う合意であってその内容の全部又は一部が画一的であるものをするに当たり、本市の機関が、諾否の基準（当該申出に対して応諾するかどうかを判断するための基準をいう。）、合意の内容その他当該合意に係る必要な手続を一方的に定めた条項の総体をいう。をいう。</u></p> <p>(2)～(11) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 <u>条例及び条例に基づく規則</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2)～(11) [略]</p>



(手続等の周知)

第7条 市長は、本市の機関等がこの条例の規定により手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、その旨をインターネットの利用、印刷物の配布その他の方法により周知するものとする。

(手続等の告示)

第7条 市長は、本市の機関等がこの条例の規定により手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、その旨を告示するものとする。

附 則

この条例は令和3年4月1日から施行する。

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第37号

神戸市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

神戸市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(法第10条第4項の補正)	(法第10条第3項の補正)
<p>第5条 法第10条第4項に規定する条例で定める軽微なものは、申請内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>2 申請者は、法第10条第4項の規定による補正を行おうとするときは、規則で定める補正書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微なものは、申請内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。</p> <p>2 申請者は、法第10条第3項の規定による補正を行おうとするときは、規則で定める補正書を市長に提出しなければならない。</p>

3, 4 [略]

(設立登記の完了の届出)

第6条 [略]

2 [略]

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第11条 [略]

2 [略]

(合併登記の完了の届出)

第21条 [略]

2 [略]

(役員報酬規程等の提出)

第27条 法第55条第1項の規定による法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定める提出書を添付して行わなければならない。

2 [略]

(電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等)

第38条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条

3, 4 [略]

(設立登記の完了の届出)

第6条 [略]

2 [略]

3 第1項の届出書には、法第10条第1項の規定に基づく認証に関する書類の写しを添えなければならない。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第11条 [略]

2 [略]

3 第1項の定款の変更が法第25条第3項の規定に基づく認証を受けたものである場合は、第1項の提出書には、その認証に関する書類の写しを添えなければならない。

(合併登記の完了の届出)

第21条 [略]

2 [略]

3 第1項の届出書には、法第34条第3項の規定に基づく認証に関する書類の写しを添えなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第27条 法第55条第1項の規定による法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類(法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がないときには、その旨を記載した書類)の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定める提出書を添付して行わなければならない。

2 [略]

(電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等)

第38条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条

例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び第5項並びに法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の縦覧等とする。

例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の縦覧等とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和2年法律第72号。次項において「改正法」という。)の施行の日(次項において「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の神戸市特定非営利活動促進法施行条例(以下この項において「新条例」という。)第27条第1項(新条例第31条において準用する場合を含む。)の規定は、改正法による改正後の特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。)が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類の提出について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類の提出については、なお従前の例による。

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第38号

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(平成31年3月条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 図書館、博物館、美術館、<u>公民館</u>、<u>婦人会館</u>及び神戸市生涯学習支援センター(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)</p> <p>(2), (3) [略]</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 図書館、博物館、美術館及び神戸市生涯学習支援センター(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)</p> <p>(2), (3) [略]</p>

(環境保健研究所手数料条例の一部改正)

第2条 神戸市環境保健研究所手数料条例(昭和24年4月第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市健康科学研究所手数料条例</u>	<u>神戸市環境保健研究所手数料条例</u>
第1条 <u>神戸市健康科学研究所</u> に検査を依頼する者は、この条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。	第1条 <u>神戸市環境保健研究所</u> に検査を依頼する者は、この条例の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(市民福祉調査委員会条例の一部改正)

第3条 神戸市市民福祉調査委員会条例(平成12年3月条例第101号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。



- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、福祉局又は教育委員会事務局(社会福祉に関する事項に係る庶務にあつては、福祉局)において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、福祉局、<u>健康局</u>又は教育委員会事務局(社会福祉に関する事項に係る庶務にあつては、福祉局)において処理する。</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(粉じん作業手当)</p> <p>第28条 粉じん作業手当は、都市局又は港湾局に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。</p>	<p>(粉じん作業手当)</p> <p>第28条 粉じん作業手当は、都市局<u>新都市事業部</u>又は港湾局に勤務する職員で埋立工事の現場又は開発造成地等における粉じん下の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(公民館条例の一部改正)

- 2 神戸市公民館条例(昭和26年5月条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 施設(前条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。第7条及び別表第1号において同じ。)又はその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可に公民館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 施設(前条の表に規定するロビーその他の便益施設を除く。第7条及び別表第1号において同じ。)又はその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に公民館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>がその使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1), (2) [略]</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>がその使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1), (2) [略]</p>
<p>(使用期間)</p> <p>第7条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(使用期間)</p> <p>第7条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(使用料の納付)</p> <p>第9条 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>規則</u>で定める特別の理由があるときは、後納することができる。</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第9条 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは、後納することができる。</p>
<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、<u>規則</u>で定める特別の理由があるときは、<u>規則</u>で定めるところによ</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、<u>教育委員会規則</u>で定める特別の理由があるときは、<u>教育委</u></p>

り、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 [略]

(許可の取消し等)

第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2)～(5) [略]

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1), (2) [略]

(入館の制限等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公民館への入館を拒絶し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

(1)～(5) [略]

(行為の禁止)

第16条 何人も、公民館内において、公民館の管理上支障がある行為で規則で定め

員会規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 [略]

(許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第12条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2)～(5) [略]

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1), (2) [略]

(入館の制限等)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公民館への入館を拒絶し、又は公民館からの退館を命ずることができる。

(1)～(5) [略]

(行為の禁止)

第16条 何人も、公民館内において、公民館の管理上支障がある行為で教育委員会

るものをしてはならない。

(立入り等)

第17条 市長は、公民館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 [略]

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(施行細目の委任)

第20条 公民館の開館時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第8条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備の使用料

1 設備1回につき3,000円の範囲内において規則で定める額

規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第17条 教育委員会は、公民館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第18条 [略]

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(施行細目の委任)

第20条 公民館の開館時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第8条関係)

(1) [略]

(2) 附属設備の使用料

1 設備1回につき3,000円の範囲内において教育委員会規則で定める額

(婦人会館条例の一部改正)

3 神戸市婦人会館条例(昭和48年3月条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用の許可)	(使用の許可)
第4条 婦人会館の会議室を使用しようとする者は、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。	第4条 婦人会館の会議室を使用しようとする者は、 <u>教育委員会規則</u> で定めるところにより、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に婦人会館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、第1項の許可をしてはならない。

(1), (2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を不相当であると認めるとき。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(許可の取消し)

第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、同項の許可を取り消すことができる。

(1) [略]

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(3), (4) [略]

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第1項の許可を取り消すことができる。

(1), (2) [略]

(使用料)

第6条 [略]

2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、別表に定める額の5割増しの範囲内において規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、規則で定める

2 教育委員会は、前項の許可に婦人会館の管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、第1項の許可をしてはならない。

(1), (2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不相当であると認めるとき。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1), (2) [略]

(許可の取消し)

第5条 前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、同項の許可を取り消すことができる。

(1) [略]

(2) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(3), (4) [略]

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第1項の許可を取り消すことができる。

(1), (2) [略]

(使用料)

第6条 [略]

2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、別表に定める額の5割増しの範囲内で教育委員会規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、公用に供し、又は公益を目的とするもので、教育委員会規



ところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、会議室を使用しないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある者又はこれらのおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (3) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 婦人会館の管理上必要な指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、婦人会館の管理上支障があると認められる者

(行為の禁止)

第10条 何人も、婦人会館内において、婦人会館の管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第11条 市長は、婦人会館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償等)

第12条 婦人会館の建物又は附属設備を損傷し、又は滅失させた者は、これを原状

則で定める理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、会議室を使用しないことについて、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる婦人会館の管理に関する業務を婦人会館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第1項から第4項まで、第5条第1項及び第2項、第9条並びに第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第14条 婦人会館の休館日及び利用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第9条 教育委員会は、次に掲げる婦人会館の管理に関する業務を婦人会館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第4条第1項から第4項まで、第5条第1項及び第2項、第7条並びに前条の規定の適用については、これらの規定(第4条第1項、第5条第1項、第7条及び前条を除く。)中「教育委員会」とあるのは「第9条第1項に規定する指定管理者」と、第4条第1項中「教育委員会の」とあるのは「第9条第1項に規定する指定管理者の」と、第5条第1項及び第7条中「教育委員会は」とあるのは「第9条第1項に規定する指定管理者は」と、前条中「教育委員会は」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第10条 婦人会館の休館日及び利用時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(公民館条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例の規定による改正前の神戸市公民館条例又は神戸市立婦人会館条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可，指定，承認その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可，承認の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては，施行日以後にあっては，市長が行った許可，指定，承認その他の行為又は市長に対してなされた許可，承認の申請その他の行為とみなす。

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

### 神戸市条例第39号

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例（昭和24年9月条例第146号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は，次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は，次に掲げるとおりとする。
(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,120人</u> （うち福祉事務所職員 <u>803人</u> ）	(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,160人</u> （うち福祉事務所職員 <u>798人</u> ）
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]
(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,274人</u> （うち教育職員 <u>8,429人</u> ）	(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,301人</u> （うち教育職員 <u>8,431人</u> ）
(6) 消防職員 <u>1,460人</u>	(6) 消防職員 <u>1,431人</u>
(7) [略]	(7) [略]

(8) 農業委員会の事務部局の職員 <u>11人</u>	(8) 農業委員会の事務部局の職員 <u>10人</u>
(9), (10) [略]	(9), (10) [略]
(11) 合計 <u>20,604人</u>	(11) 合計 <u>20,641人</u>
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第40号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第2条，第8条の2関係）	別表第1（第2条，第8条の2関係）
(1), (2) [略]	(1), (2) [略]
(3) <u>公益財団法人神戸国際コミュニティセンター</u>	(3) <u>公益財団法人神戸国際協力交流センター</u>
(4)~(5) [略]	(4)~(5) [略]

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市条例第41号**

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例

次の各号に掲げる者に係る退職手当の額については、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) この条例の施行の日において市長の職にある者 条例第4条第2項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に100分の40を乗じて得た額を減じて得た額
- (2) この条例の施行の日を含む前号に掲げる者の任期において副市長の職に就いたことのある者 条例第4条第2項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この条例の規定は、本則第1号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期に係る退職手当について適用し、本則第2号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期と重なりのある副市長の任期に係る退職手当について適用する。

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市条例第42号**

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例（平成14年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----



令和3年4月分から令和4年3月分までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。

附 則

1, 2 [略]

（この条例の失効）

3 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

令和2年4月分から令和3年3月分までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。

附 則

1, 2 [略]

（この条例の失効）

3 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和3年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の220）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては100分の220（市長にあつては100分の220に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては</u></p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、<u>令和2年度の6月1日及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の217.5（公営企業の管理者にあつては100分の220）」とあるのは、「（市長にあつては100分の217.5に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつて</u></p>

<p><u>100分の220に100分の85を乗じて得た割合、</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和4年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>	<p><u>は100分の217.5に100分の85を乗じて得た割合、公営企業の管理者にあつては100分の220</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和3年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のもの  
の給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対す  
る期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から  
施行する。

---

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人  
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日提出

神戸市長 久元喜造

**神戸市条例第43号**

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ  
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人  
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年9月条例第10号）の一部を次  
のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号におい  
て「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1  
号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改  
正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等</p>

に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 [略]

2 [略]

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの(同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法(昭和25年法律第144号)の取扱いに準じた保護の決定及び実施、給付金であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号。以下「省令」という。)で定めるものの支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報(以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。)を含む。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられるときは、この限りでない。

4 [略]

別表第2(第4条関係)

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
4	市長	生活保護法	[略]

に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 [略]

2 [略]

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの(同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法(昭和25年法律第144号)の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報(以下「生活に困窮する外国人の生活保護等関係情報」という。)を含む。)を利用することができる。ただし、番号法の規定により情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けられるときは、この限りでない。

4 [略]

別表第2(第4条関係)

項	機関	事務	特定個人情報
[略]	[略]	[略]	[略]
4	市長	生活保護法	[略]

		による保護の決定及び実施，給付金であって省令で定めるものの支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]			による保護の決定及び実施， <u>就労自立給付金の支給</u> ，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
11	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定及び実施， <u>給付金であって省令で定めるものの支給</u> ，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]	(2) 生活保護法による保護の実施若しくは <u>給付金であって省令で定めるものの支給</u> に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。），中国残留邦人等支援給付等関係情報，児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金，特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障	11	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定及び実施， <u>就労自立給付金の支給</u> ，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
				(2) 生活保護法による保護の実施若しくは <u>就労自立給付金の支給</u> に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。），中国残留邦人等支援給付等関係情報，児童扶養手当関係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金，特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障				

害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

くは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

[略]

(13) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第1項の失業等給付の支給に関する情報, 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する

[略]



法律（平成23年法律第47号）第7条第1項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(14) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する

情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第28条の2第1項の傷病補償年金、同法第29条第1項の障害補償年金若しくは同法第31条の遺族補償年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

- (15) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律166号）第3条第1項の特別障害給付金の支給に関する情報、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和

			29 年法律第 144 号) 第 2 条の経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法 (昭和 33 年法律第 56 号) による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
21	市長	介護保険法による介護給付又は予防給付に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(5) 国民年金法, 私立学校教職員共済法, 厚生年金保険法, 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	21	市長	介護保険法による介護給付又は予防給付に係る利用者負担額の軽減の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(5) 国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号), 私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号), 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号), 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) 又は地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) による年金である給付の支

給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定及び実施, <u>給付金</u> であって <u>省令で定めるもの</u> の給付, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの  (2) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の取扱いに準じて行う保護の決定及び実施, <u>就労自立給付金</u> の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律( <u>昭和29年法律第144号</u> )第2条の経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの  (2) 学校保健安全法 ( <u>昭和33年法律第56号</u> ) による医療に要する費用について援助に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

## 神戸市条例第44号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、こ</p>



条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第18条の2第1項において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第

これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第18条の2第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

15条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2, 3 [略]

(保険料の減額)

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

## 2, 3 [略]

(保険料の減額)

第18条の2 保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色事業専従者給与又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この条中山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金

額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、

額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定について同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額

給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額

(2), (3) [略]

2 前項の規定による減額がされない保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)

(2), (3) [略]

3 [略]

附 則

1 [略]

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条

(2), (3) [略]

2 前項の規定による減額がされない保険料の納付義務者である世帯主、賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、第1号に掲げる金額に第2号に掲げる金額を加算した金額を超えない場合においては、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の賦課額から規則で定める額を減額した額とする。

(1) 地方税法第314条の2第2項に規定する金額

(2), (3) [略]

3 [略]

附 則

1 [略]

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条



第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、)と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、同項第1号中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

3 [略]

(平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例)

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、「(平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1) [略]

(2) 地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定するひとり親である一般被保険者(次号に該当する者を除く。)

26万円

(3) 地方税法第295条第1項第2号の障害者、寡婦又はひとり親に該当する一般被保険者 92万円

5, 6 [略]

第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、)と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

3 [略]

(平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例)

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)」とあるのは、「(平成30年度以後の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額(2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額)を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」という。)」とする。

(1) [略]

(2) 地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫である一般被保険者(次号に該当する者を除く。)

26万円

(3) 地方税法第295条第1項第2号の障害者、寡婦又は寡夫に該当する一般被保険者 92万円

5, 6 [略]



(令和3年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和3年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1), (2) [略]

8 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和3年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1), (2) [略]

10 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和3年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)

(令和2年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和2年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の55を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「基礎賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1), (2) [略]

8 [略]

(令和2年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

9 令和2年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の55を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

(1), (2) [略]

10 [略]

(令和2年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

11 令和2年度の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の55を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)

とする。 (1), (2) [略] 12 [略]	とする。 (1), (2) [略] 12 [略]
--------------------------------	--------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第45号

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この条例において「緊急ショートステイサービス」とは、居宅要介護被保険者であって主たる介護者が死亡したことその他当該居宅要介護被保険者の心身の状況又は身の回りの環境が変化したことにより介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。 <u>以下同じ。</u> ）に入所する緊急の必要性があると市長が認めるものについて、指定短期入所生活介護事業	(定義) 第2条 [略] 2 [略] 3 この条例において「緊急ショートステイサービス」とは、居宅要介護被保険者であって主たる介護者が死亡したことその他当該居宅要介護被保険者の心身の状況又は身の回りの環境が変化したことにより介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に入所する緊急の必要性があると市長が認めるものについて、指定短期入所生活介護事業所

所(当該必要性に対応して相応のサービスを提供することができるものとして規則で定めるものに限る。)に当該居宅要介護被保険者が施設サービス(同条第26項に規定する施設サービスをいう。)を受けることができるようになるまでの期間入所させ、当該事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

4 [略]

5 この条例において「災害時ショートステイサービス」とは、居宅要介護被保険者であって震災、風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により居宅、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項に規定する避難所その他災害からの避難のために一時的に滞在している施設において日常生活を営むことに一時的な支障が生じたものについて、指定短期入所生活介護事業所(当該支障の程度に応じて相応のサービスを提供することができるものとして規則で定めるものに限る。)に相当の期間入所させ、当該事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

(保険給付の種類)

第5条 [略]

2 市町村特別給付は、次に掲げる保険給付とする。

(1)～(3) [略]

(4) 災害時ショートステイサービス費の支給

(市町村特別給付の支給)

第5条の2 [略]

2, 3 [略]

4 居宅要介護被保険者が、災害時ショ-

(当該必要性に対応して相応のサービスを提供することができるものとして規則で定めるものに限る。)に当該居宅要介護被保険者が施設サービス(同条第26項に規定する施設サービスをいう。)を受けることができるようになるまでの期間入所させ、当該事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

4 [略]

(保険給付の種類)

第5条 [略]

2 市町村特別給付は、次に掲げる保険給付とする。

(1)～(3) [略]

(市町村特別給付の支給)

第5条の2 [略]

2, 3 [略]

トステイサービス(第2条第5項に規定する期間を考慮して規則で定める期間内において行われるものに限る。)を受けたときは、当該災害時ショートステイサービスに要した費用(日常生活に要する費用として規則で定める費用を除く。)について、災害時ショートステイサービス費を支給する。

5～7 [略]

8 第5項及び第6項の規定は、居宅要介護被保険者等が緊急一時保護サービスを受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「居宅要介護被保険者」とあるのは「居宅要介護被保険者等」と、「ミドルステイサービス」とあるのは「緊急一時保護サービス」と、「ミドルステイサービス費」とあるのは「緊急一時保護サービス費」と読み替えるものとする。

9 第5項及び第6項の規定は、居宅要介護被保険者が災害時ショートステイサービスを受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「ミドルステイサービス」とあるのは「災害時ショートステイサービス」と、「ミドルステイサービス費」とあるのは「災害時ショートステイサービス費」と読み替えるものとする。

(市町村特別給付に係る額)

第7条 ミドルステイサービス費、緊急ショートステイサービス費及び災害時ショートステイサービス費の額並びに緊急一時保護サービス費(居宅要介護被保険者に係るものに限る。)の額は、次に掲げる額の合計額(法第51条の3第6項に規定する場合にあっては、第1号に掲げる額)とする。

(1), (2) [略]

2～4 [略]

4～6 [略]

7 第4項及び第5項の規定は、居宅要介護被保険者等が緊急一時保護サービスを受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「居宅要介護被保険者」とあるのは「居宅要介護被保険者等」と、「ミドルステイサービス」とあるのは「緊急一時保護サービス」と、「ミドルステイサービス費」とあるのは「緊急一時保護サービス費」と読み替えるものとする。

(市町村特別給付に係る額)

第7条 ミドルステイサービス費及び緊急ショートステイサービス費の額並びに緊急一時保護サービス費(居宅要介護被保険者に係るものに限る。)の額は、次に掲げる額の合計額(法第51条の3第6項に規定する場合にあっては、第1号に掲げる額)とする。

(1), (2) [略]

2～4 [略]

(保険料率)

第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者  
34,560円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者  
53,760円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者  
57,600円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者  
69,120円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者  
76,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者  
84,480円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))を給与所得及び公的年金等所得の合計額として算出した額とし、租  
税特別措置法(昭和32年法律第26

(保険料率)

第8条 平成30年度から令和2年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者  
33,804円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者  
52,584円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者  
56,340円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者  
67,608円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者  
75,120円
- (6) 次のいずれかに該当する者  
82,632円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの



号) 第33条の4第1項若しくは第2項, 第34条第1項, 第34条の2第1項, 第34条の3第1項, 第35条第1項, 第35条の2第1項, 第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には, 当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし, 当該合計所得金額が0を下回る場合には, 0とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であって, 前各号のいずれにも該当しないもの

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

88,320円

ア, イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

111,360円

ア, イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

126,720円

ア, イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

130,560円

ア, イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

134,400円

ア, イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

153,600円

ア, イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

161,280円

ア, イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

176,640円

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

86,388円

ア, イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

108,924円

ア, イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

123,948円

ア, イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

127,704円

ア, イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

131,460円

ア, イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

150,240円

ア, イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

157,752円

ア, イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

172,776円

ア、イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しない者  
192,000円

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,200円」とあるのは、「34,560円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,200円」とあるのは、「53,760円」と読み替えるものとする。

(徴収の猶予の要件)

第19条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、6月以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、当該金額を適宜分割して納付する期限を定めることを妨げない。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が災害を受けたこと。

ア、イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しない者  
187,800円

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,780円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,780円」とあるのは、「33,804円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,780円」とあるのは、「52,584円」と読み替えるものとする。

(徴収の猶予の要件)

第19条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、6月以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、当該金額を適宜分割して納付する期限を定めることを妨げない。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)を受けたこと。

(2)~(4) [略]	(2)~(4) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第46号

神戸市立在宅障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

神戸市立在宅障害者福祉センター条例（平成4年10月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)~(6) [略]</p> <p><u>(7), (8)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 前条に規定する事業を行うため、センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1), (2) [略]</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)~(6) [略]</p> <p><u>(7) 障害者の昼間一時保護に関すること。</u></p> <p><u>(8), (9)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 前条に規定する事業を行うため、センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1), (2) [略]</p>

(3), (4) [略] 2～4 [略]	(3) <u>昼間一時保護に必要な施設</u> (4), (5) [略] 2～4 [略]
-------------------------	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第47号

神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市青少年会館条例（昭和55年4月条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表(第8条関係)

名称	施設		使用料(単位 円)					終日 (午前 9時から 午後9時 まで)
	面積 (単位 平方メ ートル)	定員 (単位 人)	午前 (午前 9時から 正午ま まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時から 午後9時 まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	
研修室	85	50	5,000	6,700	5,900	10,500	11,300	14,900
1		35	1,900	2,500	2,200	3,900	4,200	5,600
2		35	1,900	2,500	2,200	3,900	4,200	5,600
3		35	1,900	2,500	2,200	3,900	4,200	5,600
4		25	1,300	1,800	1,600	2,800	3,000	4,000
5		50	2,700	3,600	3,100	5,600	6,000	8,000
会議室	50	20	3,800	5,000	4,400	7,900	8,500	11,200
談話室	50	20	3,800	5,000	4,400	7,900	8,500	11,200
音楽室	120	80	7,100	9,500	8,300	14,900	16,000	21,100
視聴覚室	76	40	4,500	6,000	5,200	9,400	10,100	13,400
和室	65	20	3,800	5,100	4,500	8,100	8,600	11,400
工作室	30	15	1,800	2,400	2,100	3,700	4,000	5,300
	76	20	4,500	6,000	5,200	9,400	10,100	13,400
個人使用の場合 1人1時間につき 150								

改正後

別表(第8条関係)

名称	施設		使用料(単位 円)					終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間外 の使用1 時間(1 時間未 満の端 数は、1 時間とし て計算 する。)に つき
	面積 (単位 平方メ ートル)	定員 (単位 人)	午前 (午前 9時から 正午ま まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時から 午後9時 まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)		
A	47	32	2,800	3,800	3,300	5,900	6,300	8,300	1,000
B	40	27	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100	800
A B	87	59	5,200	7,000	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800
A	39	24	2,200	2,900	2,500	4,400	4,700	6,300	800
B	32	20	1,800	2,400	2,000	3,600	3,900	5,200	600
C	32	20	1,800	2,400	2,000	3,600	3,900	5,200	600
D	25	15	1,300	1,800	1,600	2,800	3,000	4,000	500
会議室	40	24	2,200	2,900	2,600	4,500	4,800	6,400	800
音楽室	77	41	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600
練習室	66	35	4,000	5,300	4,600	8,200	8,800	11,700	1,400

備考 多目的室A・Bは、多目的室A及び多目的室Bを1室として使用するときをいう。



第2条 神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例（令和2年10月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u>	附 則
1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 <u>ただし、次項の規定は、神戸市青少年会館条例及び神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例（令和3年3月条例第47号）の公布の日から施行する。</u>	この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
<u>(準備行為)</u>	
2 この条例による改正後の神戸市青少年会館条例（以下「新条例」という。）第4条に掲げる施設についての新条例第6条第1項の許可 <u>その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。</u>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、神戸市青少年会館条例の一部を改正する条例（令和2年10月条例第27号）の施行の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市青少年会館条例第8条第1項から第3項までの規定による使用料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

神戸市立国民宿舎条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

**神戸市条例第48号**

神戸市立国民宿舎条例を廃止する条例

神戸市立国民宿舎条例（昭和37年10月条例第24号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の使用に係る利用料金の收受及び使用料の徴収については、なお従前の例による。

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市条例第49号**

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成5年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	使用の対象となる自動車の種類	名称	位置	使用の対象となる自動車の種類
神戸市 神戸駅 南駐車場	神戸市中央 区東川崎町 1丁目市道 神戸駅裏線 路面下	普通自動車及び 自動二輪車	神戸市 和田岬 駅前駐 車場	神戸市兵庫 区和田宮通 5丁目市道 西出高松前 池線路面下	普通自動車及び 自動二輪車
神戸市	神戸市兵庫	普通自動車及び			

和田岬 駅前駐 車場	区和田宮通 5丁目市道 西出高松前 池線路面下	自動二輪車
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]

別表第2(第3条関係)

名称	駐車を開始 できる時間	駐車を終了 できる時間
神戸市神 戸駅南駐 車場	終日	終日
神戸市和 田岬駅前 駐車場	午前7時か ら午後11時 まで	午前7時から 午後12時まで
神戸市長 田北町駐 車場		
[略]	[略]	[略]

別表第2(第3条関係)

名称	駐車を開始 できる時間	駐車を終了 できる時間
神戸市和 田岬駅前 駐車場	午前7時か ら午後11時 まで	午前7時から 午後12時まで
神戸市長 田北町駐 車場		
[略]	[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第3 (第5条関係)

名称	駐車料金		1日当たりの 上限額
	区分	駐車料金の単位となる 時間及び金額	
神戸市神戸 駅南駐 車場	午前7時から 午後10時まで	入車の時から30分を 経過するまでにあつ ては200円, 入車から 30分を経過した後に あつては15分につき 100円	月曜日から金 曜日まで(休 日を除く。)に あつては1,220 円, 日曜日及 び土曜日並び に休日にあつ ては1,530円
	午後10時から 翌日の午前7 時まで	60分につき100円	
神戸市和 田岬駅前 駐車場		20分につき100円	1,020円
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第4 (第5条関係)

名称	回数駐車券の料金	定期駐車券の種類, 利用できる曜日及び 時間並びに1月当たりの料金		
		昼間	平日昼間	夜間
		昼間	平日昼間	夜間
				全日

改正前

別表第3 (第4条関係)

名称	駐車料金		1日当たり の上限額
	区分	駐車料金の単位とな る時間及び金額	
神戸市和 田岬駅前 駐車場		20分につき100円	1,020円
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

別表第4 (第4条関係)

名称	回数駐車券の 料金	定期駐車券の種類, 利用できる曜日及び時間並 びに1月当たりの料金		
		昼間	平日昼間	夜間
		昼間	平日昼間	夜間
				全日

神戸市和田 岬駅前駐車 場	1,650円相当の 回数駐車券 1,500円 3,300円相当の 回数駐車券 3,000円 5,500円相当の 回数駐車券 5,000円	午前8時から 午後8時まで 12,220円	午前0時から 午前8時 まで及び 午後8時 から午後 12時まで 8,150円	20,370円
神戸市長田 北町駐車場		午前8時から 午後8時 まで 13,240円	月曜日から 金曜日ま での午前 8時から 午後8時 まで 11,200円	19,350円
神戸市新長 田駅前駐車 場		午前7時から 午後9時 まで 17,310円	月曜日から 金曜日ま での午前 7時から 午後9時 まで 14,260円	20,370円

神戸市神 戸駅南駐 車場	3,300円相 当の回数 駐車券 3,000円 5,500円相 当の回数 駐車券 5,000円	午前7時 から午後 10時まで 26,480円	月曜日から 金曜日ま での午前 7時から 午後10 時まで 18,330円	午前0時 から午前 8時及び 午後5時 から午後 12時まで 15,790円	30,560円
神戸市和 田岬駅前 駐車場	1,100円 相当の回 数駐車券 1,000円	午前8時 から午後 8時まで 12,220円		午前0時 から午前 8時及び 午後8時 から午後 12時まで 8,150円	20,370円
神戸市長 田北町駐 車場	1,650円 相当の回 数駐車券 1,500円	午前8時 から午後 8時まで 13,240円	月曜日から 金曜日ま での午前 8時から 午後8時 まで 11,200円	午前0時 から午前 8時及び 午後8時 から午後 12時まで 11,200円	19,350円
神戸市新 長田駅前 駐車場		午前7時 から午後 9時まで 17,310円	月曜日から 金曜日ま での午前 7時から 午後7時 まで	午前0時 から午前 8時及び 午後8時 から午後 12時まで 11,200円	20,370円



神戸市舞子駅前駐車場	午前8時から午後8時まで 12,220円	月曜日から金曜日の午前7時から午後12時まで 8,150円	8時から午後12時まで 10,190円	15,280円	備考 [略]
神戸市舞子駅前駐車場	午前8時から午後8時まで 12,220円	月曜日から金曜日の午前7時から午後12時まで 8,150円		15,280円	

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年3月28日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

- 2 この条例による改正後の道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市神戸駅南駐車場に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

## (経過措置)

- 3 施行日前に神戸市道路公社により発行された回数駐車券及び定期駐車券については、なお従前の例により使用することができるものとする。この場合における駐車料金については、当該回数駐車券及び定期駐車券の発行の時に徴収したものとみなす。

神戸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

## 神戸市条例第50号

## 神戸市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の3) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の3) [略]</p> <p><u>(10の4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネット</u></p>

(10の4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付 1枚につき  
800円

(11)~(35) [略]

(36) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査手数料は、次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれに定める額とし、当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き営業の許可を受けようとする場合の許可の申請に対する審査手数料は、それぞれの額に75パーセントを乗じて得た額とする。

ア 飲食店営業

1件につき 1万6,000円

イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

1件につき 9,600円

ウ 食肉販売業

1件につき 9,600円

エ 魚介類販売業

1件につき 9,600円

オ 魚介類競り売り営業

1件につき 2万1,000円

ワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付 1枚につき  
500円

(10の5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付 1枚につき 800円

(11)~(35) [略]

(36) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査手数料は、次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれに定める額とし、継続営業の許可の申請に対する審査手数料は、それぞれの額に75パーセントを乗じて得た額とする。

ア 飲食店営業

1件につき 1万6,000円

イ 喫茶店営業

1件につき 9,600円

ウ 菓子製造業

1件につき 1万4,000円

エ あん類製造業

1件につき 1万4,000円

オ アイスクリーム類製造業

1件につき 1万4,000円

カ 集乳業

1件につき 9,600円

キ 乳処理業

1件につき 2万1,000円

ク 特別牛乳搾取処理業

1件につき 2万1,000円

ケ 食肉処理業

1件につき 2万1,000円

コ 食品の放射線照射業

1件につき 2万1,000円

サ 菓子製造業

1件につき 1万4,000円

シ アイスクリーム類製造業

1件につき 1万4,000円

ス 乳製品製造業

1件につき 2万1,000円

セ 清涼飲料水製造業

1件につき 2万1,000円

ソ 食肉製品製造業

1件につき 2万1,000円

タ 水産製品製造業

1件につき 1万6,000円

チ 氷雪製造業

1件につき 2万1,000円

ツ 液卵製造業

1件につき 2万1,000円

テ 食用油脂製造業

1件につき 2万1,000円

ト みそ又はしょうゆ製造業

1件につき 1万6,000円

ナ 酒類製造業

1件につき 1万6,000円

ニ 豆腐製造業

1件につき 1万4,000円

カ 乳処理業

1件につき 2万1,000円

キ 特別牛乳搾取処理業

1件につき 2万1,000円

ク 乳製品製造業

1件につき 2万1,000円

ケ 集乳業

1件につき 9,600円

コ 乳類販売業

1件につき 9,600円

サ 食肉処理業

1件につき 2万1,000円

シ 食肉販売業

1件につき 9,600円

ス 食肉製品製造業

1件につき 2万1,000円

セ 魚介類販売業

1件につき 9,600円

ソ 魚介類競り売営業

1件につき 2万1,000円

タ 魚肉練り製品製造業

1件につき 1万6,000円

チ 食品の冷凍又は冷蔵業

1件につき 2万1,000円

ツ 食品の放射線照射業

1件につき 2万1,000円

テ 清涼飲料水製造業

1件につき 2万1,000円

ト 乳酸菌飲料製造業

1件につき 1万4,000円

ナ 氷雪製造業

1件につき 2万1,000円

ニ 氷雪販売業

1件につき 1万4,000円

ヌ 納豆製造業

1件につき 1万4,000円

ネ 麺類製造業

1件につき 1万4,000円

ノ そうざい製造業

1件につき 2万1,000円

ハ 複合型そうざい製造業

1件につき 2万1,000円

ヒ 冷凍食品製造業

1件につき 2万1,000円

フ 複合型冷凍食品製造業

1件につき 2万1,000円

ヘ 漬物製造業

1件につき 1万4,000円

ホ 密封包装食品製造業

1件につき 2万1,000円

マ 食品の小分け業

1件につき 1万4,000円

ミ 添加物製造業

1件につき 2万1,000円

(37) [略]

(37の2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行の申請に対する審査

1件につき 870円

(37の3) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく施設の認定の申請に対する審査

ア 現地調査を要するもの

1件につき 2万900円

ヌ 食用油脂製造業

1件につき 2万1,000円

ネ マーガリン又はショートニング製造業

1件につき 2万1,000円

ノ みそ製造業

1件につき 1万6,000円

ハ しょう油製造業

1件につき 1万6,000円

ヒ ソース類製造業

1件につき 1万6,000円

フ 酒類製造業

1件につき 1万6,000円

ヘ 豆腐製造業

1件につき 1万4,000円

ホ 納豆製造業

1件につき 1万4,000円

マ めん類製造業

1件につき 1万4,000円

ミ そうざい製造業

1件につき 2万1,000円

ム 缶詰又は瓶詰食品製造業

1件につき 2万1,000円

メ 添加物製造業

1件につき 2万1,000円

(37) [略]

## イ 現地調査を要しないもの

1件につき 1万400円

(38)～(60の8) [略]

(60の9) 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査

1品目につき 90円

(61)～(94) [略]

(95) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査(第98号に規定する検査を除く。)

ア [略]

イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の適用を受けるものである場合においては，1件につき，同項に規定する非住宅部分(以下第98号及び第132号の14の3から第132号の18までの規定において「非住宅部分」という。)の床面積((ア)から(ウ)までに掲げる場合にあっては，それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる床面積。第98号において同じ。)の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては1万7,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては2万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては8万5,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては13万4,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては16万9,000円，2万5,000

(38)～(60の8) [略]

(60の9) 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第9項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査

1品目につき 90円

(61)～(94) [略]

(95) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査(第98号に規定する検査を除く。)

ア [略]

イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。)第11条第1項の適用を受けるものである場合においては，1件につき，同項に規定する非住宅部分(以下第98号及び第132号の14の3から第132号の18までの規定において「非住宅部分」という。)の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては8万5,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては13万4,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては16万9,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては21万1,000円，5万平方メートル以上のものにあっては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。



平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては21万1,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 当該建築物について一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。第132号の14の3において同じ。)に係る計算を要しない既存部分がある場合 当該既存部分の床面積を除いた床面積

(イ) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第55条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積(低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣, 国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下「誘導基準」という。)に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合にあつては、当該変更する部分の床面積を含む。)

(ウ) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定

において準用する建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合 当該変更に係る部分の床面積(基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準(国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。))の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)

(96), (97) [略]

(98) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち同法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの

ア [略]

イ 建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては1万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては8万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては21万1,000円、5万平方メートル以上のものにあっては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

(99)～(117) [略]

(117の2) 建築基準法第60条の2第1項

(96), (97) [略]

(98) 建築基準法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査のうち同法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの

ア [略]

イ 建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項の適用を受けるものである場合においては、1件につき、非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては8万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては13万4,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては16万9,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては21万1,000円、5万平方メートル以上のものにあっては29万6,000円をアに掲げる額に加算する。

(99)～(117) [略]

第3号の規定に基づく都市再生特別地区内における建築物の容積率若しくは建蔽率，建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては，それぞれの建築面積）若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書の規定に基づく都市再生特別地区内における同条第1項第3号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の3) 建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可，同条第2項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における同条第1項第2号に該当する建築物に係る壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第3項ただし書の規定に基づく居住環境向上用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の4) 建築基準法第60条の3第1項第3号の規定に基づく特定用途誘導地区内における建築物の容積率若しくは建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては，それぞれの建築面積）に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第2項ただし書に規定する特定用途誘導地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(117の5) 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地

区内における建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可，同条第5項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可又は同条第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 16万円

(118)～(132の2の4) [略]

(132の3) 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査

1件につき，アからエまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円，30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円，100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円，200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円，500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円，1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円，2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円，1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円，5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当

(118)～(132の2の4) [略]

(132の3) 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査

ア 1件につき，(ア)から(エ)までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円，30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円，100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円，200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円，500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円，1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円，2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円，1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円，5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

(ア) 建築物を建築する場合((イ)

該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合((エ)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

イ 建築物の計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準(同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては、構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであって1の建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあっては12万1,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては14万4,000



円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては15万9,000円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては20万1,000円を、5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を、構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであつて1の建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあっては17万5,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては22万6,000円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては26万円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては34万円を、5万平方メートルを超えるものにあつては62万円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。) 当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

(イ) 1の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合  
それぞれの部分ごとの床面積

(132の4), (132の4の2) [略]

(132の5) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

(132の4), (132の4の2) [略]

(132の5) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査

1件につき、認定申請建築物のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあっては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあっては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては44万円、5万平方メートルを超えるものにあっては80万円(認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

ア 認定申請建築物を建築する場合(イに掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた認定申請建築物の長期優良住宅建築等計画の変更(同項の確認に係る部分に限る。)をして認定申請建築物を建築する場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

ウ 認定申請建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

ア 1件につき、認定申請建築物の

(ア)から(ウ)までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあっては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあっては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあっては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあっては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあっては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては44万円、5万平方メートルを超えるものにあっては80万円(認定申請建築物が共同住宅等である場合にあっては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額)

(ア) 認定申請建築物を建築する場合((イ)に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(イ) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた認定申請建築物の長期優良住宅建築等計画の変更(同項の確認に係る部分に限る。)をして認定申請建築物を建築する場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(ウ) 認定申請建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場

合 当該修繕又は模様替に係る  
部分の床面積の2分の1

イ 認定申請建築物の計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準(同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては、構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであって1の認定申請建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては12万1,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては14万4,000円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては15万9,000円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては20万1,000円を、5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を、構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであって1の認定申請建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては17万5,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては22万6,000円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては26万円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以

内のものにあつては34万円を、5万平方メートルを超えるものにあつては62万円（認定申請建築物が共同住宅等である場合にあつては、これらの額を当該長期優良住宅建築等計画に係る認定申請住戸の数で除して得た額）をアに掲げる額に加算する。

（ア） 認定申請建築物を建築する場合（大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。） 当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

（イ） 1の認定申請建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合 それぞれの部分ごとの床面積

(132の6)～(132の10) [略]

(132の11) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等（低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下第132号の14までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては

(132の6)～(132の10) [略]

(132の11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等（低炭素化促進法第53条に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下第132号の14までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の新築等に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては

3万9,000円, 200平方メートル以上のものにあつては4万4,000円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては, 当該住宅の共用部分(同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。)の床面積を除く。以下この号において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万6,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万5,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万2,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万6,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万7,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万5,000円

イ [略]

(132の12) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅以外の建築物(以下第132号の14までにおいて「非住宅建築物」という。)に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査  
ア 申請に係る低炭素建築物新築等計

3万9,000円, 200平方メートル以上のものにあつては4万4,000円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の新築等に係る部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第132号の18の3までにおいて「基準省令」という。)第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては, 当該住宅の共用部分(同項第1号の共用部分をいう。以下この号から第132号の18までにおいて同じ。)の床面積を除く。以下この号において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万6,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万5,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万2,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万6,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万7,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては192万5,000円

イ [略]

(132の12) 低炭素化促進法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅以外の建築物(以下第132号の14までにおいて「非住宅建築物」という。)に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査  
ア 申請に係る低炭素建築物新築等計



画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

- (ア) 誘導基準(非住宅建築物に係る判断の基準に関する部分に限る。)による場合((イ)に掲げる場合を除く。)

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては24万円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては39万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては69万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万7,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万9,000円

- (イ) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物及び基準省令第10条第1号イ(2)に規定する年間熱負荷モデル建築物を用いて計算する場合

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつ

画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

- (ア) 低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下「誘導基準」という。)(非住宅建築物に係る判断の基準に関する部分に限る。)による場合((イ)に掲げる場合を除く。)

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては24万円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては39万円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万5,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては69万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万7,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万9,000円

- (イ) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物及び基準省令第10条第1号イ(2)に規定する年間熱負荷モデル建築物を用いて計算する場合

1件につき、非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつ

ては9万5,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては12万2,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては16万円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては26万6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては34万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては41万7,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては48万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては64万6,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては1万2,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては2万2,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては3万5,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては10万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては35万2,000円

ては9万5,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては16万円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては26万6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては34万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては41万7,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては48万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては64万6,000円

イ 申請に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき非住宅建築物の新築等に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては1万2,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては3万5,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては10万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては35万2,000円

(132の12の2) [略]

(132の13) 低炭素化促進法第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査

1件につき、申出があった建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出低炭素建築物」という。)のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

ア 申出低炭素建築物について新築等する場合(イに掲げる場合を除く。) 当該新築等に係る部分の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた申出低炭素建築物の低炭素建築物新築等計画の変更(同項の確認に係る部分に限る。)をして申出低炭素建築物について新築等をする場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面

(132の12の2) [略]

(132の13) 低炭素化促進法第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査

ア 1件につき、申出があった建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出低炭素建築物」という。)の(ア)から(ウ)までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円、5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

(ア) 申出低炭素建築物について新築等する場合((イ)に掲げる場合を除く。) 当該新築等に係る部分の床面積

(イ) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた申出低炭素建築物の低炭素建築物新築等計画の変更(同項の確認に係る部分に限る。)

積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

ウ 申出低炭素建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

をして申出低炭素建築物について新築等をする場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(ウ) 申出低炭素建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

イ 低炭素建築物新築等計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準(同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては、構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであつて1の申出低炭素建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては12万1,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては14万4,000円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては15万9,000円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては20万1,000円を、5万平方メートルを超えるものにあつては33万9,000円を、構造計算が同項第2号イに規定する国土交通

大臣が定めた方法により行われたものであって1の申出低炭素建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては17万5,000円を,1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては22万6,000円を,2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては26万円を,1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては34万円を,5万平方メートルを超えるものにあつては62万円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 申出低炭素建築物について新築等をする場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし,又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。)当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

(イ) 1の申出低炭素建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合 それぞれの部分ごとの床面積

(132の14), (132の14の2) [略]

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号及び次号において「確保計画」という。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号及び次号において「適合性判定」という。)に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号

(132の14), (132の14の2) [略]

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号及び次号において「確保計画」という。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号及び次号において「適合性判定」という。)に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号



イに規定する基準による場合

a bに掲げる場合以外の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物（以下この号において「工場等」という。）の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては2万6,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては3万7,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては5万1,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては12万5,000円、5,000

イに規定する基準による場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては17万5,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては22万4,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては27万円，5万平方メートル以上のものにあつては39万円

(イ) 基準省令第1条第1項第1号  
ロに規定する基準による場合

a bに掲げる場合以外の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては11万9,000円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円，5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

b 工場等の場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては2万2,000円，300平方メートル

(イ) 基準省令第1条第1項第1号  
ロに規定する基準による場合

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円，1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円，5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

ル以上1,000平方メートル未  
満のものにあつては3万2,000  
円, 1,000平方メートル以上  
2,000平方メートル未満のも  
のにあつては4万6,000円,  
2,000平方メートル以上5,000  
平方メートル未満のものに  
あつては11万8,000円, 5,000  
平方メートル以上1万平方  
メートル未満のものにあつて  
は16万8,000円, 1万平方メー  
トル以上2万5,000平方メー  
トル未満のものにあつては21  
万6,000円, 2万5,000平方  
メートル以上5万平方メー  
トル未満のものにあつては26万  
円, 5万平方メートル以上の  
ものにあつては37万9,000円

(ウ) 基準省令第1条第1項第1号  
ただし書に規定する方法による  
場合

a 基準省令第1条第1項第1号  
イに規定する基準による場合

非住宅部分の床面積(当該建築  
物について一次エネルギー消費  
量に係る計算を要しない既存部  
分があるときは, 当該既存部分  
の床面積を除く。b及びcにお  
いて同じ。)の合計に応じた(ア)  
の額

(ウ) 基準省令第1条第1項第1号  
ただし書に規定する方法による  
場合

a 基準省令第1条第1項第1  
号イに規定する基準による場  
合(同号の非住宅建築物に係  
る増築又は改築(以下この号  
及び第132号の18において

「増築等」という。)であつ  
て, 当該増築等の部分以外  
の非住宅部分の一次エネル  
ギー消費量(基準省令第1条  
第1項第1号イの一次エネ  
ルギー消費量をいう。この号  
及び第132号の18において同  
じ。)を基準一次エネルギー  
消費量(同イの基準一次エネ  
ルギー消費量をいう。この号  
及び第132号の18において  
同じ。)で除して得た数値が  
1.2以上である場合に限る。)  
当該増築等の非住宅部分の

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた(イ)の額

c a及びbに掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額

イ 建築物省エネルギー法第34条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合(確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。)

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000

床面積の合計に応じた(ア)の額

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合(同号の非住宅建築物に係る増築等であつて、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じた(イ)の額

c a及びbに掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じた(ア)の額

イ 建築物省エネルギー法第29条第3項に規定する他の建築物に係る審査を行う場合(確保計画に係る評価方法と建築物省エネルギー法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。)

1件につき、非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万

円，2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円，5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

(132の14の4) [略]

(132の15) 建築物省エネルギー法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号及び次号において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第10条第1号に規定する基準による場合(bに掲げる場合を除く。)

1件(建築物省エネルギー法第34条第3項の規定により，同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は，1の建築物ごとに1件とする。以下この号において同じ。)につき，認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円，300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円，1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては

9,000円，5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

(132の14の4) [略]

(132の15) 建築物省エネルギー法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号及び次号において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第10条第1号に規定する基準による場合(bに掲げる場合を除く。)

1件(建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により，同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は，1の建築物ごとに1件とする。以下この号において同じ。)につき，認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円，300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円，2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円，5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のも



56万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては68万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

1件につき, 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては11万9,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

のにあつては68万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては82万3,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては93万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては118万7,000円

b 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

1件につき, 認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては9万3,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては15万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては26万4,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては33万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては41万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては48万2,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては64万4,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する住宅部分(以下この号及び第132号の18において「住宅部分」という。)のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万7,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万2,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積(基準省令第4条第3項の

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円、5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する住宅部分(以下この号及び第132号の18において「住宅部分」という。)のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては3万7,000円、200平方メートル以上のものにあつては4万2,000円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積(基準省令第4条第3

設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万2,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万4,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては192万3,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第35条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円、200平方メートル以上のものにあつては7,400円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつて

項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)の合計が300平方メートル未満のものにあつては7万4,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては12万6,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては22万2,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては31万円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては60万4,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては104万5,000円、5万平方メートル以上のものにあつては192万3,000円

(イ) 申請に係る性能向上計画が建築物省エネルギー法第30条第1項第1号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき、一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円、200平方メートル以上のものにあつては7,400円、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万

は6万6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

(132の16) 建築物省エネルギー法第35条第2項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に対する審査

1件につき, 申出があつた建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出省エネルギー建築物」という。)のアからウまでに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円, 30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円, 100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円, 5万平方メートルを超えるものにあつては80万円

ア 申出省エネルギー建築物につ

6,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

(132の16) 建築物省エネルギー法第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出に対する審査

ア 1件につき, 申出があつた建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅並びにこれらのもの以外の建築物の全てを含む。以下この号において「申出省エネルギー建築物」という。)の(ア)から(ウ)までに掲げる算定に基づく床面積の合計が30平方メートル以内のものにあつては1万9,000円, 30平方メートルを超え100平方メートル以内のものにあつては3万1,000円, 100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては4万7,000円, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては6万円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては9万円, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては12万円, 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあつては28万円, 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあつては44万円, 5万平方

いて建築をする場合(イに掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 建築基準法第6条第1項の確認を受けた申出省エネルギー建築物の性能向上計画の変更(同項の確認に係る部分に限る。)をして申出省エネルギー建築物について建築をする場合 当該性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

ウ 申出省エネルギー建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

メートルを超えるものにあつては80万円

(ア) 申出省エネルギー建築物について建築をする場合((イ)に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(イ) 建築基準法第6条第1項の確認を受けた申出省エネルギー建築物の性能向上計画の変更(同項の確認に係る部分に限る。)をして申出省エネルギー建築物について建築をする場合 当該性能向上計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(ウ) 申出省エネルギー建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

イ 性能向上計画が建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に定める基準(同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかの審査を必要とする場合においては、構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものであつて1の申出省エネルギー建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあつては12万1,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては



14万4,000円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては15万9,000円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては20万1,000円を、5万平方メートルを超えるものにあっては33万9,000円を、構造計算が同項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものであって1の申出省エネルギー建築物につき(ア)及び(イ)に掲げる算定に基づく床面積が1,000平方メートル以内のものにあっては17万5,000円を、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあっては22万6,000円を、2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のものにあっては26万円を、1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のものにあっては34万円を、5万平方メートルを超えるものにあっては62万円をアに掲げる額に加算する。

(ア) 申出省エネルギー建築物を建築する場合(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。) 当該構造計算が適合するかどうかの審査に係る部分の床面積

(イ) 1の申出省エネルギー建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合 それぞれの部分ごとの床面積

(132の17) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

(132の17) 建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

1件(建築物省エネルギー法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。)につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積(基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準(国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。)の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)」と読み替えるものとする。

(132の18) 建築物省エネルギー法第41条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第1号に規定する基準による場合  
(bに掲げる場合を除く。)

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては30万円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万

1件(建築物省エネルギー法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。)につき、第132号の15の規定を準用して得られる額。この場合において同号の規定中「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「建築物省エネルギー法第31条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積(基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準(国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。)の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。)」と読み替えるものとする。

(132の18) 建築物省エネルギー法第36条第1項の規定に基づく認定の申請に対する審査

ア 申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては23万8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては38万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては56万3,000円、5,000平方メー

8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては56万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては68万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては82万3,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては93万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては118万7,000円

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあっては11万9,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては15万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては26万4,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては33万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては41万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては48万2,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては64万4,000円

ル以上1万平方メートル未満のものにあっては68万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては82万3,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては93万5,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては118万7,000円

b 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合

1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあっては9万3,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあっては15万8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあっては26万4,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあっては33万9,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあっては41万5,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあっては48万2,000円, 5万平方メートル以上のものにあっては64万4,000円

c 基準省令第1条第1項第1

号ただし書に規定する方法による場合

(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による場合(同号の非住宅建築物に係る増築等であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じたaの額

(b) 基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合(同号の非住宅建築物に係る増築等であって、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た数値が1.2以上である場合に限る。)

当該増築等の非住宅部分の床面積の合計に応じたbの額

(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合

非住宅部分の床面積の合計に応じたaの額

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合  
1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合  
1件につき、認定の申請に係る部分の床面積の合計が300平

方メートル未満のものにあつては1万2,000円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては2万2,000円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a, b [略]

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき, 一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円, 200平方メートル以上のものにあつては7,400円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申

方メートル未満のものにあつては1万2,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては3万5,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては10万3,000円, 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては15万1,000円, 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては19万8,000円, 2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万9,000円, 5万平方メートル以上のものにあつては35万2,000円

イ 申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合

(ア) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されていない場合

a, b [略]

(イ) 申請に係る建築物が建築物省エネルギー法第2条第3号に規定する基準に適合することを証する書面が添付されている場合

1件につき, 一戸建ての住宅の認定の申請に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものにあつては6,900円, 200平方メートル以上のものにあつては7,400円, 共同住宅, 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の認定の申請に係る部



請に係る部分の床面積(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円、5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

(132の18の2)～(158) [略]

第6条 第2条各号に規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。ただし、同条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料(同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあつては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。)については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2～4 [略]

別表第1(第3条関係)

種別	区分	手数料
[略]	[略]	[略]

分の床面積(基準省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とする場合にあつては、当該住宅の共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のものにあつては1万2,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては2万8,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては6万6,000円、5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のものにあつては10万3,000円、1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のものにあつては16万5,000円、2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のものにあつては23万4,000円、5万平方メートル以上のものにあつては36万8,000円

ウ [略]

(132の18の2)～(158) [略]

第6条 第2条各号に規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。ただし、同条第47号に規定する手数料については、検査した日の属する月の翌月の15日までに徴収する。

2～4 [略]

別表第1(第3条関係)

種別	区分	手数料
[略]	[略]	[略]

3 家庭から排出される粗大ごみ	[略]	一般収集	10キログラム以下の1粗大ごみにつき300円
			20キログラム以下の1粗大ごみにつき600円
			30キログラム以下の1粗大ごみにつき900円
			30キログラムを超える1粗大ごみにつき1,200円
	特別収集	一般収集に係る手数料としてこの表(備考を含む。以下同じ。)に定める額(この表において規則で定めるとされる手数料の額)に600円を加えた額	
[略]	[略]	[略]	[略]

## 備考

- 1 [略]
- 2 一般収集とは、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第10条の2第2項に規定する所定の場所に排出された粗大ごみを収集することをいう。
- 3 特別収集とは、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第10条の2第2項に規定する所定

3 家庭から排出される粗大ごみ	[略]		10キログラム以下の1粗大ごみにつき300円
			20キログラム以下の1粗大ごみにつき600円
			30キログラム以下の1粗大ごみにつき900円
			30キログラムを超える1粗大ごみにつき1,200円
[略]	[略]	[略]	[略]

## 備考

- 1 [略]

の場所に粗大ごみを排出することが困難である世帯(次の各号のいずれにも該当しない者が属するものを除く。)に属する者の求めに応じ、その者の住居から粗大ごみを収集することをいう。

(1) 介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定を受けている者

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第123号)第15条第1項の身体障害者手帳、市の判定機関において知的障害であると判定された者に対して交付される療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

4, 5 [略]

2, 3 [略]

第2条 神戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後				第2条による改正前			
別表第1(第3条関係)				別表第1(第3条関係)			
種別	区分	手数料		種別	区分	手数料	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
3 家庭から排出される粗大ごみ	[略]	一般	[略]	3 家庭から排出される粗大ごみ	[略]	一般	[略]
		収集	[略]			収集	[略]
			[略]				[略]

		30キログラムを超える1粗大ごみにつき 1,200円
		30キログラムを超える粗大ごみに係る手数料によりがたい粗大ごみとして規則で定めるもの 1粗大ごみにつき3,000円を上限として規則で定める額
		特別収集 [略]
[略]	[略]	[略]

		30キログラムを超える1粗大ごみにつき 1,200円
		特別収集 [略]
[略]	[略]	[略]

備考

- 1 家庭から排出される粗大ごみのうち規則で定める品目のもの(30キログラムを超える粗大ごみに係る手数料によりがたい粗大ごみとして規則で定めるものを除く。)に係る手数料の額は、当該品目の体積その他の事項を勘案して30キログラムを超えるものに係る手数料の額を上限として品目ごとに規則で定める。

2～5 [略]

備考

- 1 家庭から排出される粗大ごみのうち規則で定める品目のものに係る手数料の額は、当該品目の体積その他の事項を勘案して30キログラムを超えるものに係る手数料の額を上限として品目ごとに規則で定める。

2～5 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中神戸市手数料条例第2条第36号の改正規定、第37号の2及び第37号の3を加える改正規定並びに第6条の改正規定 令和3年6月1日

(2) 第2条の規定 令和3年7月1日

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者が附則第1項第1号に規定する施行の日以後に行う当該営業に相当する食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に基づく営業（同条第26号及び28号に掲げるものを除く。）の許可を受けようとする場合の許可の申請に対する審査については、第1条の規定による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第36号の当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き営業の許可を受けようとする場合の許可の申請に対する審査手数料として算出した額を当該審査に係る審査手数料として当該許可の申請をする者から徴収する。
- 3 第1条の規定による改正後の神戸市手数料条例別表第1 3の項の規定は、施行日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の神戸市手数料条例別表第1 3の項の規定は、附則第1項第2号に規定する施行の日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市条例第51号**

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
(1) 公営住宅		(1) 公営住宅	
ア 国の補助に係る公営住宅		ア 国の補助に係る公営住宅	
名称	位置	名称	位置



[略]	[略]
神戸市営フレール 魚崎中町住宅	[略]
神戸市営新求女住宅	神戸市東灘区住吉 宮町1丁目
[略]	[略]
神戸市営フレール・アスタ若松住宅	[略]
神戸市営新日吉住宅	神戸市長田区日吉 町3丁目
[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅

名称	位置
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台 2丁目
[略]	[略]

(2) 改良住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営丸の後住宅	[略]
神戸市営新求女住宅	神戸市東灘区住吉 宮町1丁目
[略]	[略]

(3), (4) [略]

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

[略]	[略]
神戸市営フレール 魚崎中町住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営フレール・アスタ若松住宅	[略]
[略]	[略]

イ 国の補助に係らない公営住宅

名称	位置
神戸市営篠原第一住宅	神戸市灘区篠原南 町6丁目
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台 2丁目
[略]	[略]

(2) 改良住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営丸の後住宅	[略]
[略]	[略]

(3), (4) [略]

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営フレール住吉宮町住宅	[略]	[略]
神戸市営新求女住宅	神戸市営住宅新求女駐車場	神戸市東灘区住吉宮町1丁目
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(2) 改良住宅の共同施設として設置された駐車場

改良住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営新求女住宅	神戸市営住宅新求女駐車場	神戸市東灘区住吉宮町1丁目
神戸市営神前住宅	神戸市営住宅神前駐車場	神戸市灘区神前町4丁目
[略]	[略]	[略]

(3), (4) [略]

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営フレール住吉宮町住宅	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(2) 改良住宅の共同施設として設置された駐車場

改良住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営神前住宅	神戸市営住宅神前駐車場	神戸市灘区神前町4丁目
[略]	[略]	[略]

(3), (4) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1第1号イの表の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第1第1号アの表神戸市営新求女住宅の項及び神戸市営新日吉住宅の項、別表第1第2号の表神戸市営新求女住宅の項、別表第5第1号アの表神戸市営新求女住宅の項並びに別表第5第2号の表神戸市営新求女住宅の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

### 神戸市条例第52号

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、<u>亀裂</u>し、又は破損しない構造とすること。</p> <p>(9), (10) [略]</p> <p>(11) 開放炉又は常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な<u>遮蔽</u>を設けること。</p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>薪</u>、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床<sup>まき</sup>上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台<sup>が</sup>上に設け、</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 地震その他の振動又は衝撃(以下「地震等」という。)により容易に転倒し、<u>亀裂</u>し、又は破損しない構造とすること。</p> <p>(9), (10) [略]</p> <p>(11) 開放炉又は常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な<u>遮蔽</u>を設けること。</p> <p>(12)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>薪</u>、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造つた床<sup>まき</sup>上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造つた台<sup>が</sup>上に設け、</p>

又は防火上有効な底面通気を図ること。

(16) [略]

(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア、イ [略]

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保ち、又は防火上有効な遮蔽を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

エ～キ [略]

ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

ケ～ソ [略]

(18～21) [略]

2～4 [略]

(ストーブ)

第5条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)のうち、薪、石炭その他の固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2 [略]

(煙突、煙道及びたき口)

第9条 火を使用する設備(第13条の2第1項に規定する燃料電池発電設備を除く。以下この条において同じ。)に附属する煙突及び煙道の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 掃除が容易にできる構造とし、筒内に著しくばい煙が付着したときは、これを除去すること。

又は防火上有効な底面通気を図ること。

(16) [略]

(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア、イ [略]

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保ち、又は防火上有効な遮蔽を設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

エ～キ [略]

ク 燃料タンク又は配管には、有効なる濾過装置を設けること。ただし、濾過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

ケ～ソ [略]

(18～21) [略]

2～4 [略]

(ストーブ)

第5条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)のうち、薪、石炭その他の固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造つたたき殻受けを付設しなければならない。

2 [略]

(煙突、煙道及びたき口)

第9条 火を使用する設備(第13条の2第1項に規定する燃料電池発電設備を除く。以下この条において同じ。)に附属する煙突及び煙道の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 掃除が容易にできる構造とし、筒内に著しく煤煙が付着したときは、これを除去すること。

2～4 [略]

<sup>ちゅう</sup>  
(厨房設備)

第9条の2 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ～カ [略]

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置(以下「火炎伝送防止装置」とい

2～4 [略]

<sup>ちゅう</sup>  
(厨房設備)

第9条の2 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ～カ [略]

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置(以下「グリス除去装置」という。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置(以下「火炎伝送防止装置」とい



う。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。ただし、建物の構造その他の状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(ア) [略]

(イ) (ア)に掲げるもののほか、令別表第1に掲げる防火対象物で、床面積が200平方メートル以上の厨房室及び厨房設備の入力の合計が350キロワット以上となる厨房室

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号まで及び第2項を除く。)の規定を準用する。

(急速充電設備)

第12条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する

う。)を設けること。ただし、排気ダクトを用いず<sup>がい</sup>天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該<sup>ちゆう</sup>厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる防火対象物又はその部分に設ける<sup>ちゆう</sup>厨房設備の火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。ただし、建物の構造その他の状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(ア) [略]

(イ) (ア)に掲げるもののほか、令別表第1に掲げる防火対象物で、床面積が200平方メートル以上の<sup>ちゆう</sup>厨房室及び<sup>ちゆう</sup>厨房設備の入力の合計が350キロワット以上となる<sup>ちゆう</sup>厨房室

(3) <sup>がい</sup>天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

(4) <sup>がい</sup>天蓋及び<sup>がい</sup>天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、<sup>ちゆう</sup>厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号まで及び第2項を除く。)の規定を準用する。

(急速充電設備)

第12条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自

原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2)~(4) [略]

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないように措置を講ずること。

(8)~(12) [略]

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(3) [略]

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないように措置を講ずること。

(7)~(11) [略]

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17), (18) [略]

2 [略]

(燃料電池発電設備)

第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池, リン酸型燃料電池, 熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13), (14) [略]

2 [略]

(燃料電池発電設備)

第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池, リン酸型燃料電池, 熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸

化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項並びに第53条第15号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。),第2号,第4号,第5号,第7号,第9号,第17号(ウ及びスからソまでを除く。),第18号及び第20号並びに第3項第1号,第12条第1項(第9号を除く。)並びに前条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 [略]

(水素ガスを充填する気球)

第18条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ [略]

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) [略]

(水素ガスを充填する玩具用ゴム風船)

第18条の2 多数の者が集合又は出入する場所においては、水素ガス入りの玩具用ゴム風船を掲揚し、販売し、若しくは配布し、又は玩具用ゴム風船に水素ガスを充填し、その他の取扱いをしてはならない。

(玩具用煙火)

第27条 玩具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項並びに第53条第14号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。),第2号,第4号,第5号,第7号,第9号,第17号(ウ及びスからソまでを除く。),第18号及び第20号並びに第3項第1号,第12条第1項(第9号を除く。)並びに前条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2～5 [略]

(水素ガスを充填する気球)

第18条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ [略]

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) [略]

(水素ガスを充填する玩具用ゴム風船)

第18条の2 多数の者が集合又は出入する場所においては、水素ガス入りの玩具用ゴム風船を掲揚し、販売し、若しくは配布し、又は玩具用ゴム風船に水素ガスを充填し、その他の取扱いをしてはならない。

(玩具用煙火)

第27条 玩具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

2 玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号に規定する数量の5分の1以上同号に規定する数量以下の玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

(特殊場所における火気の制限)

第29条 [略]

2, 3 [略]

4 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物並びにドック若しくは埠頭に係留された船舶又は船舶の用途に供するため工事中の建造物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 [略]

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条、第31条の2、第31条の3(第1項第16号及び第17号を除く。)、第31条の4(第2項第1号を除く。)から第31条の7まで及び第32条の2の規定を準用する。

(消火器具に関する基準)

3 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第91条第2号に規定する数量の5分の1以上同号に規定する数量以下の玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

(特殊場所における火気の制限)

第29条 [略]

2, 3 [略]

4 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物並びにドック若しくは埠頭に係留された船舶又は船舶の用途に供するため工事中の建造物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉塵を著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

5 [略]

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第34条 [略]

2 [略]

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条、第31条の2、第31条の3(第1項第16号及び第17号を除く。)、第31条の4(第2項第1号を除く。)、第31条の5から第31条の7まで及び第32条の2の規定を準用する。

(消火器具に関する基準)



## 第36条 [略]

2 令別表第1各項に掲げる防火対象物内にある場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具を、当該場所の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分にある場所については、この限りでない。

(1), (2) [略]

(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

(4), (5) [略]

## 3 [略]

(ガス遮断弁の設置場所)

第50条の9 市場、マーケットその他の集合店舗又は道路に面して設けられた連続店舗で、その床面積の合計が1,000平方メートル以上のものの関係者及びガス事業者(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第6条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。)は、ガス遮断弁(各戸の引込口に設けるものに限る。)を、火災、地震その他の災害が発生した際、消防隊その他消防作業に従事する者が屋外から容易に操作できる場所に設けるよう努めなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

## 第36条 [略]

2 令別表第1各項に掲げる防火対象物内にある場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具を、当該場所の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分にある場所については、この限りでない。

(1), (2) [略]

(3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

(4), (5) [略]

## 3 [略]

(ガス遮断弁の設置場所)

第50条の9 市場、マーケットその他の集合店舗又は道路に面して設けられた連続店舗で、その床面積の合計が1,000平方メートル以上のものの関係者及びガス事業者(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第6条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。)は、ガス遮断弁(各戸の引込口に設けるものに限る。)を、火災、地震その他の災害が発生した際、消防隊その他消防作業に従事する者が屋外から容易に操作できる場所に設けるよう努めなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 当該<sup>ちゆう</sup>厨房設備の入力と同一<sup>ちゆう</sup>厨房室内に設ける他の<sup>ちゆう</sup>厨房設備の入力との合計が350キロワット以上の<sup>ちゆう</sup>厨房設備

(5)～(12) [略]

(13) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

(14)～(17) [略]

(18) 水素ガスを<sup>てん</sup>充填する気球(指定<sup>とう</sup>洞道等の届出)

第54条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された<sup>とう</sup>洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため、必要に応じ人が出入りするものに限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして消防長が指定したもの(以下「指定<sup>とう</sup>洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

(1) 指定<sup>とう</sup>洞道等の経路、出入口、換気口等の位置及び建物と接続する防火区画の状況

(2) 指定<sup>とう</sup>洞道等の内部に敷設されている主要な物件

(3) 指定<sup>とう</sup>洞道等の内部における火災に関する安全管理対策

2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 当該<sup>ちゆう</sup>厨房設備の入力と同一<sup>ちゆう</sup>厨房室内に設ける他の<sup>ちゆう</sup>厨房設備の入力との合計が350キロワット以上の<sup>ちゆう</sup>厨房設備

(5)～(12) [略]

(13)～(16) [略]

(17) 水素ガスを<sup>てん</sup>充填する気球(指定<sup>とう</sup>洞道等の届出)

第54条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル(以下「通信ケーブル等」という。)の敷設を目的として設置された<sup>とう</sup>洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物(通信ケーブル等の維持管理等のため、必要に応じ人が出入りするものに限る。)で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生じるおそれのあるものとして消防長が指定したもの(以下「指定<sup>とう</sup>洞道等」という。)に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

(1) 指定<sup>とう</sup>洞道等の経路、出入口、換気口等の位置及び建物と接続する防火区画の状況

(2) 指定<sup>とう</sup>洞道等の内部に敷設されている主要な物件

(3) 指定<sup>とう</sup>洞道等の内部における火災に関する安全管理対策

2 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1(第3条,第3条の2,第3条の3,第4条,第5条,第7条,第8条,第8条の2,第9条の2,第19条,第20条,第21条,第22条関係)

種別	距離(センチメートル)					
	入力	上方	側方	前方	後方	後方
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
温風暖房機	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ストーブ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ストーブ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
移動式ストーブ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調理器具	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

改正前

別表第1(第3条,第3条の2,第3条の3,第4条,第5条,第7条,第8条,第8条の2,第9条の2,第19条,第20条,第21条,第22条関係)

種別	距離(センチメートル)					
	入力	上方	側方	前方	後方	後方
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
温風暖房機	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ストーブ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
移動式ストーブ	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調理器具	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]



## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の神戸市火災予防条例第12条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

---

神戸市水の科学博物館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

## 神戸市条例第53号

神戸市水の科学博物館条例を廃止する条例

神戸市水の科学博物館条例（平成元年3月条例第57号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

---

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

## 神戸市条例第54号

神戸市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(水道事業の経営の規模)	(水道事業の経営の規模)
第3条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。	第3条 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。



<p>(1) 給水区域 市の区域内</p> <p>(2) 給水人口 152万人</p> <p>(3) 1日最大給水量 56万6,000立方メートル</p>	<p>(1) 次号の給水区域を除く市の区域をその給水区域とする水道事業</p> <p>ア 給水区域 市の区域内(次号の給水区域を除く。)</p> <p>イ 給水人口 154万人</p> <p>ウ 1日最大給水量 58万3,000立方メートル</p> <p>(2) 六甲山上をその給水区域とする水道事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(六甲山上水道条例の廃止)
- 2 神戸市六甲山上水道条例(昭和47年10月条例第44号)は、廃止する。  
(六甲山上水道条例の廃止に伴う水道料金に係る経過措置)
- 3 この条例による廃止前の神戸市六甲山上水道条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき施行日前から継続して行っている給水(以下「継続給水」という。)で、施行日以後に神戸市水道条例(昭和39年3月条例第46号)第14条第1項の規定による決定又は同条第2項の規定による認定(以下この項において「決定等」という。)をするものに係るその決定等に係る水道料金については、神戸市水道条例の規定により算定される額とする。ただし、施行日前に決定等をするものに係るその決定等に係る水道料金並びに施行日前に神戸市水道条例第9条第1項の規定により給水を受けることをやめる使用者及び同条第2項の規定により給水を廃止される使用者の当該給水に係る水道料金については、なお従前の例による。  
(六甲山上水道条例の廃止に伴う固定費負担金に係る経過措置)
- 4 継続給水で、施行日以後に神戸市水道条例第31条の9第3項に規定する実際の使用水量の把握(以下この項において単に「把握」という。)をするものに係るその把握に係る固定費負担金については、神戸市水道条例の規定により算定される額とする。ただし、施行日前に把握をするものに係るその把握に係る固定費負担金については、なお従前の例による。  
(六甲山上水道条例の廃止に伴う分担金に係る経過措置)
- 5 旧条例の規定に基づき施行日前に申込みがあった給水工事に係る分担金については、なお従前の例による。  
(六甲山上水道条例の廃止に伴う開栓手数料に係る経過措置)
- 6 旧条例の規定に基づき施行日前に申込みがあった中止栓の開栓に係る開栓手数料については、なお従前の例による。

神戸市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

### 神戸市条例第55号

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第19条, 第19条の2 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>(前納料金)</u></p> <p><u>第19条 工事その他の理由により一時的に給水を受けようとする者は、給水申込みの際、管理者が定める料金を前納しなければならない。</u></p> <p><u>2 管理者は、必要と認めるときは、前納料金を還付し、又は追徴することができる。</u></p> <p><u>3 管理者は、給水を廃止した場合は、前納料金を精算し、過不足のあるときは、還付し、又は追徴する。</u></p> <p><u>4 管理者は、第1項の規定にかかわらず、官公署、官公立学校又は官公立病院に給水する場合は、前納料金を徴収しないことができる。</u></p> <p>第19条の2, 第19条の3 [略]</p>

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の神戸市水道条例第19条第1項の規定により前納された料金に係る精算又は還付若しくは追徴については、なお従前の例による。

神戸市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第56号

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
<p>(設置等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立 葺合公民館</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区真砂通2丁目 1番1号及び同区南本町通 <u>5丁目1番24号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">[略]</th> <th style="text-align: center;">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立 葺合公民館</td> <td style="text-align: center;">会議室、和室、体育室及び ロビーその他の便益施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通2丁目 1番1号及び同区南本町通 <u>5丁目1番24号</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市立 葺合公民館	会議室、和室、体育室及び ロビーその他の便益施設	[略]	[略]	<p>(設置等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立 葺合公民館</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区真砂通2丁目 1番1号及び同区南本町通 <u>5丁目1番5号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">[略]</th> <th style="text-align: center;">[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立 葺合公民館</td> <td style="text-align: center;">会議室、和室、<u>調理室</u>、 体育室及びロビーその他の便 益施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通2丁目 1番1号及び同区南本町通 <u>5丁目1番5号</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市立 葺合公民館	会議室、和室、 <u>調理室</u> 、 体育室及びロビーその他の便 益施設	[略]	[略]
名称	位置																												
[略]	[略]																												
神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通2丁目 1番1号及び同区南本町通 <u>5丁目1番24号</u>																												
[略]	[略]																												
[略]	[略]																												
神戸市立 葺合公民館	会議室、和室、体育室及び ロビーその他の便益施設																												
[略]	[略]																												
名称	位置																												
[略]	[略]																												
神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通2丁目 1番1号及び同区南本町通 <u>5丁目1番5号</u>																												
[略]	[略]																												
[略]	[略]																												
神戸市立 葺合公民館	会議室、和室、 <u>調理室</u> 、 体育室及びロビーその他の便 益施設																												
[略]	[略]																												

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改

正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表(第8条関係)

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称	使用料		
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後3時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)
第1会議室	1,500円	1,000円	1,500円
第3会議室	2,300円	1,500円	2,300円
第2会議室又は第5会議室	800円	500円	800円
第4会議室	2,300円	1,500円	2,300円

改正後

別表(第8条関係)

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称	使用料		
	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後3時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)
第1会議室	1,500円	1,000円	1,500円
第2会議室	800円	500円	800円
第3会議室	2,300円	1,500円	2,300円



和室	[略]	[略]	[略]	[略]
調理室	1,400円	900円	900円	1,400円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

ウ～キ [略]  
(2) [略]

和室	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

ウ～キ [略]  
(2) [略]

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の神戸市立葺合公民館の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

---

神戸市長選挙における記号式投票に関する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市条例第57号**

神戸市長選挙における記号式投票に関する条例

神戸市長選挙の投票については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第47条、第48条の2及び第49条の規定による投票を除き、同法第46条の2第1項に規定する記号式投票の方法によるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

---

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市条例第58号**

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例（令和2年6月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例(平成8年12月条例第36号。以下「エンタープライズゾーン条例」という。)の適用に当たり、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)</u>及びそのまん延防止のための措置(以下「新型コロナウイルス感染症等」という。)により影響を受けた認定事業者に臨時特例措置を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例(平成8年12月条例第36号。以下「エンタープライズゾーン条例」という。)の適用に当たり、<u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u>及びそのまん延防止のための措置(以下「新型コロナウイルス感染症等」という。)により影響を受けた認定事業者に臨時特例措置を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例の臨時特例に関する条例第1条及び第3条から第6条までの規定は、令和3年2月13日から適用する。

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 神戸市条例第59号

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1, 2 [略]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例)</p> <p>3 第13条の規定にかかわらず、当分の間、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事する職員に対し、感染症予防業務手当を支給する。</p> <p>4, 5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1, 2 [略]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症予防業務手当の特例)</p> <p>3 第13条の規定にかかわらず、当分の間、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u>から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事する職員に対し、感染症予防業務手当を支給する。</p> <p>4, 5 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項から第5項までの規定は、令和3年2月13日から適用する。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

**神戸市条例第60号**

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例(昭和35年10月条例第24号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険給付の種類)</p> <p>第4条 市は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症(以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給</p>	<p>(保険給付の種類)</p> <p>第4条 市は、次に掲げる保険給付を行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</u>(以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例第4条第4号及び第10条の2から第10条の4までの規定は、令和3年2月13日から適用する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 神戸市条例第61号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条, 第8条の2関係)</p> <p>(1)～(50) [略]</p>	<p>別表第1(第2条, 第8条の2関係)</p> <p>(1)～(50) [略]</p>

(51) 一般財団法人救急振興財団

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市開発審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第62号

神戸市開発審査会条例の一部を改正する条例

神戸市開発審査会条例（昭和44年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>都市局</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審査会の庶務は、 <u>経済観光局</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第63号

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号におい



て「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第15条 第11条及び第12条の規定に基づき基準省令第39条第2項(基準省令第39条の3において準用する場合を含む。), <u>第53条の3第2項</u>, 第73条の2第2項, 第82条の2第2項, 第90条の2第2項, <u>第104条の4第2項</u>(第105条の3において準用する場合を含む。), 第118条の2第2項, 第139条の2第2項(第140条の15において準用する場合を含む。), 第154条の2第2項, 第191条の3第2項, 第192条の11第2項, 第204条の2第2項及び第215条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第15条 第11条及び第12条の規定に基づき基準省令第39条第2項(基準省令第39条の3において準用する場合を含む。), <u>第53条の2第2項</u>, 第73条の2第2項, 第82条の2第2項, 第90条の2第2項, <u>第104条の3第2項</u>(第105条の3において準用する場合を含む。), 第118条の2第2項, 第139条の2第2項(第140条の15において準用する場合を含む。), 第154条の2第2項, 第191条の3第2項, 第192条の11第2項, 第204条の2第2項及び第215条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p>

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 神戸市条例第64号

##### 神戸市市税条例の一部を改正する条例

神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市民税に関する用語の意義)</p> <p>第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4の3) [略]</p> <p>(4の4) 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項又は第68条の15の5第5項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。</p> <p>(4の5)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第25条の2の2 [略]</p> <p>2, 3 [略]</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)</u>による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていること<u>その他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>(市民税に関する用語の意義)</p> <p>第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4の3) [略]</p> <p>(4の4) 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第68条の11第5項、<u>第68条の13第4項、第68条の15の4第5項</u>又は第68条の15の5第5項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。</p> <p>(4の5)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第25条の2の2 [略]</p> <p>2, 3 [略]</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織(神戸市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成17年12月条例第34号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。))を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)</u>により提供することができる。</p> <p>5 [略]</p>

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の2の3 [略]

2, 3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 [略]

(特別徴収税額)

第34条の8 第34条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第3項並びに第34条の10第1項において「退職所得申告書」という。)にその支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第34条の3及び第34条の4の規定を適用して計算した税額

(2) [略]

2 [略]

(退職所得申告書)

第34条の9 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第25条の2の3 [略]

2, 3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 [略]

(特別徴収税額)

第34条の8 第34条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下本条、次条第2項及び第34条の10第1項において「退職所得申告書」という。)にその支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第34条の3及び第34条の4の規定を適用して計算した税額

(2) [略]

2 [略]

(退職所得申告書)

第34条の9 [略]

2 [略]

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第64条の3の4 3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) [略]

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 法附則第30条第1項に規定する初回車両番号指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた3輪以上の軽自動車(電気軽自動車(法

2 [略]

(環境性能割の税率)

第64条の3の4 3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) [略]

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第19条の2の7 法附則第30条第1項に規定する初回車両番号指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた3輪以上の軽自動車(電気軽自動車(法

第446条第1項第1号に規定する電気軽自動車をいう。次項第1号において同じ。), 天然ガス軽自動車(法第446条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。同項第2号において同じ。), メタノール軽自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。), 混合メタノール軽自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車(内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて, 廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については, 当分の間, 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 次に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については, 当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り, 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第446条第1項第1号に規定する電気軽自動車をいう。次項第1号において同じ。), 天然ガス軽自動車(法第446条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。同項第2号において同じ。), メタノール軽自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。), 混合メタノール軽自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車(内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて, 廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については, 当分の間, 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は, それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 次に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については, 当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り, 当該軽自動車~~が~~令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に



(1), (2) [略]

[略]

3 次に掲げる3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1), (2) [略]

[略]

4 次に掲げる3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1), (2) [略]

限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1), (2) [略]

[略]

3 次に掲げる3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1), (2) [略]

[略]

4 次に掲げる3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1), (2) [略]



[略]

5 [略]

6 第2項に掲げる3輪以上の軽自動車(家用の乗用のものを除く。)に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)のうち、法附則第30条第7項に規定するものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)のうち、法附則第30条第8項に規定するものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日

[略]

5 [略]

までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(市民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）第25条の2の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行ったこの条例による改正前の神戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第25条の2の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第25条の2の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第25条の2の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第25条の2の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第25条の2の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第25条の2の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。  
(軽自動車税に関する経過措置)
- 4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

告 示

神戸市告示第902号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月26日

神戸市長 久元喜造

- 1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
天が岡自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市西区天が岡19番地の1
- (3) 代表者の氏名  
梶田 季子
- (4) 代表者の住所  
神戸市西区天が岡7番地の4

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名  
「枝川 泰士」を「梶田 季子」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「神戸市西区天が岡4番地の16」を「神戸市西区天が岡7番地の4」に改める。

3 変更の年月日

令和2年3月15日

神戸市告示第903号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称，使用公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法を，同条第2項の規定により，次のとおり告示する。

令和3年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
軽自動車税(種別割)納税通知書	税務事務専用 市長の印	10	隸書	方15
軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収 証書(車検用納税証明書)	税務事務専用 市長の印	10	隸書	方15
軽自動車税(種別割)変更(減額)通知書	税務事務専用 市長の印	10	隸書	方15

神戸市告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により，神戸市の管理する緊急輸送道路において，道路の占用を制限する区域を指定することとしたので，同条第3項の規定によ

り、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年4月30日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

別表に掲げる道路

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限を開始する日

令和3年4月1日

別表

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	
		起 点	終 点
国道	一般国道28号	中央区多聞通1丁目	長田区東尻池2丁目
国道	一般国道174号	中央区新港町	中央区新港町
国道	一般国道176号	北区長尾町宅原	北区道場町平田
国道	一般国道428号	中央区多聞通5丁目 北区日の峰4丁目	北区山田町下谷上 北区淡河町北僧尾
県道	東灘芦屋線	東灘区深江南4丁目	東灘区深江浜町
県道	灘三田線	灘区高德町3丁目	灘区鶴甲5丁目
県道	摩耶埠頭線	灘区灘浜町	灘区味泥町
県道	神戸明石線	中央区雲井通7丁目 長田区北町1丁目 西区伊川谷町有瀬	中央区多聞通1丁目 垂水区名谷町 西区枝吉3丁目
県道	新神戸停車場線	中央区生田町1丁目	中央区加納町6丁目
県道	兵庫埠頭線	兵庫区出在家町1丁目	兵庫区出在家町1丁目
県道	長坂垂水線	垂水区平磯1丁目 垂水区名谷町	垂水区名谷町 垂水区名谷町
県道	神戸三田線	北区谷上西町	北区大池見山台

		北区山田町上谷上	北区道場町日下部
県道	宝塚唐櫃線	北区有馬町	北区有野町唐櫃
県道	明石神戸宝塚線	北区山田町藍那 西区伊川谷町潤和	北区山田町小部 西区前開南町1丁目
県道	西脇三田線	北区長尾町宅原	北区大沢町日西原
県道	三木三田線	北区淡河町勝雄 北区淡河町野瀬	北区淡河町野瀬 北区道場町日下部
県道	大沢西宮線	北区有野町有野	北区八多町吉尾
県道	平野三木線	西区平野町西戸田 西区押部谷町高和 西区押部谷町福住	西区押部谷町和田 西区押部谷町西盛 西区押部谷町西盛
県道	神戸加古川姫路線	須磨区多井畑 垂水区名谷町 西区押部谷町高和	須磨区離宮西町2丁目 西区押部谷町高和 西区神出町田井
県道	小部明石線	西区見津が丘3丁目 西区櫛谷町谷口 北区鈴蘭台東町9丁目 北区北五葉1丁目	西区櫛谷町栃木 西区玉津町上池 北区鈴蘭台南町4丁目 西区見津が丘4丁目
県道	神戸三木線	須磨区宝田町3丁目 須磨区妙法寺字中田 西区押部谷町西盛	須磨区川上町3丁目 西区押部谷町福住 西区押部谷町西盛
市道	多井畑名谷線	垂水区名谷町	須磨区多井畑
市道	山手幹線	東灘区森北町1丁目 東灘区本山北町3丁目 灘区神ノ木通4丁目	東灘区本山北町2丁目 灘区六甲町5丁目 灘区弓木町3丁目
市道	高羽線	東灘区御影塚町3丁目	東灘区御影塚町3丁目
市道	灘浜住吉川線	東灘区御影塚町1丁目	東灘区住吉南町4丁目
市道	商船学校線	東灘区深江本町4丁目	東灘区本山北町1丁目
市道	御影浜町2号線	東灘区御影浜町	東灘区御影本町1丁目
市道	青木防潮堤線	東灘区青木町2丁目	東灘区青木町2丁目
市道	神戸六甲線	東灘区御影塚町4丁目	灘区日尾町1丁目
市道	長田楠日尾線	灘区日尾町1丁目 中央区加納町3丁目	中央区生田町1丁目 長田区北町1丁目
市道	灘浜脇浜線	中央区小野浜町	灘区灘浜町
市道	梅香浜辺通脇浜線	中央区脇浜町3丁目	中央区浜辺通4丁目
市道	京橋線	中央区新港町	中央区新港町

市道	港島33号線	中央区港島9丁目 中央区港島南町7丁目 中央区神戸空港2番	中央区神戸空港2番 中央区港島9丁目 中央区神戸空港1番
市道	山麓線	兵庫区鶴越町	兵庫区上三条町
市道	湊町線	兵庫区夢野町2丁目 中央区中町通3丁目	兵庫区上沢通1丁目 中央区東川崎町1丁目
市道	西出高松前池線	兵庫区七宮町1丁目	須磨区平田町3丁目
県道	有馬山口線	北区有馬町	北区有馬町
市道	北神中央線	北区長尾町宅原	北区藤原台南町1丁目
市道	有野八多線	北区有野町有野	北区八多町柳谷
市道	長田箕谷線	長田区宮川町9丁目 北区山田町小部	北区山田町藍那 北区山田町下谷上
市道	野田外浜線	長田区駒ヶ林町6丁目	須磨区若宮町1丁目
市道	長田線	長田区宮川町9丁目	長田区五番町8丁目
市道	新町線	長田区東尻池3丁目	長田区東尻池8丁目
市道	中央幹線	須磨区中島町3丁目	須磨区須磨本町2丁目
市道	白川伊川谷線	須磨区白川台3丁目	須磨区緑台
市道	夢野白川線	須磨区白川台3丁目	兵庫区菊水町10丁目
市道	高倉白川線	須磨区多井畑	須磨区白川台7丁目
市道	塩屋丸山線	須磨区横尾9丁目	須磨区妙法寺
市道	垂水妙法寺線	垂水区名谷町	須磨区妙法寺
市道	山下線	須磨区平田町3丁目	須磨区菊池町2丁目
市道	舞子多聞線	垂水区東舞子町	垂水区本多聞3丁目
市道	多聞小寺線	垂水区本多聞3丁目	西区学園東町9丁目
市道	西神中央線	西区学園東町9丁目	西区美賀多台9丁目
市道	西神1号線	西区押部谷町高和	西区高塚台5丁目
市道	西神2号線	西区平野町芝崎	西区櫛谷町菅野
市道	西神3号線	西区美賀多台9丁目	西区高塚台7丁目
市道	西神5号線	西区櫛谷町菅野	西区糀台5丁目
市道	名谷高丸線	垂水区名谷町	垂水区名谷町
市道	妙法寺川左岸線	須磨区大池町5丁目	須磨区大池町5丁目
市道	鷹取駅下中島線	須磨区大池町5丁目	須磨区大池町5丁目
市道	魚崎浜町1号線	東灘区魚崎浜町	東灘区魚崎浜町
市道	魚崎浜町7号線	東灘区魚崎浜町	東灘区魚崎浜町



**神戸市告示第905号**

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年3月30日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20200017	令和3年3月24日 (令和3年2月24日から令和8年2月23日までに支出された寄附金)	特定非営利活動法人 神戸ミャンマー皆好会 理事長 中尾 嘉延 神戸市中央区橘通一丁目2番12号

**神戸市告示第906号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第6条第1項及び神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年条例第57号、以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年度神戸市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、法第6条第4項及び条例第9条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市告示第907号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**1 届け出た地縁による団体****(1) 名称**

藍那自治会

**(2) 主たる事務所**

神戸市北区山田町藍那字下ノ町 58 番地

## (3) 代表者の氏名

川辺 一衛

## (4) 代表者の住所

神戸市北区山田町藍那字下ノ町 58 番地

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区山田町藍那字下ノ町 11 番地」を「神戸市北区山田町藍那字下ノ町 58 番地」に改める。

## (2) 代表者の氏名

「南谷 廣」を「川辺 一衛」に改める。

## (3) 代表者の住所

「神戸市北区山田町藍那字下ノ町 11 番地」を「神戸市北区山田町藍那字下ノ町 58 番地」に改める。

## 3 変更の年月日

令和3年4月1日

**神戸市告示第908号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 届け出た地縁による団体

## (1) 名称

西下自治会

## (2) 主たる事務所

神戸市北区山田町西下字大道下 32 番地の 3

## (3) 代表者の氏名

藤田 兆治

## (4) 代表者の住所

神戸市北区山田町西下字大道下 7

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「山西 政隆」を「藤田 兆治」に改める。

## (2) 代表者の住所

「神戸市北区山田町西下字野田 38 番地」を「神戸市北区山田町西下下字大道下 7」に改める。

## 3 変更の年月日

令和3年4月1日

---

### 神戸市告示第909号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

#### 1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

塩屋町南谷北側自治会

(2) 主たる事務所

神戸市垂水区塩屋町南谷 876 番地の 41

(3) 代表者の氏名

沼田 ころろ

(4) 代表者の住所

神戸市垂水区塩屋町南谷 876 番地の 41

#### 2 変更があった事項及びその内容

(1) 平成31年4月7日に変更があった事項及びその内容

ア 主たる事務所の所在地

「神戸市垂水区塩屋町南谷 871-F 棟」を「神戸市垂水区塩屋町南谷 870 番地の 4」に改める。

イ 代表者の氏名

「麻植 雅行」を「福田 義人」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市垂水区塩屋町南谷 871-F 棟」を「神戸市垂水区塩屋町南谷 870 番地の 4」に改める。

(2) 令和2年4月5日に変更があった事項及びその内容

ア 主たる事務所の所在地

「神戸市垂水区塩屋町南谷 870 番地の 4」を「神戸市垂水区塩屋町南谷 876 番地の 41」に改める。

イ 代表者の氏名

「福田 義人」を「沼田 ころろ」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市垂水区塩屋町南谷 870 番地の 4」を「神戸市垂水区塩屋町南谷 876 番地の 41」に改める。

---

**神戸市告示第910号**

次の港湾施設は、令和3年3月31日限り、その供用を廃止する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

道路

名称	位置	延長	幅員
六甲アイランド道路(一部)	神戸市東灘区向洋町西3丁目	418.6mのうち 140.770m	10.0m

**神戸市告示第911号**

港湾施設を次のとおり設置し、令和3年4月1日からその供用を開始する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

道路

名称	位置	延長	幅員
六甲アイランド道路(一部)	神戸市東灘区向洋町西3丁目	99.515m	10.0m

神戸市職員退職手当金条例施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市告示第912号**

神戸市職員退職手当金条例施行細則の一部を改正する細則

第1条 神戸市職員退職手当金条例施行細則（平成19年3月告示第600号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(規則別表関係)

第4条 [略]

1 [略]

2 規則別表第1号の表第9号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規則別表第1号の表第9号区分の項第1号、第2号及び第7号に規定する市長の定めるもの 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた給与条例に規定する管理職手当でその額が平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた管理職手当支給規則に規定する支給額「丁」であるもの(これに準ずる額を含む。)の支給を受けていたもの

(2), (3) [略]

3 [略]

4 規則別表第2号の表第8号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規則別表第2号の表第8号区分の項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号に規定する市長の定めるもの その期間(第1号、第2号及び第7号にあつては、第1項第1号及び第2項第1号に規定するものであつた期間を、第6号にあつては、第1項第3号及び規則別表第1号の表第9号区分の項第6号に規定するものであつた期間を、第8号にあつては、第1項第4号及び第2項第3号に規定するものであつた期間を含む。)が8年を超えていたもの

(2) 規則別表第2号の表第8号区分の項第3号、第4号及び第5号に規定する市長の定めるもの 平成19年4月1日から令和3年3月31日までの間において適

(規則別表関係)

第4条 [略]

1 [略]

2 規則別表第1号の表第9号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規則別表第1号の表第9号区分の項第1号、第2号及び第8号に規定する市長の定めるもの 平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた給与条例に規定する管理職手当でその額が平成9年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた管理職手当支給規則に規定する支給額「丁」であるもの(これに準ずる額を含む。)の支給を受けていたもの

(2), (3) [略]

3 [略]

4 規則別表第2号の表第8号区分の項各号に規定する市長の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規則別表第2号の表第8号区分の項第1号、第2号、第5号、第6号及び第7号に規定する市長の定めるもの その期間(第1号、第2号及び第6号にあつては、第1項第1号及び第2項第1号に規定するものであつた期間を、第5号にあつては、第1項第3号及び規則別表第1号の表第9号区分の項第7号に規定するものであつた期間を、第7号にあつては、第1項第4号及び第2項第3号に規定するものであつた期間を含む。)が8年を超えていたもの

(2) 規則別表第2号の表第8号区分の項第3号、第4号及び第5号に規定する市長の定めるもの 平成19年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定す

用されていた期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であつたもの(これに準ずる手当を含む。)の支給を受ける者であつたもののうちその期間(第1項第2号及び第2項第2号に規定するものであつた期間を含む。)が8年を超えていたもの

5 規則別表第2号の表第9号区分の項第3号,第4号,第5号及び第6号に規定する市長の定めるものは,平成19年4月1日から令和3年3月31日までの間において適用されていた期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされている給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であつたもの(これに準じる手当を含む。)の支給を受ける者であつたものとする。

6 規則別表第2号の表第10号区分の項に規定する第3号,第4号,第5号,第6号及び第7号に規定する市長の定めるものは,平成19年4月1日から令和3年3月31日までの間において適用されていた期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の5であつたもの(これに準ずる手当を含む。)の支給を受ける者であつたものとする。

7 規則別表第3号の表第8号区分の項第3号,第4号及び第5号に規定する市長の定めるものは,令和3年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であつたもの(これに準ずる

る期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であつたもの(これに準ずる手当を含む。)の支給を受ける者であつたもののうちその期間(第1項第2号及び第2項第2号に規定するものであつた期間を含む。)が8年を超えていたもの

5 規則別表第2号の表第9号区分の項第3号,第4号,第5号及び第6号に規定する市長の定めるものは,平成19年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされている給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であつたもの(これに準じる手当を含む。)の支給を受ける者であつたものとする。

6 規則別表第2号の表第10号区分の項に規定する第3号,第4号,第5号,第6号及び第7号に規定する市長の定めるものは,平成19年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の5であつたもの(これに準ずる手当を含む。)の支給を受ける者であつたものとする。



手当を含む。)の支給を受ける者であつたもののうちその期間(第1項第2号, 第2項第2号, 第4項第2号及び第5項に規定するものであつた期間を含む。)が8年を超えていたものとする。

8 規則別表第3号の表第8号区分の項第8号に規定する市長の定めるものは, 部内の他の職員との均衡を考慮して特に必要と認められるものとする。

9 規則別表第3号の表第9号区分の項第3号, 第4号, 第5号及び第6号に規定する市長の定めるものは, 令和3年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされている給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の10であつたもの(これに準じる手当を含む。)の支給を受ける者であつたものとする。

10 規則別表第3号の表第10号区分の項に規定する第3号, 第4号, 第5号, 第6号及び第7号に規定する市長の定めるものは, 令和3年4月1日以後適用されている期末手当条例に規定する期末手当でその計算の基礎とされる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に乗じる職務段階等に応じて定める割合が100分の5であつたもの(これに準ずる手当を含む。)の支給を受ける者であつたものとする。

11 平成9年4月1日以後次の各号に掲げる職員については, その期間について当該各号に定める給料表が適用されていたものとして規則第5条の4の規定を適用する。

(1) 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(昭和28年4月交規程第9号。以下「交通局給与規程」という。)第5条第1項第1号に規定する一般職給料表及び神戸市水道局企業

職員の給与に関する規程(昭和31年11月水規程第9号。以下「水道局給与規程」という。)第4条第2号第1号に規定する企業一般職給料表の適用を受けていた職員 給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表

(2) 交通局給与規程第5条第1項第2号に規定する現業職給料表及び水道局給与規程第4条第2項第2号に規定する企業職給料表の適用を受けていた職員 労務職員の給与等に関する規則(昭和31年7月規則第40号)第3条第1項に規定する労務職給料表

12 [略]

7 [略]

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市告示第913号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立三宮駐車場	神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄グループ共同事業体 代表者 神戸電鉄株式会社 代表取締役 寺田 信彦	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
神戸市立花隈駐車場	東京都品川区西五反田2丁目20番4号 タイムズ・南海ビル共同事業体 代表者 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一	
神戸市立湊川公園駐車場	神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄グループ共同事業体 代表者 神戸電鉄株式会社 代表取締役 寺田 信彦	
神戸市立鈴蘭台駐車場	神戸市中央区海岸通6番地	

	国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦	
神戸市立細田駐車場	神戸市長田区二葉町5丁目1番32号	一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 代表理事 鳥居 聡
神戸市立新長田駐車場		

### 神戸市告示第914号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市和田岬駅前駐車場	神戸市中央区海岸通6番地 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
神戸市長田北町駐車場		
神戸市新長田駅前駐車場	神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄グループ共同事業体 代表者 神戸電鉄株式会社 代表取締役 寺田 信彦	
神戸市舞子駅前駐車場	東京都品川区西五反田2丁目20番4号 タイムズ・日本管財共同事業体 代表者 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一	

### 神戸市告示第915号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立甲南山手駅前自転車駐車場	神戸市中央区三宮町1丁目9番1号 阪神ステーションネット・アーキエムズ共同事業体 代表者 株式会社阪神ステーション	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市立摂津本山駅前自転車駐車場	ンネット 代表取締役 鳥居 祐典
神戸市立JR住吉駅前自転車駐車場	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番2号 ビュータワー住吉館104 特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸 理事 中村 順子
神戸市立岡本駅前自転車駐車場	神戸市中央区三宮町1丁目9番1号 阪神ステーションネット・アーキエムズ共同事業体 代表者 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役 鳥居 祐典
神戸市立深江駅前自転車駐車場	
神戸市立青木駅前自転車駐車場	
神戸市立魚崎駅前自転車駐車場	
神戸市立阪神御影駅前自転車駐車場	
神戸市立阪神御影駅前自転車駐車場	神戸市東灘区御影本町6丁目15番17号 特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク 理事 村山 メイ子
神戸市立阪急御影駅前自転車駐車場	神戸市中央区三宮町1丁目9番1号 阪神ステーションネット・アーキエムズ共同事業体 代表者 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役 鳥居 祐典
神戸市立六甲道駅前自転車駐車場	
神戸市立六甲駅前自転車駐車場	
神戸市立新在家駅前自転車駐車場	
神戸市立大石駅前自転車駐車場	
神戸市立王子公園駅前自転車駐車場	
神戸市立灘駅前自転車駐車場	
神戸市立阪急春日野道駅前自転車駐車場	
神戸市立三宮駅前自転車駐車場	ト・フジカ共同事業体 代表者 株式会社アーキエムズ

神戸市立元町駅前自転車駐車場	代表取締役 村田 雅明
神戸市立神戸駅前自転車駐車場	
神戸市立高速神戸駅前自転車駐車場	
神戸市立湊川駅前自転車駐車場	
神戸市立新開地駅前自転車駐車場	
神戸市立和田岬駅前自転車駐車場	神戸市中央区海岸通6番地 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 荒谷 明彦
神戸市立山の街駅前自転車駐車場	神戸市中央区三宮町1丁目9番1号 アーキエムズ・阪神ステーションネット・フジカ共同事業体 代表者 株式会社アーキエムズ 代表取締役 村田 雅明
神戸市立北鈴蘭台駅前自転車駐車場	
神戸市立鈴蘭台駅前自転車駐車場	
神戸市立西鈴蘭台駅前自転車駐車場	
神戸市立田尾寺駅前自転車駐車場	
神戸市立神鉄道場駅前自転車駐車場	
神戸市立岡場駅前自転車駐車場	
神戸市立高速長田駅前自転車駐車場	東京都中央区日本橋小網町7番2号 サイカパーキング株式会社 代表取締役 森井 清
神戸市立西代駅前自転車駐車場	
神戸市立新長田駅前自転車駐車場	
神戸市立鷹取駅前自転車駐車場	神戸市長田区海運町3丁目6番2号 野田北部自治連合会 代表者 橋詰 義郎

神戸市立名谷駅前自転車駐車場	東京都中央区日本橋小網町7番2号 サイカパーキング株式会社 代表取締役 森井 清		
神戸市立妙法寺駅前自転車駐車場			
神戸市立須磨海浜公園駅前自転車駐車場			
神戸市立須磨駅前自転車駐車場	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の23 特定非営利活動法人輝しおや 理事 小野 愛子		
神戸市立塩屋駅前自転車駐車場			
神戸市立滝の茶屋駅前自転車駐車場			大阪市北区曾根崎新地2丁目5番3号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 蘆原 節二
神戸市立垂水駅前自転車駐車場			
神戸市立くがの自転車駐車場			
神戸市立舞子駅前自転車駐車場			
神戸市立西舞子駅前自転車駐車場			
神戸市立学園都市駅前自転車駐車場			
神戸市立伊川谷駅前自転車駐車場			
神戸市立西神南駅前自転車駐車場			
神戸市立西神中央駅前自転車駐車場	神戸市西区竹の台3丁目17番地の73 特定非営利活動法人たけのコム 理事 西田 圭一		
神戸市立木幡駅前自転車駐車場	大阪市北区曾根崎新地2丁目5番3号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 蘆原 節二		
神戸市立栄駅前自転車駐車場			



### 神戸市告示第916号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規程により，次に掲げる自転車・原付保管所における撤去保管料の徴収業務を委託したので，同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

#### 1 保管所名及び受託者

保管所名	委託先
魚崎浜保管所 稗原保管所	神戸市中央区三宮町1丁目9番1号 阪神ステーションネット・アーキエムズ共同事業体 代表者 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役 鳥居 祐典
三宮保管所 三宮第二保管所 小野浜保管所 真砂保管所 湊町保管所 北保管所 岡場保管所	神戸市中央区三宮町1丁目9番1号 アーキエムズ・阪神ステーションネット・フジカ共同事業体 代表者 株式会社アーキエムズ 代表取締役 村田 雅明
西部保管所 西代保管所 名谷保管所 須磨保管所	東京都中央区日本橋小網町7番2号 サイカパーキング株式会社 代表取締役 森井 清
垂水保管所 学園都市保管所 西神保管所	大阪市北区曾根崎新地2丁目5番3号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 蘆原 節二

#### 2 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 神戸市告示第917号

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例（平成24年3月30日条例第19号。以下「条例」という。）の規定により，デザイン・クリエイティブセンター神戸（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を受けたデザイン・クリエイティブセンター神戸運営共同事業体が，その収入として收受するセンターの利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）について，条

例第13条第2項から第4項の規定により承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

(1) 施設等の利用料金

ア クリエイティブラボについて、各部屋の利用料金は、以下の表のA列の単価にB列の面積を乗じ、百円未満を切り捨てた額を施設の1月あたりの利用料金とする。

部屋	A列 単価 (円/月・㎡)	B列 面積
201	2,000	61.09㎡
202	2,000	66.34㎡
203	2,000	70.58㎡
204	2,000	41.39㎡
304	2,000	40.76㎡
305	2,000	31.14㎡
306	2,000	53.48㎡
307	2,000	84.58㎡
308	1,819	390.93㎡
401	1,819	129.87㎡
402	2,000	37.17㎡
403	1,819	135.35㎡
404	2,000	73.19㎡
405	2,000	41.53㎡
406	2,000	47.27㎡
407	2,000	84.76㎡
408	2,000	41.19㎡
409	2,000	26.5㎡
410	2,000	30.42㎡
411	2,000	26.63㎡
412	2,000	38.88㎡
413	2,000	68.08㎡
415	2,000	57.71㎡
416	2,000	51.85㎡

417	2,000	66.67 m <sup>2</sup>
418	2,000	71.22 m <sup>2</sup>
419	2,000	27.54 m <sup>2</sup>
420	2,000	32.85 m <sup>2</sup>
421	2,000	27.88 m <sup>2</sup>
422	2,000	40.04 m <sup>2</sup>
423	2,000	46.86 m <sup>2</sup>
424	2,000	43.37 m <sup>2</sup>
425	2,000	36.23 m <sup>2</sup>
426	2,000	37.83 m <sup>2</sup>
427	2,000	52.32 m <sup>2</sup>
428	2,000	63.91 m <sup>2</sup>
429	2,000	30.53 m <sup>2</sup>
430	2,000	39.59 m <sup>2</sup>
431	2,000	33.89 m <sup>2</sup>

イ セミナー・ワークショップスペース・ギャラリーについて、各部屋の利用料金は、以下の表のA列の単価にB列の面積を乗じた額を時間あたりの利用料金とする。

部屋	A列 単価 (時間あたり・円/m <sup>2</sup> )	B列 面積
楽屋A	9.00	46 m <sup>2</sup>
楽屋B	9.00	21 m <sup>2</sup>
楽屋C	9.00	26 m <sup>2</sup>
控室A	6.00	86 m <sup>2</sup>
301	15.00	124 m <sup>2</sup>
302	15.00	34 m <sup>2</sup>
303	15.00	154 m <sup>2</sup>
ギャラリーC	15.00	135 m <sup>2</sup>

ウ ギャラリーのうち、以下の表に定める部屋は、その一部につき利用ができることとし、その利用料金は、以下の表のA列の単価に利用する面積を乗じた額を時間あたりの利用料金とする。ただし、その面積が30 m<sup>2</sup>未満の場合は30 m<sup>2</sup>とみなす。

施設名等	A列 単価 (時間あたり・円/m <sup>2</sup> )
クリエイティブスタジオ	15.00
カフェ(厨房設備を除く)	15.00
生糸検査所ギャラリー	15.00
ユネスコギャラリー	15.00
ライブラリ	15.00

エ 多目的ホールについて、各部屋の利用料金は、A列の単価にB列の面積を乗じ百円未満を切り捨てた時間あたりの利用料金に、利用時間を乗じたものとする。ただし、利用時間が4時間未満の場合は4時間とみなす。

部屋	A列 面積	B列 単価 (時間あたり・円/m <sup>2</sup> )
KIITOホール	950m <sup>2</sup>	10.05
ギャラリーA	576m <sup>2</sup>	8.46

オ 営利目的の使用の場合の利用料金は、イからエで算出した額の2倍とする。

(2) 附属設備の利用料金

ア キッチン

基本料金 1日につき15,000円

延長料金 1日につき5,000円

イ カフェ厨房設備

基本料金 1日につき25,000円

延長料金 1日につき15,000円

ウ 大型プロジェクター 1日につき5,000円

エ ワイヤレスマイクセット 1日につき10,000円

オ 音響システムAラック 1日につき20,000円

カ 音響システムBラック 1日につき20,000円

キ コピー機(A4・A3・B4) 白黒1枚につき10円、カラー1枚につき30円

(3) 駐車場の利用料金は、以下のとおりとする。

利用種別		利用料金	
一時利用	平日7～22時	100	円/30分
	休日7～22時	100	円/30分

	夜間22～翌7時	50	円／30分
1日あたりの上限額	平日	800	円／日・回
	休日	1,000	円／日・回
平日昼間定期駐車券		9,000	円／月
昼間定期駐車券		11,000	円／月
全日定期駐車券		13,000	円／月

## 2 経過措置

- (1)イからエ及び(2)については、本利用料金適用以前に予約し、その払い込みが完了した場合の利用料金（付随する施設利用料金を含む）は、払い込み時点での利用料金を適用する。

## 3 施行日

令和3年4月1日とする。ただし、1(3)駐車場の利用料金のうち、一時利用料金については、料金徴収設備が整備された日以降で指定管理者が定める日からとする。

### 神戸市告示第16号

神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月条例第48号）第8条第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定するので、同条第2項において準用する第7条第3項の規定により次のとおり告示する。当該路上喫煙禁止地区を示す図面は、神戸市環境局環境政策課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

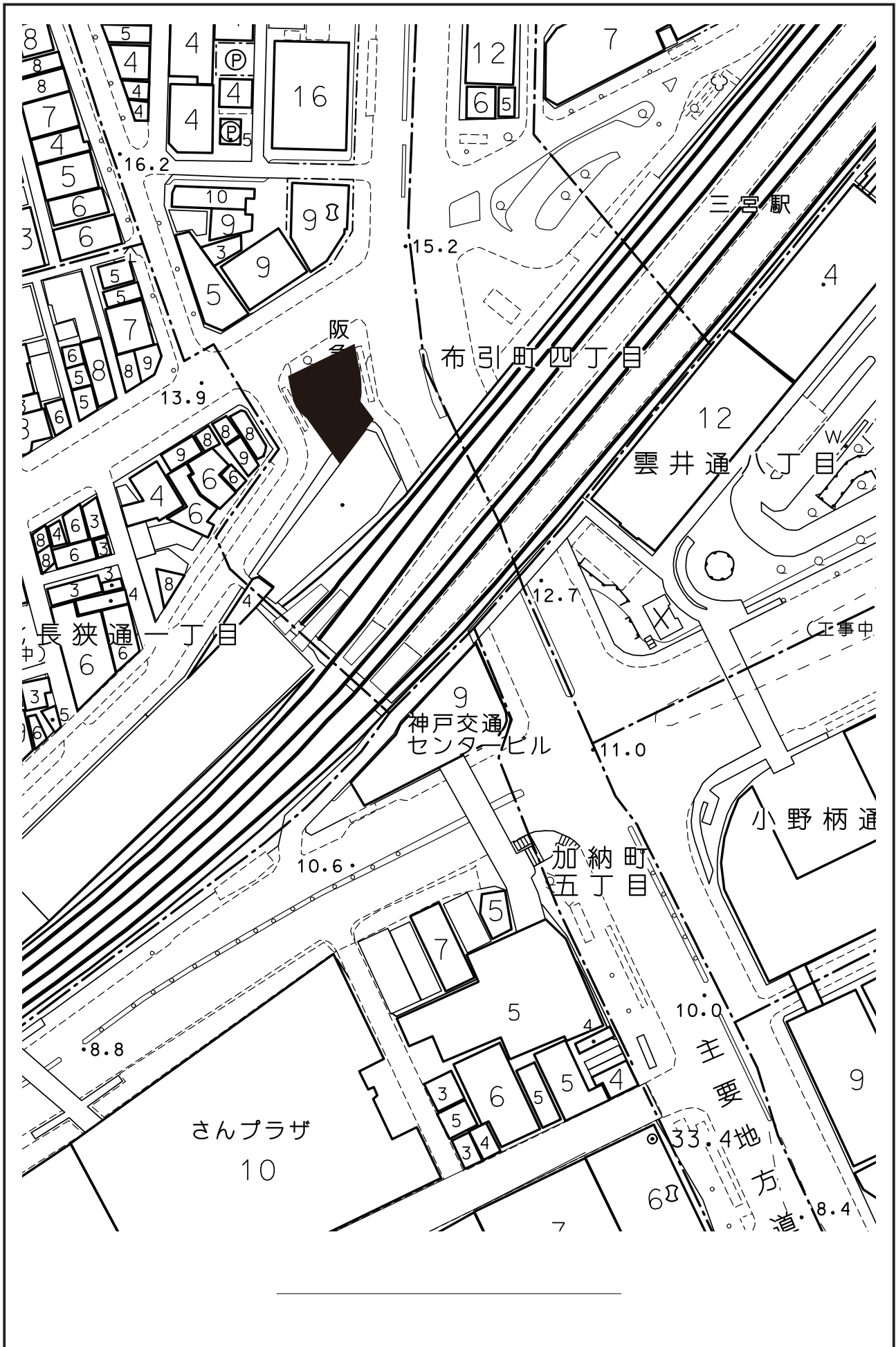
神戸市長 久元喜造

#### 1 当該路上喫煙禁止地区

神戸市中央区加納町4丁目の一部（別図のとおり）とする。

#### 2 効力発生年月日

令和3年4月26日





**神戸市告示第17号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定により令和3年度の固定資産の価格等を令和3年3月31日に決定し、同法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

神戸市長 久元喜造

**神戸市告示第18号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、神戸市療育センター内の診療所における窓口徴収金の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 受託者

神戸市中央区伊藤町119番地

株式会社 日本ビジネスデータプロセッシングセンター

代表取締役 池 恵二

## 2 委託年月日

令和3年4月1日

**神戸市告示第19号**

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件（令和2年4月告示第14号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

神戸市長 久元喜造

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	税務事務専用市長の印	10	隸書	方9
市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)	税務事務専用市長の印	10	隸書	方15

」

を

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)	税務事務専 用市長の印	10	隸書	方9
給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)	税務事務専 用市長の印	10	隸書	方15

」

に改める。

**神戸市告示第20号**

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第7条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称，使用公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法の件（平成17年9月告示第325号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

前文中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
介護保険負担限度額認定決定通知書	区長の印	52	れい書	方17
介護保険特定負担限度額認定決定 通知書	区長の印	52	れい書	方17
介護保険利用者負担額減額・免除 等認定決定通知書	区長の印	52	れい書	方17

」

を

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
介護保険負担限度額認定決定通知書	区長の印	52	隸書	方11
介護保険特定負担限度額認定決定 通知書	区長の印	52	隸書	方11

介護保険利用者負担額減額・免除 等認定決定通知書	区長の印	52	隸書	方11
-----------------------------	------	----	----	-----

に改める。

#### 神戸市告示第24号

令和3年第1回定例会市会で令和3年3月26日議決された令和2年度神戸市一般会計補正予算及び令和2年度神戸市市街地再開発事業費補正予算並びに令和3年度神戸市一般会計予算、令和3年度神戸市市場事業費予算、令和3年度神戸市食肉センター事業費予算、令和3年度神戸市国民健康保険事業費予算、令和3年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、令和3年度神戸市駐車場事業費予算、令和3年度神戸市農業集落排水事業費予算、令和3年度神戸市市街地再開発事業費予算、令和3年度神戸市営住宅事業費予算、令和3年度神戸市介護保険事業費予算、令和3年度神戸市後期高齢者医療事業費予算、令和3年度神戸市公債費予算、令和3年度神戸市下水道事業会計予算、令和3年度神戸市新都市整備事業会計予算、令和3年度神戸市港湾事業会計予算、令和3年度神戸市自動車事業会計予算、令和3年度神戸市高速鉄道事業会計予算、令和3年度神戸市水道事業会計予算及び令和3年度神戸市工業用水道事業会計予算並びに令和3年3月29日議決された令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和3年4月13日

神戸市長 久元喜造

## 令和2年度神戸市一般会計補正予算

令和2年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,438,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,062,405,702千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 株式等譲渡金 所得割交付金		千円 892,000	千円 621,000	千円 1,513,000
	1 株式等譲渡金 所得割交付金	892,000	621,000	1,513,000
18 国庫支出金		351,845,979	1,622,169	353,468,148
	2 補助金	196,904,730	1,622,169	198,526,899
19 県支出金		53,531,405	195,151	53,726,556
	2 補助金	12,589,949	195,151	12,785,100
歳入合計		1,059,967,382	2,438,320	1,062,405,702

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		千円 453,411,019	千円 △ 590,000	千円 452,821,019
	3 こども家庭費	107,915,247	△ 590,000	107,325,247
5 衛生費		41,140,517	50,000	41,190,517
	1 衛生総務費	16,646,110	50,000	16,696,110
7 商工費		22,973,392	1,817,320	24,790,712
	1 商工振興費	21,372,398	1,817,320	23,189,718
15 諸支出金		191,312,045	1,211,000	192,523,045
	2 過年度支出	3,125,000	1,211,000	4,336,000
16 予備費		721,146	△ 50,000	671,146
	1 予備費	721,146	△ 50,000	671,146
歳出合計		1,059,967,382	2,438,320	1,062,405,702

第2表 繰越明許費補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
4 民生費	8 民生施設整備費	民生施設整備	492,231	民生施設整備	604,231
7 商工費	1 商工振興費	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	1,141,602	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	2,658,922
		-	-	商店街・小売市場お買物券事業	300,000



## 令和2年度神戸市市街地再開発事業費補正予算

令和2年度神戸市市街地再開発事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 市街地再開発事業費	1 市街地再開発事業費	新長田駅南地区復興市街地再開発	60,438 千円	新長田駅南地区復興市街地再開発	90,438 千円

## 令和3年度神戸市一般会計予算

令和3年度神戸市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ870,361,222千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 291,493,193
	1 市 民 税	136,730,576
	2 固 定 資 産 税	111,903,995
	3 軽 自 動 車 税	1,786,479
	4 市 た ば こ 税	9,248,607
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
	6 入 湯 税	151,954
	7 事 業 所 税	9,406,164
	8 都 市 計 画 税	22,265,417
2 地 方 譲 与 税		4,865,223
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,467,579
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,212,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	475,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	549,662
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	27,982
	6 森 林 環 境 譲 与 税	133,000
3 利 子 割 交 付 金		198,000
	1 利 子 割 交 付 金	198,000
4 配 当 割 交 付 金		1,569,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,569,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,634,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,634,000
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	322,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		3,184,165
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,184,165

款	項	金額
8 地方消費税交付金		千円 33,555,398
	1 地方消費税交付金	33,555,398
9 ゴルフ場利用税交付金		321,693
	1 ゴルフ場利用税交付金	321,693
10 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
11 環境性能割交付金		643,000
	1 環境性能割交付金	643,000
12 軽油引取税交付金		6,595,000
	1 軽油引取税交付金	6,595,000
13 地方特例交付金		6,854,500
	1 地方特例交付金	6,854,500
14 地方交付税		57,682,000
	1 地方交付税	57,682,000
15 交通安全対策特別交付金		485,000
	1 交通安全対策特別交付金	485,000
16 分担金及負担金		439,156
	1 負担金	439,156
17 使用料及手数料		14,200,613
	1 使用料	9,484,833
	2 手数料	4,715,780
18 国庫支出金		178,295,478
	1 負担金	156,216,605
	2 補助金	20,784,516
	3 委託金	1,294,357

款	項	金額
19 県支出金		千円 52,257,536
	1 負担金	38,320,856
	2 補助金	11,022,345
	3 委託金	2,914,335
20 財産収入		12,495,421
	1 財産運用収入	1,882,040
	2 財産売却収入	7,652,472
	3 基金収入	2,960,909
21 寄附金		1,684,690
	1 寄附金	1,684,690
22 繰入金		27,930,941
	1 特別会計繰入金	1,669,561
	2 基金繰入金	26,261,380
23 繰越金		1
	1 繰越金	1
24 諸収入		43,220,213
	1 納付金	4,376,243
	2 措置費等受入	6,378,050
	3 事業収入	618,696
	4 受託事業収入	585,995
	5 貸付金元利収入	11,671,117
	6 過年度収入	74,496
	7 雑入	19,515,616
25 市債		130,435,000
	1 市債	130,435,000
歳入合計		870,361,222



## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議 会 費	1 議 会 費	2,291,969
		2,291,969
2 総 務 費		68,817,620
	1 総 務 費	46,675,502
	2 企 画 費	7,098,857
	3 徴 税 費	2,607,889
	4 財 産 管 理 費	2,909,825
	5 選 挙 費	1,683,013
	6 人 事 委 員 会 費	213,675
	7 監 査 委 員 費	304,494
	8 庁 舎 等 建 設 費	7,324,365
3 市 民 費		16,158,315
	1 市 民 費	11,694,705
	2 施 設 整 備 費	4,463,610
4 民 生 費		293,880,765
	1 民 生 総 務 費	27,262,267
	2 生 活 保 護 費	76,739,716
	3 こ ど も 家 庭 費	101,864,189
	4 障 害 者 福 祉 費	62,787,141
	5 老 人 福 祉 費	8,032,007
	6 人 権 啓 発 費	25,335
	7 国 民 年 金 費	221,760
	8 民 生 施 設 整 備 費	16,948,350
5 衛 生 費		41,872,885
	1 衛 生 総 務 費	15,770,475
	2 公 衆 衛 生 費	24,435,250
	3 環 境 衛 生 費	1,667,160

款	項	金額
6 環境費		千円
	1 環境総務費	23,226,506
	2 環境保全費	10,746,233
	3 廃棄物処理費	309,258
	4 環境施設整備費	7,955,666
		4,215,349
7 商工費	1 商工振興費	8,861,578
	2 貿易観光費	7,099,299
		1,762,279
8 農政費	1 農業委員会費	3,696,568
	2 農政総務費	172,675
	3 生産振興費	2,184,960
	4 農林土木費	1,076,577
		262,356
9 土木費	1 土木総務費	49,196,205
	2 道路橋梁費	5,553,727
	3 道路橋梁整備費	6,019,439
	4 公園緑地費	22,910,237
	5 公園緑地整備費	5,026,457
	6 河川砂防費	3,256,355
	7 海岸保全費	1,955,005
	8 港湾防災費	2,019,985
		2,455,000
10 都市計画費	1 都市計画総務費	16,576,424
	2 都市改造事業費	11,726,581
	3 再開発事業費	176,965
	4 街路事業費	1,968,590
		2,704,288
11 住宅費	1 住宅総務費	5,721,345
		5,721,345

款	項	金額
12 消 防 費		千円 20,421,385
	1 消 防 費	20,421,385
13 教 育 費		124,639,896
	1 教 育 総 務 費	8,342,320
	2 教 育 振 興 費	1,318,432
	3 幼 稚 園 費	2,089,441
	4 小 学 校 費	46,220,223
	5 中 学 校 費	26,261,897
	6 高 等 学 校 費	6,152,578
	7 特 別 支 援 学 校 費	8,127,971
	8 高 等 専 門 学 校 費	1,923,878
	9 看 護 大 学 費	950,956
	10 外 国 語 大 学 費	1,230,250
	11 社 会 教 育 費	4,505,300
	12 体 育 保 健 費	4,168,908
	13 学 校 建 設 費	12,964,484
	14 教 育 施 設 整 備 費	383,258
14 災 害 復 旧 費		1,000
	1 災 害 復 旧 費	1,000
15 諸 支 出 金		193,798,761
	1 繰 出 金	183,496,192
	2 過 年 度 支 出	3,722,000
	3 雑 出	6,580,569
16 予 備 費		1,200,000
	1 予 備 費	1,200,000
歳 出 合 計		870,361,222

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
通報一次対応コールセンター共有ツール運用	令和3～5年度	4,000
総合コールセンター等運営	令和3～6年度	137,000
防災行政無線操作卓更新	令和3～4年度	125,000
マイナンバーカード交付円滑化	令和3～4年度	460,000
ICTガバナンス支援事業	令和3～4年度	13,000
基幹系システム端末共通化	令和3～7年度	18,000
情報セキュリティ対策	令和3～4年度	4,000
次期サーバ仮想化基盤等構築・運用	令和3～9年度	2,296,000
スマート手続プラットフォーム整備	令和3～7年度	333,000
グループウェア等構築・運用	令和3～5年度	30,000
庁内電話最適化	令和3～7年度	204,000
印刷環境最適化	令和3～7年度	1,252,000
働き方改革推進事業	令和3～5年度	12,000
庁内ICT環境再構築	令和3～8年度	1,145,000
令和3年度神戸医療産業都市推進機構損失補償	令和3～4年度	3,300,000
神戸臨床研究情報センター改修	令和3～4年度	92,000
地域福祉センター整備	令和3～4年度	364,000
CO2フリー水素供給システム構築	令和3～4年度	62,000
UNOPS GIC運営支援	令和3～4年度	19,000
知的交流拠点整備事業	令和3～8年度	73,000
財務会計システム再構築・運用	令和3～9年度	30,000
行政事務センター運営費	令和3～5年度	2,650,000
令和3年度地方債証券共同発行連帯債務	令和3～13年度	1,365,000,000 外に利息相当額
庁舎等借上料	令和3～9年度	3,019,000
市役所本庁舎1号館改修	令和3～5年度	663,000
市役所本庁舎2号館再整備事業	令和3～9年度	19,500,000
区役所改革推進事業	令和3～7年度	1,540,000
住民記録事務センター業務委託	令和3～6年度	654,000
時間外特別窓口運営	令和3～6年度	51,000
北神区役所窓口運営	令和3～6年度	11,000
区役所等総合窓口運営	令和3～6年度	22,000
住民記録システム端末借上料	令和3～9年度	74,000
税務事務人材派遣等	令和3～5年度	515,000
税務業務委託	令和3～7年度	65,000
新中央区庁舎整備	令和3～4年度	528,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
三宮図書館仮移転	令和3～4年度	73,000
新西図書館書架設置	令和3～4年度	119,000
図書館サービス自動化	令和3～9年度	939,000
スポーツ施設改修(中央体育館等)	令和3～4年度	93,000
文化施設改修(北須磨文化センター等)	令和3～4年度	456,000
新長田図書館改修	令和3～4年度	42,000
令和2年度指定管理(東灘区文化センターほか)	令和3～6年度	286,000
福祉情報システム・生活保護システム再構築	令和3～5年度	1,837,000
令和3年度高齢者及び障害者居室等改修資金貸付損失補償	令和3～13年度	4,000
令和3年度住宅改修資金貸付損失補償	令和3～13年度	2,000
令和3年度誰にでもやさしい空間づくり資金融資損失補償	令和3～13年度	2,000
福祉情報システム改修	令和3～4年度	18,000
はり・きゅう・マッサージ施術助成事業	令和3～7年度	30,000
公設民営施設老朽改修	令和3～4年度	298,000
しあわせの村老朽改修	令和3～4年度	340,000
西神斎場火葬炉更新工事	令和3～4年度	429,000
こべっこウェルカムプレゼント事業	令和3～4年度	44,000
おやこふらっとひろば運営(西区)	令和3～6年度	30,000
公立保育所ICT導入事業	令和3～7年度	367,000
御影保育所外構改修	令和3～4年度	29,000
桜の宮保育所整備事業	令和3～4年度	287,000
桜の宮児童館整備事業	令和3～4年度	79,000
令和3年度民間施設整備資金貸付損失補償	令和3～33年度	2,100,000
事業系一般廃棄物指定袋作成	令和3～4年度	48,000
事業系一般廃棄物指定袋保管・受注・配送	令和3～5年度	52,000
布施畑環境センター改修	令和3～4年度	38,000
東クリーンセンター改修	令和3～4年度	165,000
荻藻島クリーンセンター改修	令和3～4年度	14,000
東灘事業所改修	令和3～4年度	15,000
兵庫事業所改修	令和3～4年度	35,000
国際展示場施設改修	令和3～4年度	158,000
遊休施設等利活用事業補助	令和3～4年度	147,000
中小製造業投資促進等助成	令和3～4年度	200,000
神戸ものづくり中小企業展示商談会	令和3～4年度	7,000
ものづくり工場改修	令和3～4年度	36,000
神戸ファッションマート改修	令和3～4年度	83,000
リピーター獲得キャンペーン事業	令和3～4年度	27,000
令和3年度神戸市道路公社債務保証	令和3～13年度	2,214,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
令和3年度神戸市道路公社有料道路事業	令和3～20年度	19,614,000
令和3年度道路改良	令和3～5年度	428,000
令和3年度橋梁整備	令和3～5年度	1,480,000
令和3年度交通安全施設整備	令和3～4年度	597,000
令和3年度街路樹管理	令和3～5年度	20,000
令和3年度公園整備	令和3～5年度	740,000
令和3年度河川改修	令和3～4年度	54,000
令和3年度街路築造	令和3～4年度	275,000
市役所本庁舎2号館地下躯体等解体	令和3～9年度	730,000
連絡ロビー・エネルギー施設建設等	令和3～5年度	7,400,000
雲井通6丁目地区再整備検討	令和3～5年度	107,000
神戸港高潮対策緊急事業	令和3～4年度	1,700,000
消防救急デジタル無線整備	令和3～9年度	2,000,000
神戸市学力定着度調査	令和3～6年度	255,000
青少年科学館リニューアル	令和3～4年度	160,000
中学校給食調理等業務	令和3～5年度	2,480,000
中学校給食予約管理システム運用	令和3～6年度	191,000
旧名谷こすもす幼稚園跡地活用	令和3～4年度	41,000
義務教育学校港島学園施設整備	令和3～6年度	315,000
垂水小学校増改築	令和3～4年度	1,812,000
令和5年度学級増対策	令和3～14年度	888,000
神戸祇園小学校グラウンド整備	令和3～4年度	61,000
春日野小学校施設整備	令和3～7年度	3,423,000
旧平野小学校跡地処理	令和3～4年度	40,000
妙法寺小学校暫定校舎整備	令和3～4年度	110,000
垂水養護学校等解体工事	令和3～4年度	578,000
友生支援学校住吉分校解体工事	令和3～4年度	346,000
校務支援システム	令和3～6年度	2,000
情報教育基盤サービス(KIIF)構築・運用	令和3～7年度	215,000
学校園ESCO事業	令和3～19年度	4,290,000
学校園施設包括管理業務	令和3～7年度	4,560,000
青少年科学館改修	令和3～4年度	95,000
議場特定天井脱落対策工事	令和3～4年度	61,000



## 第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
民生施設整備事業	6,546,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	2,265,000			
保健衛生施設整備事業	314,000			
埋立処分地建設事業	456,000			
収集車両整備事業	195,000			
環境工場整備事業	1,970,000			
事業所等整備事業	138,000			
道路整備事業	14,394,000			
公園整備事業	1,472,000			
河川整備事業	1,119,000			
海岸保全事業	1,023,000			
港湾防災事業	2,455,000			
自然災害防止事業	688,000			
区画整理事業	237,000			
街路事業	2,855,000			
住宅建設事業	128,000			
消防施設整備事業	2,000,000			
学校教育施設整備事業	4,681,000			
社会教育施設整備事業	5,894,000			
危機管理対策事業	405,000			
庁舎等整備事業	964,000			
区総合庁舎整備事業	4,570,000			
文化施設等整備事業	2,429,000			
商工施設等整備事業	723,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
農政施設整備事業	421,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
漁業施設整備事業	12,000			
農業基盤整備事業	95,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,560,000			
高速鉄道事業会計出資金	2,919,000			
高速鉄道事業会計補助金	232,000			
水道事業会計出資金	470,000			
臨時財政対策債	66,805,000			

## 令和3年度神戸市市場事業費予算

令和3年度神戸市市場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,590,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	中央卸売市場整備事業	1,650,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円 1,847,826
	1 使用料及手数料	1,389,964
	2 諸収入	457,862
2 県支出金		6,076
	1 補助金	6,076
3 繰入金		86,114
	1 他会計繰入金	86,114
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 市債		1,650,000
	1 市債	1,650,000
歳入合計		3,590,017

## 歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 3,399,141
	1 職員費	449,238
	2 運営費	939,621
	3 施設整備費	2,010,282
2 繰出金		187,876
	1 他会計へ繰出金	187,876
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		3,590,017

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東部市場仲卸売場棟幹線他改修工事	令和3～4年度	千円 77,000

## 令和3年度神戸市食肉センター事業費予算

令和3年度神戸市食肉センター事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,031,599千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	食肉センター整備事業	307,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円
	1 使用料及手数料	215,401
	2 諸収入	161,688
		53,713
2 繰入金		509,198
	1 他会計繰入金	509,198
3 市債		307,000
	1 市債	307,000
歳入合計		1,031,599

歳出

款	項	金額
1 事業費		千円
	1 職員費	791,221
	2 運営費	74,661
	3 施設整備費	409,560
		307,000
2 繰出金		238,378
	1 他会計へ繰出金	238,378
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		1,031,599

## 令和3年度神戸市国民健康保険事業費予算

令和3年度神戸市国民健康保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,402,030千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		千円
		154,402,030
	1 国民健康保険料	28,079,618
	2 県支出金	109,190,884
	3 繰入金	16,851,476
	4 繰越金	1
	5 諸収入	280,051
歳入合計		154,402,030

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		千円
		154,402,030
	1 事務費	2,690,535
	2 保険給付費	106,413,350
	3 国民健康保険 事業費納付金	43,702,282
	4 保健事業費	1,046,933
	5 諸支出金	518,930
	6 予備費	30,000
歳出合計		154,402,030

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等作成	令和3～4年度	千円 68,000
高額療養費ターンアラウンド	令和3～4年度	7,000

## 令和3年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和3年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ160,847千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円
		160,847
	1 繰入金	4,000
	2 繰越金	18,002
	3 諸収入	138,845
歳入合計		160,847

歳出

款	項	金額
1 事業費		千円
		160,847
	1 貸付金	156,612
	2 貸付諸費	4,235
歳出合計		160,847



## 令和3年度神戸市駐車場事業費予算

令和3年度神戸市駐車場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,002,596千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円 1,002,595
	1 使用料及手数料	912,374
	2 諸収入	90,221
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		1,002,596

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円 1,000,596
	1 運営費	1,000,596
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		1,002,596

## 令和3年度神戸市農業集落排水事業費予算

令和3年度神戸市農業集落排水事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,546,048千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	農業集落排水処理施設建設事業	282,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円 108,812
	1 使用料及手数料	108,812
2 県支出金		203,050
	1 補助金	203,050
3 繰入金		952,186
	1 繰入金	952,186
4 市債		282,000
	1 市債	282,000
歳入合計		1,546,048

歳出

款	項	金額
1 事業費		千円 720,862
	1 施設整備費	524,420
	2 運営費	196,442
2 諸支出金		824,186
	1 他会計へ繰出金	824,186
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		1,546,048

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水処理設備調査・整備	令和3～5年度	千円 109,000

## 令和3年度神戸市市街地再開発事業費予算

令和3年度神戸市市街地再開発事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,128,119千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	市街地再開発事業	9,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円
	1 負担金	141,440
2 財産収入	1 財産運用収入	141,440
	2 財産売却収入	1,503,182
3 繰入金	1 繰入金	904,294
		598,888
4 繰越金	1 繰越金	2,412,103
		2,412,103
5 諸収入	1 雑収入	1
		1
6 市債	1 市債	62,393
		62,393
歳入合計		9,000
		9,000
		4,128,119

## 歳出

款	項	金額
1 市街地再開発事業費	1 市街地再開発事業費	千円 477,471 477,471
2 市街地再開発管理事業費	1 市街地再開発 管理事業費 2 他会計へ繰出金	3,640,648 747,145 2,893,503
3 予備費	1 予備費	10,000 10,000
歳出合計		4,128,119

## 令和3年度神戸市営住宅事業費予算

令和3年度神戸市営住宅事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,739,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	市営住宅建設事業	1,552,000千円
	市営住宅管理事業	2,789,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市営住宅建設事業収入		千円 10,223,421
	1 国庫支出金	2,910,434
	2 財産収入	2,582,671
	3 繰入金	3,178,315
	4 繰越金	1
	5 市債	1,552,000
2 市営住宅管理事業収入		21,516,019
	1 分担金及負担金	100,774
	2 使用料及手数料	12,749,671
	3 国庫支出金	2,584,269
	4 財産収入	52,286
	5 繰入金	1,666,539
	6 繰越金	1
	7 諸収入	1,573,479
8 市債	2,789,000	
歳入合計		31,739,440

## 歳 出

款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		千円 10,223,421
	1 市営住宅建設事業費	10,223,421
2 市営住宅管理事業費		21,506,019
	1 市営住宅管理事業費	11,343,917
	2 他会計へ繰出金	10,162,102
3 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		31,739,440

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度公営住宅等建替等	令和3～7年度	千円 7,000,000
令和3年度公営住宅等耐震改修	令和3～5年度	709,000
令和3年度民間借上市営住宅戸別返還業務	令和3～9年度	25,000
令和3年度借上公営住宅(継続)	令和3～8年度	80,000

## 令和3年度神戸市介護保険事業費予算

令和3年度神戸市介護保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,451,753千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 保険料		千円
	1 介護保険料	29,692,736
2 国庫支出金	1 国庫負担金	24,356,315
	2 国庫補助金	10,568,033
3 県支出金	1 県負担金	19,537,172
	2 県補助金	1,472,894
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	38,427,417
5 繰入金	1 一般会計繰入金	23,828,518
	2 基金繰入金	565,000
6 繰越金	1 繰越金	1
7 諸収入		3,667
	1 諸収入	3,667
歳入合計		148,451,753



## 歳出

款	項	金額
1 総務費	1 総務費	千円 3,169,028 3,169,028
2 保険給付費	1 保険給付費	135,057,876 135,057,876
3 地域支援事業費	1 地域支援事業費	10,170,788 10,170,788
4 基金積立金	1 基金積立金	1,197 1,197
5 諸支出金	1 諸支出金	49,864 49,864
6 予備費	1 予備費	3,000 3,000
歳出合計		148,451,753

## 第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
納入通知書等作成	令和3～4年度	千円 73,000
介護認定審査会費	令和3～5年度	108,000

## 令和3年度神戸市後期高齢者医療事業費予算

令和3年度神戸市後期高齢者医療事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,853,651千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療事業収入		千円
		41,853,651
	1 後期高齢者医療保険料	19,693,238
	2 繰入金	21,509,113
	3 繰越金	1
	4 諸収入	651,299
歳入合計		41,853,651

歳出

款	項	金額
1 後期高齢者医療事業費		千円
		41,853,651
	1 事務費	244,622
	2 納付金	41,561,783
	3 諸支出金	47,246
歳出合計		41,853,651

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
納入通知書等作成	令和3～4年度	千円 3,000

## 令和3年度神戸市公債費予算

令和3年度神戸市公債費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ265,634,610千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円
	1 他会計繰入金	211,284,610
	2 基金繰入金	179,294,923
2 市債		31,989,687
	1 市債	54,350,000
歳入合計		54,350,000
		265,634,610

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円
	1 公債費	265,634,610
歳出合計		265,634,610

## 令和3年度神戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水及びし尿処理

下水処理量	1日平均	484,814立方メートル
し尿処理量	1日平均	87立方メートル

(2) 汚水中継及び雨水排除

汚水中継量	1日平均	65,956立方メートル
雨水排除量	年間	13,059,203立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款	下水道事業収益	34,726,870千円
第1項	営業収益	24,060,452千円
第2項	営業外収益	10,666,418千円

## 支 出

第1款	下水道事業費	34,443,884千円
第1項	営業費用	31,790,880千円
第2項	営業外費用	2,614,682千円
第3項	特別損失	8,322千円
第4項	予備費	30,000千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,262,403千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款	資本的収入	17,780,023千円
第1項	企業債	12,136,000千円
第2項	国庫支出金	5,107,000千円
第3項	他会計繰入金	335,523千円
第4項	財産収入	1,000千円
第5項	雑収入	200,500千円

## 支 出

第1款	資本的支出	29,042,426千円
第1項	建設改良費	21,962,185千円
第2項	基金造成費	1,000千円
第3項	企業債等償還金	7,049,241千円
第4項	予備費	30,000千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
処理場運営 (令和3年度)	令和3～7年度	605,645千円
管渠維持管理 (令和3年度)	令和3～8年度	328,587千円
処理場建設 (令和3年度)	令和3～4年度	355,751千円
ポンプ場建設 (令和3年度)	令和3～4年度	5,910千円
汚水幹枝線布設 (令和3年度)	令和3～4年度	2,092,577千円
雨水幹枝線布設 (令和3年度)	令和3～4年度	212,000千円
流域下水道 (令和3年度)	令和3～32年度	10,000千円
処理施設等整備 (令和3年度)	令和3～5年度	3,420,250千円



## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	下水道建設事業	12,136,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

## (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

## (他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,514,759千円である。

## (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
処理場建設	4,063,067	東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場	調査業務 土木建築工事 土木建築工事等 調査業務・土木建築工事
ポンプ場建設	2,270,381	魚崎ポンプ場 東川崎ポンプ場	土木建築工事 土木建築工事
汚水幹枝線布設	8,041,779	東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 加古川上流処理区 計	15,438m 26,072m 6,460m 5,499m 6,080m 2,800m 3,343m 65,692m
雨水幹枝線布設	2,389,382	東灘排水区 中部排水区 西部排水区 鈴蘭台排水区 武庫川排水区 垂水排水区 西神ニュータウン排水区 玉津排水区 計	3,993m 510m 7,272m 2,500m 4,229m 2,515m 2,288m 160m 23,467m
流域下水道	272,339	武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金	
処理施設等整備	4,925,237	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料, 職員手当等	
<b>合計</b>	<b>21,962,185</b>		

## 令和3年度神戸市新都市整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市新都市整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却量	114,800平方メートル
ポータアイランド(第2期)	26,900平方メートル
西神住宅第2団地	43,900平方メートル
神戸複合産業団地	43,800平方メートル
完成団地	200平方メートル

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 新都市整備事業収益	13,523,000千円
第1項 営業収益	12,393,000千円
第2項 営業外収益	1,129,000千円
第3項 特別利益	1,000千円

## 支 出

第1款 新都市整備事業費	12,885,000千円
第1項 営業費用	12,298,000千円
第2項 営業外費用	486,000千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額36,099,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

## 収 入

第1款	資本的収入	6,132,000千円
第1項	財産収入	1,000千円
第2項	受託工事収入	1,715,000千円
第3項	国庫支出金	756,000千円
第4項	雑収入	3,660,000千円

## 支 出

第1款	資本的支出	42,231,000千円
第1項	建設改良費	7,101,000千円
第2項	投資	6,693,000千円
第3項	企業債償還金	28,337,000千円
第4項	予備費	100,000千円

(重要な資産の処分)

第5条 重要な資産の処分は、第2条に含むものとする。

## 第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
土地造成事業	5,823,000 千円	ポートアイランド(第2期)事業	2,740,171千円
		ポートアイランド沖事業	549,126千円
		六甲アイランド事業	129,710千円
		西神住宅団地事業	2,014,601千円
		西神住宅第2団地事業	102,073千円
		神戸研究学園都市事業	6,180千円
		ひよどり台第2期住宅団地事業	1,030千円
		押部谷第2団地事業	1,545千円
		神戸複合産業団地事業	235,304千円
		神戸流通業務団地事業	43,260千円
関連事業	1,143,000	建設改良部門職員の給料, 職員手当等	513,739千円
		建設利息	24,424千円
		宅地関連公共施設等整備	404,837千円
		土地購入	100,000千円
		その他雑支出	100,000千円
完成土地整備	135,000	完成団地の整備	135,000千円
<b>合計</b>	<b>7,101,000</b>		

令和3年度神戸市港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 港湾管理

岸壁	57,000,000トン
物揚場	170,000トン
埠頭用地	
専用	170,000,000平方メートル
一般	50,000,000平方メートル
港湾幹線道路	6,000,000台
入港料対象船舶	156,000,000トン

(2) 港湾施設運営

上屋	
専用	41,000,000平方メートル
一般	33,000,000平方メートル
荷役機械	500回/30分
船舶給水	190,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	港湾管理事業収益	23,758,000千円
第1項	営業収益	14,800,778千円
第2項	営業外収益	8,729,518千円
第3項	特別利益	227,704千円
第2款	港湾施設運営事業収益	2,546,000千円
第1項	営業収益	2,263,278千円
第2項	営業外収益	282,540千円

第3項	特別利益	182千円
第3款	空港事業収益	882,000千円
第1項	営業収益	445,000千円
第2項	営業外収益	437,000千円
	計	27,186,000千円

## 支 出

第1款	港湾管理事業費	22,866,000千円
第1項	営業費用	20,662,473千円
第2項	営業外費用	2,203,527千円
第2款	港湾施設運営事業費	2,903,000千円
第1項	営業費用	2,835,862千円
第2項	営業外費用	67,138千円
第3款	空港事業費	858,000千円
第1項	営業費用	759,430千円
第2項	営業外費用	98,570千円
第4款	予備費	50,000千円
第1項	予備費	50,000千円
	計	26,677,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,979,412千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款	資本的収入	50,504,588千円
第1項	企業債	13,611,000千円
第2項	他会計繰入金	14,541,328千円
第3項	他会計補助金	7,123,041千円
第4項	国庫支出金	1,440,167千円
第5項	県支出金	343,677千円
第6項	財産収入	6,625,438千円
第7項	組入金	3,623,025千円
第8項	雑収入	3,196,912千円



支 出

第1款	資本的支出	56,484,000千円
第1項	建設改良費	21,918,287千円
第2項	投 資	18,477,420千円
第3項	企業債等償還金	16,038,293千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ポートターミナルほか指定管理（平成30年度）	令和3～4年度	11,000千円
メリケンパークほか指定管理（令和元年度）	令和3～5年度	10,000千円
神戸海洋博物館指定管理（令和2年度）	令和3～6年度	24,000千円
神戸ポートタワー改修（令和3年度）	令和3～5年度	3,300,000千円
ESCO事業（令和3年度）	令和3～14年度	850,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	港湾整備事業	13,611,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,163,315千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	港 湾 用 地	60,000㎡	譲 渡

## 第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	3,136,157 <sup>千円</sup>	長田港船揚場改良 兵庫地区物揚場整備 等
港湾環境整備	274,250	廃棄物埋立護岸整備 須磨地区緑地整備 等
港湾直轄事業費 負担金	5,174,000	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等
埋立	2,736,698	ポートアイランド(第2期)道路整備・付帯工事 六甲アイランド南管理 等
其他建設改良	8,096,457	ウォーターフロント再整備 等
土地等購入	1,800,000	港湾用地購入
関連建設改良	700,725	建設改良部門職員の給料, 職員手当 等
<b>合計</b>	<b>21,918,287</b>	

## 令和3年度神戸市自動車事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1日平均
運 転 車 両 数	161,263両	442両
運 転 キ ロ	17,257,529km	47,281km
輸 送 人 員	54,164,175人	148,395人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足額の解消に充てるため、企業債（特別減収対策）793,000千円を借り入れる。

収 入		
第1款	自動車事業収益	10,476,887千円
第1項	営業収益	9,448,359千円
第2項	営業外収益	1,028,528千円
支 出		
第1款	自動車事業費	11,484,774千円
第1項	営業費用	11,173,033千円
第2項	営業外費用	261,741千円
第3項	予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額133,199千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款	資本的収入	546,735千円
第1項	企業債	391,000千円
第2項	他会計繰入金	154,240千円
第3項	財産収入	1,245千円
第4項	雑収入	250千円

## 支 出

第1款	資本的支出	679,934千円
第1項	建設改良費	391,238千円
第2項	企業債償還金	268,696千円
第3項	予備費	20,000千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車事業修繕等 (令和3年度)	令和3～4年度	30,000千円
自動車事業建設 (令和3年度)	令和3～4年度	150,000千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	自動車事業 特別減収対策	391,000千円 793,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、809,904千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
建物建設工事	千円 191,417	バス停留所設置工事等
機械装置設置	171,588	バス乗車ポイントシステム改修等
車両改良工事	28,233	ドライブレコーダー更新等
<b>合計</b>	<b>391,238</b>	



## 令和3年度神戸市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年間	1日平均
運転車両数	69,650両	191両
運転キロ	22,327,111km	61,170km
輸送人員	97,331,995人	266,663人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収入

第1款 高速鉄道事業収益	23,877,991千円
第1項 営業収益	20,241,659千円
第2項 営業外収益	3,636,332千円

## 支出

第1款 高速鉄道事業費	26,878,245千円
第1項 営業費用	24,315,877千円
第2項 営業外費用	2,512,368千円
第3項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,632,874千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収入

第1款	資本的収入	20,352,977千円
第1項	企業債	13,117,000千円
第2項	出資金	2,919,000千円
第3項	補助金	3,191,875千円
第4項	財産収入	152,160千円
第5項	基金繰入金	780,000千円
第6項	雑収入	192,942千円

支出

第1款	資本的支出	28,985,851千円
第1項	建設改良費	16,839,044千円
第2項	企業債償還金	11,567,465千円
第3項	投資	345,102千円
第4項	保証金返還金	80,000千円
第5項	他会計繰出金	154,240千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道事業修繕等 (令和3年度)	令和3～4年度	83,000千円
高速鉄道事業建設 (令和3年度)	令和3～7年度	15,774,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	高速鉄道事業 特例債	12,702,000千円 415,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、17,458,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの出資金)

第9条 高速鉄道事業建設のため、一般会計からこの会計へ出資を受ける金額は、2,919,000千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,482,158千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

## 第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
高速鉄道建設	千円 15,299,837	新長田駅大規模改修工事, 可動式ホーム柵設置工事、西神・山手線 新造車両購入, 変電施設更新工事, 連動装置・ATC装置更新工事, 列車無線設備更新工事, 総係費等
付帯事業建設	1,539,207	名谷駅ビルのリニューアル及び拡充(駅北ビルの新設)、ほか駅ビル設備改修工事等
合計	16,839,044	

## 令和3年度神戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                                       |                   |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 総給水量                              | 167,996,000立方メートル |
| 一日平均給水量                               | 460,263立方メートル     |
| (2) 給水戸(箇所)数                          | 818,855戸(箇所)      |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 |                   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 水道事業収益	37,195,205千円
第1項 営業収益	32,592,089千円
第2項 営業外収益	4,198,251千円
第3項 特別利益	404,865千円

## 支 出

第1款 水道事業費	34,443,508千円
第1項 営業費用	33,231,475千円
第2項 営業外費用	1,167,849千円
第3項 特別損失	14,184千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,211,512千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

## 収 入

第1款	資本的収入	3,767,621千円
第1項	固定資産売却代金	98,998千円
第2項	工事負担金	627,980千円
第3項	国庫補助金	442,685千円
第4項	一般会計補助金	7,548千円
第5項	一般会計繰入金	479,218千円
第6項	基金収入	180,000千円
第7項	基金繰入金	1,925,838千円
第8項	貸付金返還金	5,354千円

## 支 出

第1款	資本的支出	19,979,133千円
第1項	建設改良費	17,889,912千円
第2項	企業債償還金	1,795,229千円
第3項	貸付金	5,354千円
第4項	投資	180,000千円
第5項	繰出金	8,638千円
第6項	予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金徴収関連業務 (令和3年度)	令和3～6年度	705,393千円
上ヶ原浄水場再整備 (令和3年度)	令和3～22年度	14,869,347千円
水道施設新設・取替・改良工事 (令和3年度)	令和3～5年度	9,523,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,548千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。



## 第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
基幹施設整備工事	千円 7,364,145	千苅浄水場中央監視制御システム更新, テレメーター設備更新工事, 千苅浄水場排水処理施設更新, 奥畑-妙法寺連絡管整備工事等
配水管整備 増強工事	7,843,725	配水管の新設, 取替, 増径及び移設工事 口径 50~900ミリメートル 延長 42,870メートル ふくそう管統合工事
開発団地等 施設工事	227,541	団地配水施設工事等
その他施設新設 改良工事	2,454,501	貯浄配水施設改良工事, 建物改良工事, メーター等の固定資産購入費
<b>合計</b>	<b>17,889,912</b>	

## 令和3年度神戸市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度神戸市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                                       |                  |
|---------------------------------------|------------------|
| (1) 年間給水量                             | 16,783,455立方メートル |
| 一日平均給水量                               | 45,982立方メートル     |
| (2) 給水工場数                             | 73工場             |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 |                  |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	工業用水道事業収益	1,776,009千円
第1項	営業収益	1,661,754千円
第2項	営業外収益	114,255千円
支 出		
第1款	工業用水道事業費	1,621,441千円
第1項	営業費用	1,491,940千円
第2項	営業外費用	99,371千円
第3項	特別損失	130千円
第4項	予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,436,912千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収入

第1款	資本的収入	938,037千円
第1項	企業債	800,000千円
第2項	工事負担金	5,445千円
第3項	一般会計補助金	192千円
第4項	国庫補助金	132,400千円

支出

第1款	資本的支出	3,374,949千円
第1項	建設改良費	3,099,140千円
第2項	償還金	245,809千円
第3項	予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事 (令和3年度)	令和3～5年度	12,276千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	工業用水道施設整備事業	800,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,512千円である。

## 第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
取浄配水施設改良工事	千円 3,062,832	工業用水道配水管更新工事等
固定資産費	36,308	メーター等の購入費
<b>合計</b>	<b>3,099,140</b>	

## 令和3年度神戸市一般会計補正予算

令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,449,014千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ872,810,236千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		千円 178,295,478	千円 2,449,014	千円 180,744,492
	2 補助金	20,784,516	2,449,014	23,233,530
歳入合計		870,361,222	2,449,014	872,810,236

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民生費		千円 293,880,765	千円 2,160,000	千円 296,040,765
	3 こども家庭費	101,864,189	2,160,000	104,024,189
7 商工費		8,861,578	289,014	9,150,592
	1 商工振興費	7,099,299	289,014	7,388,313
歳出合計		870,361,222	2,449,014	872,810,236

神戸市告示第25号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月13日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先	
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 1台	令和3年3月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 1台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	令和3年3月4日	
	西舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 2台	令和3年3月9日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	令和3年3月12日	



舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5台 0台	令和3年3月22日
塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	令和3年3月26日
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 2台	
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	0台 1台	
西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3台 0台	令和3年3月26日
塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1台 0台	
垂水区管内長期放置	自転車 原動機付自転車	1台 0台	

### 神戸市告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和3年4月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年4月27日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	押部谷里 695号線	神戸市西区神出町南字中野 492番1地先から	新	34.00	最大 9.30 最小 4.10
		神戸市西区神出町南字中野 530番2地先まで	旧	34.00	最大 4.70 最小 3.50

### 神戸市告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更

し、同条第2項の規定により、令和3年4月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和3年4月27日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	御影天神山 5号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番18番地先から 神戸市東灘区御影山手4丁目182番16番地先まで	新	251.80	最大 7.60 最小 7.50
			旧	251.80	最大 6.00 最小 5.00
	御影山手 9号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番16番地先から 神戸市東灘区御影山手4丁目182番1番地先まで	新	123.50	最大 6.10 最小 6.00
			旧	123.50	5.90

神戸市告示第28号

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第158条第1項の規定により、家庭から排出される粗大ごみの処分に係る手数料の収納事務を次の者に委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月13日

神戸市長 久元喜造

1 委託先

氏名又は名称	住所
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地1
イズミヤ株式会社	大阪府大阪市西成区花園南1丁目4番4号
株式会社ダイエー	大阪府吹田市江坂町1丁目18番10号
ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央1丁目38番1号 住友中野坂上ビル8階
株式会社ライフコーポレーション	大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワー S9階
新甲南協同組合	神戸市東灘区甲南町3丁目6番12号

生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
宇治川商業協同組合	神戸市中央区下山手通8丁目9番27号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社マルアイ	加古川市神野町神野225番地1
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号
株式会社八百竹	神戸市北区桂木2丁目1番10号
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
イオンリテールストア株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
一般財団法人日本老人福祉財団神戸 ゆうゆうの里	神戸市北区鳴子3丁目1番地の2
兵庫六甲農業協同組合	神戸市北区有野中町2丁目12番13号
山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
合資会社上田商店	神戸市垂水区塩屋町1丁目3番1号
タカラ食販岩岡店	神戸市西区岩岡町岩岡616番地30
株式会社ミツウロコプロビジョンズ	東京都中央区京橋3丁目1番1号
株式会社トーホーストア	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社リノ	神戸市灘区鹿ノ下通1丁目3番2号 浅野ビル1階
株式会社光洋	大阪府大阪市北区天神橋2丁目3番16号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
株式会社グッドライフ	神奈川県藤沢市鵜沼東2番3号
中野 寿敏	神戸市中央区中山手通8丁目5番20号

## 2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

# 公 告

## 神戸市公告第1373号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和3年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
ガーデンハウス鹿の子台ハーブの里第3地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市北区鹿の子台南町6丁目8の6 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和3年4月5日(月) 10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 建築住宅局602会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

---

**神戸市公告第1374号**

神戸ファッション美術館条例施行規則(平成9年4月規則第10号)第10条第1項第3号の規定により、神戸ファッション美術館(展示室に限る。)を次のとおり休館する。

令和3年3月26日

神戸市長 久元喜造

休館日

令和3年3月30日(火)から令和3年4月9日(金)まで

---

**神戸市公告第1375号**

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の2第1項の規定により、神戸国際港都建設事業神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第50条の8第1項の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月29日

神戸市長 久元喜造

- 1 再開発会社の名称  
雲井通5丁目再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称  
第一種市街地再開発事業  
神戸国際港都建設事業神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間  
施行の認可公告の日から令和10年3月末日まで
- 4 施行地区  
神戸市中央区雲井通四丁目345番の一部、346番、347番の一部、同五丁目301番、302番、

303番, 317番, 318番, 319番, 320番の一部, 322番の一部, 323番, 324番,

5 事務所の所在地

神戸市中央区雲井通五丁目3番1号サンパル7階

6 施行認可の年月日

令和3年3月29日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

施行者のホームページのほか、施行者が適当と認める場所に掲示

9 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和3年4月27日まで

---

**神戸市公告第1376号**

都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下「法」という。)第50条の8第3項の規定により、神戸国際港都建設事業神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第2条の2の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 縦覧の期間

令和3年3月29日から法第100条第2項又は第125条の2第5項の公告の日まで

2 縦覧の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号三宮国際ビル8階 神戸市都市局市街地整備部市街地整備課

3 縦覧時間

閉庁日を除く午前9時00分から午後5時00分まで

---

**神戸市公告第1377号**

神戸港港湾計画について、港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第7項の規定による通知を受けましたので、同条第9項の規定によりその概要を次のとおり公告します。

令和3年3月29日

神戸港港湾管理者 神戸市  
代表者 神戸市長 久元喜造

1 神戸港港湾計画の変更に関する事項

神戸港港湾計画の変更に関する事項は、次のとおりです。

(1) 公共埠頭計画

地区名	水深(m)	バース数	延長(m)	埠頭用地(ha)	備考
ポートアイランド (第2期)地区	16	3	1,150	89	コンテナ船用
	15	3	1,050		コンテナ船用

(2) 土地利用計画

地区名	土地利用面積(ha)	備考
ポートアイランド(第2期)地区	130	埠頭用地
	78	港湾関連用地
	42	工業用地
	54	都市機能用地
	14	交通機能用地
	73	緑地

(3) 効率的な運営を特に促進する区域

地区名	水深(m)	バース数	延長(m)	埠頭用地(ha)	備考
ポートアイランド (第2期)地区	16	4	1,550	124	コンテナ船用
	15	4	1,400		コンテナ船用
	12	3	700		コンテナ船用

(4) 臨海部物流拠点の形成を図る区域

地区名	水深(m)	バース数	延長(m)	埠頭用地(ha)	港湾関連用地(ha)	交通機能用地(ha)	備考
ポートアイランド (第2期)地区	16	4	1,550	125	44	1	コンテナ船用
	15	4	1,400				コンテナ船用
	12	3	700				コンテナ船用
	7.5	1	130				

(5) 効率的な流通業務を特に促進する区域

ポートアイランド(第2期)地区において、効率的な流通業務を特に促進する区域を変更する。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 神戸市港湾局港湾計画課

神戸市公告第1378号

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更

係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和3年3月29日の翌日から起算して15日間(令和3年4月13日まで)神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和3年4月13日の翌日から起算して15日以内(令和3年4月28日まで)に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和3年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

## 1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、郵送による提出期限は、縦覧完了日の令和3年4月13日の消印のあるものまでとします。

郵送及び持参先：郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

## 2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日(令和3年4月14日)から令和3年4月28日までに提出されたものとします。

郵送及び持参先：郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項



異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・ 異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申出の趣旨及び理由
- ・ 神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申出の年月日

---

**神戸市公告第1379号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示（令和3年兵庫県告示）があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和3年3月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.4.26号 房王寺線  
3.2.1号 山手幹線
- 3 事務所の所在地  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 事業地の所在  
ア 収用の部分  
変更なし  
イ 使用の部分  
なし

---

**神戸市公告第1380号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計

画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和3年3月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.4.26号 房王寺線  
3.2.1号 山手幹線
- 3 事業施行期間  
自昭和48年6月15日、至令和6年3月31日
- 4 事業地  
ア 収用の部分  
変更なし  
イ 使用の部分  
なし

#### 神戸市公告第1381号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 設置する都市公園  
(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域
向洋町中7丁目公園	東灘区向洋町中7丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり

- (2) 供用開始の年月日  
令和3年3月30日

#### 神戸市公告第1382号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第3条の規定に

より、次のとおり公告します。

令和3年3月30日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域
井吹思い出広場 井吹東緑地 西神南大谷公園	西区井吹台北町2丁目 西区井吹台北町2丁目・4丁目 西区井吹台北町4丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり

(2) 供用開始の年月日

令和3年3月30日

神戸市公告第1383号

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月30日

神戸市長 久元喜造

1 設置する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域
西神南三ツ松公園 向井山公園 木見西緑地	井吹台北町5丁目 見津が丘1丁目 見津が丘1丁目、3丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり

(2) 供用開始の年月日

令和3年3月30日

神戸市公告第5号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和3年4月1日

神戸市長 久元喜造

1 講ずべき措置

神戸市北区八多町上小名田字奥谷1330番1において高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を

投棄した者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物により汚染された廃トラック及び当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物により汚染された土壌から抽出された高濃度ポリ塩化ビフェニルを含む廃油の処分等措置を令和3年4月30日(金)までに完了させること。

## 2 神戸市長による措置

1の措置を講じないときは、神戸市長が当該措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収します。

## 神戸市公告第6号

神戸市都市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第117号)第5条第3項及び第4項の規定により、森林植物園の供用日及び供用時間を次のとおり変更する。

- (1) 令和3年4月21日(水)、28日(水)、5月6日(木)、12日(水)、10月27日(水)及び11月4日(木)、10日(水)、17日(水)、24日(水)の各日の午前9時から午後5時まで臨時開園する。
- (2) 令和3年6月16日(水)、23日(水)、30日(水)及び7月7日(水)、14日(水)の各日の午前8時から午後5時まで臨時開園する。
- (3) 令和3年6月12日(土)から7月18日(日)までの各日の午前8時から午前9時まで臨時供用する。
- (4) 令和3年6月12日(土)、13日(日)、19日(土)、20日(日)、26日(土)、27日(日)及び7月3日(土)、4日(日)、10日(土)、11日(日)、17日(土)、18日(日)の各日の午後5時から午後6時まで臨時供用する。
- (5) 令和3年11月3日(水・祝)から11月30日(火)までの平日の午後5時から午後6時30分まで臨時供用する。
- (6) 令和3年11月3日(水・祝)、6日(土)、7日(日)、13日(土)、14日(日)、20日(土)、21日(日)、23日(火・祝)、27日(土)、28日(日)の各日の午後5時から午後7時30分まで臨時供用する。
- (7) 令和3年5月9日(日)、7月11日(日)、9月12日(日)、11月14日(日)及び令和4年3月13日(日)の各日の午前7時から午前9時まで臨時供用する。

令和3年4月1日

神戸市長 久元 喜造

## 神戸市公告第7号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活

動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年4月1日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和3年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 須磨区高倉台再開発計画

神戸市須磨区高倉台1丁目1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
神鋼不動産株式会社	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号	代表取締役 花岡 正浩

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
ヤマダストア株式会社	兵庫県揖保郡太子町鶴495番地1	代表取締役 山田 和弘
未定2区画		

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年11月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,660平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
店舗①及び店舗②東側、店舗③北側	167台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
店舗①北側、店舗③北西側及び飲食1西側	93台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積

店舗①南西側	70平方メートル
店舗②南西側	70平方メートル
店舗③北東側	15平方メートル
合 計	155立方メートル

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
店舗①南西側	6.9立方メートル
店舗②南西側	5.4立方メートル
店舗③東側	2.6立方メートル
合 計	14.9立方メートル

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後9時45分

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位 置	出入口の数
店舗敷地北西側	入口：1箇所
店舗敷地西側	出口：1箇所
合 計	2箇所

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 8 届出年月日

令和3年3月19日

## 9 縦覧期間

令和3年4月1日から令和3年8月2日まで

## 10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

**神戸市公告第23号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により道路として指定したものは次のとおりです。

令和3年4月13日

(特定行政庁)神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日	道路の名称	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和2年度 第6号	令和2年 11月12日	神戸国際港都建設 道路事業 3.5.85号東山菊水線	神戸市兵庫区湊川町9丁目26番11～ 神戸市兵庫区湊川町10丁目3番2	40	14
令和2年度 第7号	令和2年 12月17日	神戸国際港都建設 道路事業 3.5.85号東山菊水線	神戸市兵庫区湊川町9丁目22番1地 先～神戸市兵庫区湊川町10丁目1番 1地先	38	13.0から 14.0まで

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備付けの図面のとおり

**神戸市公告第24号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したものは次のとおりです。

令和3年4月13日

(特定行政庁)神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和2年度 第7号	令和2年 9月11日	神戸市東灘区住吉南町4丁目936番14	18.25	5.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備付けの図面のとおり

**神戸市公告第25号**

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例(平成13年4月条例第17号)第2条第1項の規定により私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和3年4月13日

(特定行政庁)神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
令和2年度 第8号	令和2年 9月14日	神戸市東灘区本山北町1丁目418番3, 418番12	27.30	4.00



令和2年度 第9号	令和2年 10月5日	神戸市須磨区車字大道1244番17	7.26	5.01
令和2年度 第10号	令和2年 11月10日	神戸市垂水区塩屋町9丁目692-1, 695-1	20.19	4.00
令和2年度 第11号	令和2年 12月18日	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番8	5.920	4.020
令和2年度 第12号	令和3年 2月3日	神戸市灘区水道筋2丁目6番1, 7番1, 7番16, 7番17, 7番26	55.76	4.00
令和2年度 第13号	令和3年 2月5日	神戸市北区唐櫃台3丁目1328-1	4.1	6.0

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備付けの図面のとおり

### 神戸市公告第26号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「令」という。）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和3年4月13日

神戸市長 久元喜造

#### 1 特定役務の名称及び数量

令和3年度神戸市中学校給食予約管理システムに係る開発・サービス利用および保守運用業務一式

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市教育委員会事務局学校支援部健康教育課  
神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号  
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

#### 3 落札者を決定した日

令和3年3月23日

#### 4 落札者の住所及び氏名

株式会社フューチャーイン 関西支店  
支店長 鈴木 淳  
神戸市中央区京町74 京町74番ビル9階

#### 5 落札金額

106,400,000円（税抜）

#### 6 落札者を決定した手続

総合評価一般競争入札

#### 7 入札の公告日

令和3年1月12日

区 役 所

区長訓令甲第1号

区役所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

東灘区長 金谷 勇一  
 灘 区 長 中西理香子  
 中央区長 清家 久樹  
 兵庫区長 小林隆一郎  
 北 区 長 谷 真行  
 長田区長 増田 匡  
 須磨区長 片山 昌俊  
 垂水区長 黒田 徹  
 西 区 長 志水 達也

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成9年3月区長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課長及び担当課長の専決事項） 第4条 [略] 課長及び担当課長共通専決事項 (1)～(4) [略] <u>(5) 職員に対する児童手当の認定及び支給                      に関する事（総務事務センターの所管に                      属するものを除く。）</u> 総務部総務担当課長専決事項 (1) [略]	（課長及び担当課長の専決事項） 第4条 [略] 課長及び担当課長共通専決事項 (1)～(4) [略]  総務部総務課長専決事項 (1) [略]

(2) 公会堂の使用許可等に関する事(東灘区役所及び西区役所総務部総務担当課長に限る。)

総務部市民課長専決事項, 総務部保険年金医療課長専決事項(北区役所総務部保険年金医療課長にあつては, 北神区役所の所管区域に係るものを含む。), 保健福祉部生活支援課長専決事項[略]

北神区役所市民課長専決事項

総務部総務担当課長専決事項の項及び総務部市民課長専決事項の項に規定する事項に関する事。

支所市民課長専決事項

総務部総務担当課長専決事項及び総務部市民課長専決事項(第8号を除く。)に属する事項に関する事。

別表(第3条—第5条関係)

財務関係事務

決裁区分 決裁事項	部長, 担当 部長共通支 所長	課長, 担 当課長共 通西神中 央出張所 長	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
委託(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を除く。)	2,000万円以下	1,000万円以下	金額は, 見積金額を示す。
労働者派遣契約	2,000万円以下	1,000万円以下	金額は, 見積金額を示す。
地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	2,000万円以下	1,000万円以下	金額は, 年額又は総額(いずれも利用料金を当該指定管理者に収受させるときは, 当該管理に係る総経費の見積金額)を示す。

(2) 公会堂の使用許可等に関する事(東灘区役所及び西区役所総務部総務課長に限る。)

総務部市民課長専決事項, 総務部保険年金医療課長専決事項(北区役所総務部保険年金医療課長にあつては, 北神区役所の所管区域に係るものを含む。), 保健福祉部生活支援課長専決事項[略]

北神区役所市民課長専決事項

総務部総務課長専決事項の項及び総務部市民課長専決事項の項に規定する事項に関する事。

支所市民課長専決事項

総務部総務課長専決事項及び総務部市民課長専決事項(第8号を除く。)に属する事項に関する事。

別表(第3条—第5条関係)

財務関係事務

決裁区分 決裁事項	部長, 担当 部長共通支 所長	課長, 担 当課長共 通西神中 央出張所 長	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
委託(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を除く。)	2,000万円以下	1,000万円以下	金額は, 見積価額を示す。
地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	2,000万円以下	1,000万円以下	金額は, 年額又は総額(いずれも利用料金を当該指定管理者に収受させるときは, 当該管理に係る総経費の見積価額)を示す。

貸	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
借	不動産	借入れ	200万円以下	100万円以下	<p>① 金額は、賃料の年額又は総額を表し無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。</p> <p>② 不動産については、行財政局長（500万円を超えるもの。区役所課長及び資産活用課長経由）又は区役所課長及び資産活用課長（500万円以下）に合議すること。</p> <p>③ 不動産の項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。</p> <p>④ 変更については、変更後の賃料の年額又は総額に基づく決裁区分によるものとする。ただし、減額により、変更後の決裁区分が変更前の決裁区分よりも下位の区分となる場合</p>
貸	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
借	不動産	借入れ	200万円以下	100万円以下	<p>① 金額は、年額又は総額を表し無償のもの又は軽減されたものについては、見積価額を示す。</p> <p>② 不動産については、行財政局長（500万円を超えるもの。区役所課長及び資産活用課長経由）又は区役所課長及び資産活用課長（500万円以下）に合議すること。</p> <p>③ 不動産の項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。</p> <p>④ 変更については、変更後の賃料の年額又は総額に基づく決裁区分によるものとする。ただし、減額により、変更後の決裁区分が変更前の決裁区分よりも下位の区分となる場合</p>

			は、上記にかかわらず変更前の決裁区分によることとする。				は、上記にかかわらず変更前の決裁区分によることとする。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に起案する決裁文書及び供覧文書について適用する。

## 消 防 局

### 神戸市消防公告第33号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和3年3月23日

神戸市兵庫消防署長 土 本 一 之

防火対象物又は危険物の製造所，貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ホテル ウィンベルマジック 神戸市兵庫区湊町4丁目2番15号
命令を受けた者の氏名又は名称	神戸ダイトク株式会社 代表取締役 大澤 一郎
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年5月18日までに、上記対象物1階の東側通路及び南側リネン倉庫に消防法令で定める技術上の基準に適合するようスプリンクラー設備を設置すること。</li> <li>2 令和3年5月6日までに、上記対象物11階に消防法令で定める技術上の基準に適合するよう誘導灯を設置すること。</li> <li>3 令和3年5月6日までに、上記対象物11階の連結送水管の放水口を双口形に改修すること。</li> <li>4 令和3年5月6日までに、上記対象物11階の連結送水管の放水口に放水用器具を格納した箱を附置すること。</li> <li>5 令和3年5月18日までに、上記対象物11階に消防法令で定める技術上の基準に適合するよう非常コンセント設備を設置すること。</li> </ol>

**神戸市消防公告第34号**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項により、次の防火対象物に対して措置命令を行ったので、同法第17条の4第3項の規定に基づき公告します。

令和3年3月23日

神戸市兵庫消防署長 土本 一之

防火対象物又は危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所の名称及び所在地	ホテル ウィンベルマジック 神戸市兵庫区湊町4丁目2番15号
命令を受けた者の氏名又は名称	大澤 ハツエ
命令の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年5月18日までに、上記対象物1階の東側通路及び南側リネン倉庫に消防法令で定める技術上の基準に適合するようスプリンクラー設備を設置すること。</li> <li>2 令和3年5月6日までに、上記対象物11階に消防法令で定める技術上の基準に適合するよう誘導灯を設置すること。</li> <li>3 令和3年5月6日までに、上記対象物11階の連結送水管の放水口を双口形に改修すること。</li> <li>4 令和3年5月6日までに、上記対象物11階の連結送水管の放水口に放水用器具を格納した箱を附置すること。</li> <li>5 令和3年5月18日までに、上記対象物11階に消防法令で定める技術上の基準に適合するよう非常コンセント設備を設置すること。</li> </ol>

**会 計 室**

**区会計管理者訓令甲第1号**

区役所総務部総務課

区会計管理者の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

東灘区会計管理者 酒 井 竜一郎  
 灘区会計管理者 小 野 知 哉  
 中央区会計管理者 松 浦 守  
 兵庫区会計管理者 友 金 宏 一

北区会計管理者 吉村文秀  
 長田区会計管理者 橋本司  
 須磨区会計管理者 岩本祥裕  
 垂水区会計管理者 中村俊彦  
 西区会計管理者 延原尚司

区会計管理者の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区会計管理者の権限に属する事務の専決規程（平成29年4月区会計管理者訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(区役所総務部まちづくり課会計担当係長の専決事項)	(区役所総務部総務課会計担当係長の専決事項)
第2条 <u>区役所総務部まちづくり課会計担当係長</u> の専決事項は、次のとおりとする。ただし、 <u>区役所総務部まちづくり課会計担当係長</u> に事故がある場合は、この限りでない。	第2条 <u>区役所総務部総務課会計担当係長</u> の専決事項は、次のとおりとする。ただし、 <u>区役所総務部総務課会計担当係長</u> に事故がある場合は、この限りでない。
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
(代決)	(代決)
第3条 区会計管理者に事故がある場合又は区会計管理者が欠けた場合であって急施を要する決裁事項があるときは、神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)第3条第11項の規定によりその事務を代理する者が、当該決裁事項を代決する。	第3条 区会計管理者に事故がある場合又は区会計管理者が欠けた場合であって急施を要する決裁事項があるときは、神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)第3条第10号の規定によりその事務を代理する者が、当該決裁事項を代決する。
2 [略]	2 [略]

#### 附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。



交 通 局
-------

## 神戸市交通告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和3年4月1日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

委託者	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真	落合営業所管理委託業務 西神営業所管理委託業務 中央南営業所管理委託業務 乗車券及びカード発売業務	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号 山陽バス株式会社 代表取締役社長 長谷川 真一	清水が丘営業所管理委託業務	
大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号 阪急バス株式会社 代表取締役社長 井波 洋	松原営業所管理委託業務	
神戸市長田区松野通1丁目2番1号 神戸交通振興株式会社 代表取締役社長 宮本 一郎	魚崎営業所管理委託業務 神戸市高速鉄道海岸線駅業務（海岸線全10駅及び管区業務） 神戸市高速鉄道西神・山手線駅業務（西神南、伊川谷、総合運動公園、妙法寺、板宿、長田、上沢、湊川公園、県庁前計9駅及び管区業務） 乗車券及びカード発売業務	
神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役社長 寺田 信彦	谷上駅委託業務 定期券発売業務	
明石市松が丘2丁目2番6号 明舞センター商店会 会長 小林 明夫	共用乗車券発売業務	
神戸市北区山田町下谷上字箕谷35 みつや商店 福井 裕蔵	市バス定期券取次発売業務	
神戸市兵庫区笠松通7丁目3番24号 日栄商店 日栄 義美	市バス定期券取次発売業務	
神戸市北区山田町下谷上字箕谷35	市バス定期券取次発売業務	

みつや商店 福井 裕蔵	
神戸市兵庫区笠松通7丁目3番24号 日栄商店 日栄 義美	市バス定期券取次発売業務
神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号 神鉄観光株式会社 取締役社長 井本 昌彦	カード発売業務
大阪市北区芝田1丁目16番1号 株式会社アズナス 代表取締役社長 佐桑 勇	カード発売業務
大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役社長 鳥居 祐典	市バス定期券取次発売業務

## 人 事 委 員 会

昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原 貴文

### 神戸市人事委員会規則第21号

昇任の選考に関する規則の一部を改正する規則

昇任の選考に関する規則(昭和35年4月1日人委規則第2号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第5 学歴免許等資格区分表			別表第5 学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の資格区分	該当者		学歴免許等の資格区分	該当者	
大区分	小区分		大区分	小区分	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2短大	1短大	(1)[略]	2短大	1短大	(1)[略]

卒	3卒	(2) 学校教育法による短期大学の専攻科の卒業業者 (3)~(11) [略]	卒	3卒	(2)~(10) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第22号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

労務職員採用の選考に関する規則（平成4年10月15日人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
2 適用範囲 (1), (2) [略] (3) 基準丙を適用する職 ア 調理士, 調理員及び介護業務員_____ (背筋力の検査は省く。) イ [略]	2 適用範囲 (1), (2) [略] (3) 基準丙を適用する職 ア 調理士, 調理員, <u>介護業務員及び電話交換手</u> (背筋力の検査は省く。) イ [略]

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原貴文

### 神戸市人事委員会規則第23号

管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

第1条 管理職手当の支給に関する規則（昭和37年7月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
任命権者の組織	職	支給額	支給区分	任命権者の組織	職	支給額	支給区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市長	[略]	[略]	[略]	市長	[略]	[略]	[略]
市長室	[略]	[略]	[略]	市長室	[略]	[略]	[略]
	ホームページ監理官、 <u>広聴専門官</u>	[略]	[略]		<u>広聴専門官</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局	[略]	[略]	[略]	企画調整局	[略]	[略]	[略]
	つなぐラボ 所長，連携 推進専門 官，情報シ ステム専門 官，総括イ ノベーション 専門官， イノベーション 専門官（級別基 準職務表の 適用範囲に 関する規則 （平成28年 4月人委規 則第6号） 別表第1に おいて職務 の級が6級 と定められ ている者に 限る。）	[略]	[略]		つなぐラボ 所長，連携 推進専門 官，情報シ ステム専門 官，イノ ベーション 専門官（級 別基準職務 表の適用範 囲に関する 規則（平成 28年4月人 委規則第6 号）別表第 1において 職務の級が 6級と定め られている 者に限る。）	[略]	[略]
行財政局	[略]	[略]	[略]	行財政局	[略]	[略]	[略]

	業務改革専門官	[略]	[略]		業務改革専門官, 法務監察専門官	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局	中央図書館長, 博物館長	[略]	[略]	文化スポーツ局	中央図書館長	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	国際スポーツ室長, 小磯記念美術館事務室長, 公民館長	[略]	[略]		国際スポーツ室長, 小磯記念美術館事務室長	[略]	[略]
福祉局	和光園長	乙	3種	福祉局			
	障害者福祉センター所長, 障害者更生相談所長, 発達障害者支援センター長, ひきこもり支援室長, 特別指導監査専門官	[略]	[略]		和光園長, 障害者福祉センター所長, 障害者更生相談所長, さざんか療護園長, 発達障害者支援センター長, ひきこもり支援室長	[略]	[略]
健康局	保健所長	[略]	[略]	健康局	保健所長	[略]	[略]
	東部衛生監視事務所長	乙	3種				
	墓園管理センター長, 斎場管理センター長, 口腔保健支援センター長, 西部衛生監視事務所長, 健康科学研究所長, 健康科学研究所部長, 健康科学研究所副所長, 食品衛生検査所長, 食肉衛生検査所長, 精神保健福祉センター所長, 保健センター長	[略]	[略]		墓園管理センター長, 斎場管理センター長, 口腔保健支援センター長, 衛生監視事務所長, 環境保健研究所長, 環境保健研究所部長, 環境保健研究所副所長, 食品衛生検査所長, 食肉衛生検査所長, 精神保健福祉センター所長, 保健センター長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
環境局	事業所長, 自動車管理事務所	[略]	[略]	環境局	事業所長, 自動車管理事務所	[略]	[略]

	長, クリーンセンター所長, 布施畑環境センター所長		
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所, 区役所支所及び西区役所西神中央出張所	[略]	[略]	[略]
[略]	西神中央出張所所長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会	[略]	[略]	[略]
	総合教育センター所長, 高等専門学校事務室長	[略]	[略]
	監理室長, 総合教育センター副所長, 高等学校事務長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
農業委員会	事務局長	乙	3種
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2

組織の区分	職	支給額	再任用職員の支給額
教育委員会	地区統括官	78,700円	68,700円
	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 本表の職欄に掲げる職にある職員であつて再任用職員であるものの管理職手当の月額は, 再任用職員の支給額欄に掲げる額とする。
- 2 本表の職欄において地区統括官の職のうち、任命権者が特に必要があると認めるものについては, 支給額を107,000円, そのうち再任用職員であるものについては, 支

	長, クリーンセンター所長(妙賀山クリーンセンター所長, 苅藻島クリーンセンター所長及び落合クリーンセンター所長を除く。), 布施畑環境センター所長		
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所, 区役所支所及び区役所出張所	[略]	[略]	[略]
	出張所長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会	[略]	[略]	[略]
	総合教育センター所	[略]	[略]
	監理室長, 公民館長, 高等専門学校事務室長, 高等学校事務長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
農業委員会	事務局長	丙	1種
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2

組織の区分	職	支給額	再任用職員の支給額
教育委員会	地区統括官	107,000円	96,300円
	[略]	[略]	[略]

備考

本表の職欄に掲げる職にある職員であつて再任用職員であるものの管理職手当の月額は, 再任用職員の支給額欄に掲げる額とする。

給額を96,300円とする。

第2条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月人委規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条, 第4条関係)		別表(第2条, 第4条関係)	
任命権者の組織	職	任命権者の組織	職
各任命権者共通	局長 担当局長 副局長 部長 次長 担当部長 課長 担当課長 <u>担当係長(局の職員の人事及びサービスに関する事務を担当する者に限る。)</u>	各任命権者共通	局長 担当局長 副局長 部長 次長 担当部長 課長 担当課長
[略]	[略]	[略]	[略]
市長室	室長 <u>ホームページ監理官</u> 広聴専門官 秘書課担当係長	市長室	室長 広聴専門官 秘書課総務係長及び担当係長
危機管理室	室長	危機管理室	室長 <u>総務担当の担当係長</u>
会計室	室長	会計室	室長 <u>総務担当の担当係長</u>
企画調整局	本部長 所長 連携推進専門官 情報システム専門官 <u>総括イノベーション専門官</u> イノベーション専門官(級別基準職務表の適用範囲に関する規則(平成28年4月人委規則第6号)別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。)	企画調整局	本部長 所長 連携推進専門官 情報システム専門官 イノベーション専門官(級別基準職務表の適用範囲に関する規則(平成28年4月人委規則第6号)別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。) <u>企画課企画第1係長及び担当係長(派遣職員の人事, 給与及びサービスに関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局	業務改革専門官 主任相談員 センター長 業務改革課担当係長(行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。) 庁舎課及び区役所課担当係長(勤務条件の変更に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。) 法務支援課担当係長	行財政局	業務改革専門官 <u>法務監察専門官</u> 主任相談員 センター長 業務改革課総務係長, <u>企画係長及び担当係長(派遣職員の人事, 給与及びサービスに関する特に重要な企画事務を担当する者並びに行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。)</u>



	(人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者に限る。) 法務支援課事務職員(人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者に限る。) 人事課, 組織制度課及び給与課担当係長 人事課, 組織制度課及び給与課事務職員(人事, 給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 厚生課担当係長(職員の厚生福利に関する計画の策定及び実施に関する事務を担当する者に限る。) 総務事務センター担当係長(職員の給与支給を担当するものに限る。) 財務課担当係長		庁舎課庁舎管理係長及び担当係長(勤務条件の変更に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。) 区役所課区政係長及び担当係長(勤務条件の変更に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。) 法務支援課政策法務係長及び担当係長(人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者に限る。) 法務支援課の事務職員(人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者に限る。) 人事課, 組織制度課及び給与課の担当係長 人事課, 組織制度課及び給与課の事務職員(人事, 給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 厚生課福利係長, 衛生管理係長及び担当係長(職員の厚生福利に関する計画の策定及び実施に関する事務を担当する者に限る。) 総務事務センター担当係長(職員の給与支給を担当するものに限る。) 財務課の係長及び担当係長
[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局	室長	文化スポーツ局	室長 <u>スポーツ企画課担当係長(派遣職員の人事, 給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
中央図書館	[略]	中央図書館	[略]
公民館	館長		
福祉局	特別指導監査専門官	福祉局	<u>政策課政策係長及び担当係長(局の職員の人事及び服務に関する事務を担当する者並びに派遣職員の人事, 給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
障害者更生相談所	[略]	障害者更生相談所	[略]
[略]	[略]	さざんか療護園	園長
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局		健康局	政策課政策係長
[略]	[略]	[略]	[略]
健康科学研究所	[略]	環境保健研究所	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭局		こども家庭局	こども企画課総務係長及び担当係長(局の職員の人事及び服務に関する事務を担当する者並びに派遣職員の人事, 給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局		環境局	環境政策課総務係長 事業管理課担当係長(部内の人事及び服務に関する事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]	[略]	[略]
クリーンセンター	[略]	クリーンセンター(妙賀山クリーンセンター, 苅藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンターを除く。)	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光局	本部長 都市型創造産業統括プロデューサー	経済観光局	本部長 都市型創造産業統括プロデューサー 経済政策課総務係長
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局	本部長	建設局	本部長 総務課総務係長及び担当係長(派遣職員の人事, 給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局	本部長	都市局	本部長 総務課総務係長及び担当係長(派遣職員の人事, 給与及び服務に関する特に重要な企画事務を担当する者に限る。)
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局		建築住宅局	住宅政策課総務係長
[略]	[略]	港湾局	経営企画課経営企画係長及び調整係長
[略]	[略]	[略]	[略]
区役所	区長 北神担当区長 北神区役所市民課総務係長	区役所	区長 北神担当区長 総務課総務係長 北神区役所市民課総務係長
[略]	[略]	[略]	[略]
西神中央出張所	[略]	出張所	[略]
教育委員会事務局	事務局長 教育次長 地区統括	教育委員会事務局	事務局長 教育次長 地区統括

官 室長 総務課総務係長及び担当係長(人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者並びに行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。) 教職員課担当係長(事務局内の人事, 定数管理, 給与及び服務に関する事務を担当する者に限る。) 教職員課事務職員(事務局内の人事, 定数管理, 給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 担当係長(神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に掲げる給料表(同号ア及びエを除く)の適用を受ける者に限る。)

官 室長 総務課総務係長及び担当係長(人事, 給与及び服務に関する条例, 規則等の審査事務を担当する者並びに行財政改善の推進に関する特に重要な事務を担当する者に限る。) 教職員課福利係長, 給与支給係長, 労務制度係長, 人事係長, 組織定数係長, 任用係長及び担当係長(事務局内の人事, 給与及び服務に関する企画事務並びに派遣職員の人事, 給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 教職員課労務制度係, 人事係及び組織定数係の事務職員(事務局内の人事, 給与及び服務に関する企画事務並びに派遣職員の人事, 給与及び服務に関する企画事務を担当する者に限る。) 担当係長(神戸市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に掲げる給料表(同号ア及びエを除く)の適用を受ける者に限る。)

総合教育センター	所長 副所長
[略]	[略]
選挙管理委員会事務局	事務局長
[略]	[略]
監査事務局	事務局長
[略]	[略]
市会事務局	事務局長

公民館	館長
総合教育センター	所長
[略]	[略]
選挙管理委員会事務局	事務局長 総務担当の担当係長
[略]	[略]
監査事務局	事務局長 第1課総務担当の担当係長 d
[略]	[略]
市会事務局	事務局長 総務課総務係長

第3条 級別基準職務表の適用範囲に関する規則(平成28年4月人委規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については, 次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは, 当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは, 当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは, 当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1 行政職給料表				別表第1 行政職給料表			
職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称	職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
5級	所長の職務	[略]	[略]	5級	所長の職務	[略]	[略]
		こども家庭局	[略]			こども家庭局	[略]
		[略]	[略]			環境局	妙賀山クリーンセンター、 蒔藻島クリーンセンター、 落合クリーンセンター
		[略]	[略]			[略]	[略]
		区役所	出張所(西神中央出張所を除く。)			区役所	出張所
		[略]	[略]			[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
	事務長の職務	[略]	[略]	事務長の職務	[略]	[略]	[略]
		教育委員会事務局	高等学校(摩耶兵庫高等学校及び神港橋高等学校を除く。)		事務長の職務	教育委員会事務局	高等学校(神港橋高等学校を除く。)
		[略]	[略]			[略]	[略]
	副園長の職務	[略]	和光園	副園長の職務	[略]	[略]	和光園、さざんか療護園
	副部長の職務	[略]	健康科学研究所	副部長の職務	[略]	[略]	環境保健研究所
	副館長の職務	文化スポーツ局	[略]	副館長の職務	教育委員会事務局	[略]	[略]
		[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
デジタル化専門官の職務	企画調整局 行財政局	デジタル戦略部 業務改革課	デジタル化専門官の職務	企画調整局	情報化戦略部		
	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
医療イノベーション専門官の職務	[略]	[略]	医療イノベーション専門官の職務	[略]	[略]		
文書改革専門官の職務	行財政局	業務改革課		[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
6級	所長の職務	[略]	[略]	6級	所長の職務	[略]	[略]
		健康局	西部衛生監視事務所、健康科学研究所、食品衛生検査所、食肉衛生検査所			健康局	衛生監視事務所、環境保健研究所、食品衛生検査所、食肉衛生検査所
		[略]	[略]			[略]	[略]
		環境局	事業所、自動車管理事務所、 <u>クリーンセンター</u> 、 <u>布施畑環境センター</u>		環境局	事業所、自動車管理事務所、 <u>東クリーンセンター</u> 、 <u>港島クリーンセンター</u> 、 <u>西クリーン</u>	

			ンセンター, 布施畑環境センター
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
事務室長の職務	文化スポーツ局	小磯記念美術館	事務室長の職務 文化スポーツ局 教育委員会事務局
[略]	[略]	[略]	[略]
館長の職務	文化スポーツ局	小磯記念美術館, 神戸ゆかりの美術館, 公民館	館長の職務 文化スポーツ局 教育委員会事務局
園長の職務	こども家庭局	若葉学園	園長の職務 福祉局 こども家庭局
部長の職務	[略]	健康科学研究所	部長の職務 [略]
副所長の職務	[略]	[略]	副所長の職務 [略]
	建設局	[略]	副所長の職務 建設局
	教育委員会事務局	総合教育センター	
[略]	[略]	[略]	[略]
事務長の職務	[略]	摩耶兵庫高等学校及び神港橋高等学校	事務長の職務 [略]
ホームページ監理官の職務	市長室	広報戦略部	事務長の職務 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
連携推進専門官の職務	[略]		連携推進専門官の職務 [略]
情報システム専門官の職務	[略]	デジタル戦略部	情報システム専門官の職務 [略]
総括イノベーション専門官の職務	企画調整局	新産業部	情報システム専門官の職務 [略]
イノベーション専門官の職務	[略]	新産業部	イノベーション専門官の職務 [略]
主任相談員の職務	[略]		主任相談員の職務 [略]
特別指導監査専門官	福祉局	監査指導部	

	の職務		
	[略]	[略]	
	場長の職務	[略]	[略]
7級	[略]	[略]	
	所長の職務	[略]	[略]
		行財政局	[略]
		健康局	東部衛生監視事務所
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	園長の職務	福祉局 建設局	和光園 王子動物園
	[略]	[略]	[略]
	事務局長の職務	文化スポーツ局 事務局長の職務	博物館 農業委員会
	事務室長の職務	教育委員会事務局	高等専門学校事務室
	[略]	[略]	[略]
	業務改革専門官の職務	[略]	
	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3級	担当係長の職務	[略]	学校教育課, 児童生徒課
4級	[略]	[略]	[略]
	担当部長の職務	[略]	学校教育部
	[略]	[略]	[略]

別表第5 教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称

	[略]	[略]	
	場長の職務	[略]	[略]
	事務局長の職務	農業委員会	
7級	[略]	[略]	
	所長の職務	[略]	[略]
		行財政局	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	園長の職務	建設局	王子動物園
	[略]	[略]	[略]
	事務局長の職務	文化スポーツ局	博物館
	[略]	[略]	[略]
	業務改革専門官の職務	[略]	
	法務監察専門官の職務	行財政局	
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3 教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3級	担当係長の職務	[略]	学校環境整備課, 学校教育課, 児童生徒課
4級	[略]	[略]	[略]
	担当部長の職務	[略]	総務部
	[略]	[略]	[略]

別表第5 教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称



4級	担当係長の職務	[略]	[略]
		こども家庭局	[略]
		[略]	[略]
5級	[略]	[略]	[略]
		教育委員会事務局	教職員課，健康教育課，学校教育課，教科指導課，児童生徒課，特別支援教育課，研修育成課

4級	担当係長の職務	[略]	[略]
		こども家庭局	[略]
		中央区役所	まちづくり課
		[略]	[略]
5級	[略]	[略]	[略]
		教育委員会事務局	教職員課，学校教育課，教科指導課，児童生徒課，特別支援教育課，研修育成課

第4条 神戸市職員の初任給，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和3年3月人委規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは，当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは，当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(人事交流等により異動した場合の給料月額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について，第3条から第6条までの規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは，これらの規定にかかわらず，<u>人事委員会の承認を得て定めるところにより，又はあらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給料表の適用を受けない市の職員</li> <li>(2) 他の地方公共団体の職員</li> <li>(3) 国家公務員</li> <li>(4) 人事委員会が前3号に掲げる者に準ずると認める者 (初任給基準を異にする異動)</li> </ol>	<p>(人事交流等により異動した場合の給料月額)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について，第3条から第6条までの規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは，これらの規定にかかわらず，<u>あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給料表の適用を受けない市の職員</li> <li>(2) 他の地方公共団体の職員</li> <li>(3) 国家公務員</li> <li>(4) 人事委員会が前3号に掲げる者に準ずると認める者 (初任給基準を異にする異動)</li> </ol>



第11条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表又は第3条第4項に定める表に異なる初任給の定めがある他の職に異動させる場合におけるその者の給料月額は、人事委員会の承認を得て定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

第11条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表又は第3条第4項に定める表に異なる初任給の定めがある他の職に異動させる場合におけるその者の給料月額は、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行し、令和3年3月23日から適用する。

農 業 委 員 会

神戸市農業委員会運営規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年3月31日

神戸市農業委員会会長 井上重信

**神戸市農業委員会規程第2号**

神戸市農業委員会運営規程の一部を改正する規程

神戸市農業委員会運営規程（平成18年9月農委規程第1号）の一部について、次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第18条 事務局の所掌する事務は以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>農業委員会所管事務の運営管理に係る総括調整</u>に関すること。</p> <p>(2), (3) 略</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第18条 事務局の所掌する事務は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 農業委員会の<u>庶務</u>に関すること。</p> <p>(2), (3) 略</p>

- (4) 農地の交換分合，その他農地に関する事務に関すること。
- (5) 農地等の利用関係についての斡旋及び争議の防止に関すること。
- (6) 農業者年金事務に関すること。
- (7) 農業経営の合理化及び農家生活の改善に関すること。
- (8) 農業及び農業者に関する情報提供に関すること。
- (9) 他の行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善意見の提出及び公表，諮問に対する答申等の事務に関すること。
- (10) その他農業の振興計画の樹立及び実施の推進に関すること。

#### 附 則

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

### 福 祉 事 務 所

#### 福祉事務所長訓令甲第1号

福祉事務所

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

東灘福祉事務所長	河 辺 健 一
灘 福祉事務所長	木 村 泰 三
中央福祉事務所長	南 誠 二
兵庫福祉事務所長	中 村 千佳子
北 福祉事務所長	後 藤 靖
長田福祉事務所長	丸 本 和 枝
須磨福祉事務所長	角 田 弘 樹
垂水福祉事務所長	山 根 拓 生
西 福祉事務所長	三 浦 久美子

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令  
福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月福祉事務所長訓令甲第1号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第3条 課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、課内室長、課内所長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。</p> <p>こども家庭支援課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)、<u>第56条第2項第1号</u>に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)並びに同項第4号及び第5号に規定する措置(開始及び廃止を除く。)に関すること。</p> <p>(3) 規則第69条第1号及び第2号に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同項第4号に規定する手当に関する証書の交付、同項第5号に規定する手当の支給及び返還並びに同項第6号に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関すること。</p>	<p style="text-align: center;">(課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第3条 課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、課内室長、課内所長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第221条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。</p> <p>こども家庭支援課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)及び第56条第2項第1号に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)並びに同項第4号、<u>第5号</u>に規定する措置(開始及び廃止を除く。)に関すること。</p> <p>(3) 規則第69条第1号、<u>第2号</u>に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同項第4号に規定する手当に関する証書の交付、同項第5号に規定する手当の支給及び返還、<u>同項第6号</u>に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関すること。</p>

北神区役所こども家庭支援課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 規則第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)、第56条第2項第1号に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)並びに同項第4号及び第5号に規定する措置(開始及び廃止を除く。)に関すること。
- (3) 規則第69条第1号及び第2号に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同項第4号に規定する手当に関する証書の交付、同項第5号に規定する手当の支給及び返還並びに同項第6号に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関すること。

(専決事項の代決)

第5条 北神担当部長、課長又は担当課長(以下「部長等」という。)に事故があるときは、神戸市事務分掌規則第228条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 前項の規定により専決事項を代決した者は、事後速やかに、当該部長等へ報告を行わなければならない。

別表(第3条関係)

財務関係事務

決裁区分 決裁事項	課長及び担当課長共通	備考
[略]	[略]	[略]
委託(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を除く。)	[略]	金額は、見積金額を示す。
地方自治法第244	[略]	金額は、年額又は

北神区役所こども家庭支援課長専決事項

- (1) [略]
- (2) 規則第2号(児童福祉法関係)第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)及び第56条第2項第1号に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)並びに同項第4号、第5号に規定する措置(開始及び廃止を除く。)に関すること。
- (3) 第69条第1号、第2号に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同項第4号に規定する手当に関する証書の交付、同項第5号に規定する手当の支給及び返還、同項第6号に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関すること。

別表(第3条関係)

財務関係事務

決裁区分 決裁事項	課長及び担当課長共通	備考
[略]	[略]	[略]
委託(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を除く。)	[略]	金額は、見積価額を示す。
地方自治法第244	[略]	金額は、年額又は

条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定					総額(いずれも利用料金を当該指定管理者に収受させるときは、当該管理に係る総経費の見積金額)を示す。
貸借	物品	借入れ	決定契約	[略]	① 金額は、賃料の年額又は総額を表し無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 ② 不動産については、行財政局長(500万円を超えるもの。資産活用課長及び区役所課長経由)又は区役所課長(500万円以下)及び資産活用課長(500万円以下)に合議すること。 ③ 「不動産」の項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。 ④ 決定の項は経理契約の場合に適用する。
		不動産			
[略]				[略]	[略]
条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定					総額(いずれも利用料金を当該指定管理者に収受させるときは、当該管理に係る総経費の見積金額)を示す。
貸借	物品	借入れ	決定契約	[略]	① 金額は、賃料の年額又は総額を表し無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 ② 不動産については、行財政局長(200万円を超えるもの。資産活用課長及び区役所課長経由)又は区役所課長(500万円以下)及び資産活用課長(500万円以下)に合議すること。 ③ 「不動産」の項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。 ④ 決定の項は経理契約の場合に適用する。
		不動産			
[略]				[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

須磨福祉事務所長訓令甲第1号

須磨福祉事務所

福祉事務所支所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

須磨福祉事務所長 角田弘樹

福祉事務所支所長等専決規程の一部を改正する訓令

福祉事務所支所長等専決規程(平成31年3月須磨福祉事務所長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1



号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(支所長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第2条 支所長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。<u>この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属することについて、支所長及び担当課長共通専決事項に規定する事項(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)</u>を専決するものとする。</p> <p>支所長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号。以下「規則」という。)</u>に規定する事務に関する事。ただし、次に掲げる事務及び担当課長(こども家庭支援担当)、担当課長(生活保護担当)が所掌する事務を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3), (4) [略]</p> <p>担当課長(こども家庭支援担当)専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)、<u>第56条第2項第1号に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)</u>並びに同項第4号及び第5号に規定する措置(開始及び廃止を除く。)に関する事。</p> <p>(3) 規則第69条第1号及び第2号に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同</p>	<p style="text-align: center;">(支所長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第2条 支所長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>支所長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>福祉事務所長委任規則(昭和37年4月規則第21号。以下「規則」という。)</u>に規定する事務に関する事。ただし、次に掲げる事務及び担当課長(こども家庭支援担当)、担当課長(生活保護担当)が所掌する事務を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3), (4) [略]</p> <p>担当課長(こども家庭支援担当)専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)<u>及び第56条第2項第1号に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)</u>並びに同項第4号、<u>第5号に規定する措置(開始及び廃止を除く。)</u>に関する事。</p> <p>(3) 規則第69条第1号、<u>第2号に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同項第4号</u></p>

項第4号に規定する手当に関する証書の交付，同項第5号に規定する手当の支給及び返還並びに同項第6号に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関すること。

(専決事項の代決)

第5条 支所長又は担当課長(以下「支所長等」という。)に事故があるときは、神戸市事務分掌規則第228条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 前項の規定により専決事項を代決した者は、事後速やかに、当該支所長等へ報告を行わなければならない。

別表(第2条関係)

財務関係事務

決裁区分 決裁事項				課長及び担当課長共通	備考
[略]				[略]	[略]
委託(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を除く。)				[略]	金額は、見積金額を示す。
地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定				[略]	金額は、年額又は総額(いずれも利用料金を当該指定管理者に収受させるときは、当該管理に係る総経費の見積金額)を示す。
貸借	物品	借入れ	決定	[略]	① 金額は、賃料の年額又は総額を表し無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
			契約	[略]	
	不動産	借入れ		[略]	② 不動産については、行財政局長(500万円を超えるもの。資産活用課長及び区役所課長経由)又は区役所課長(500万円以下)及び資産活用課長(500万円以下)に

に規定する手当に関する証書の交付，同項第5号に規定する手当の支給及び返還，同項第6号に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関すること。

別表(第2条関係)

財務関係事務

決裁区分 決裁事項				課長及び担当課長共通	備考
[略]				[略]	[略]
委託(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を除く。)				[略]	金額は、見積金額を示す。
地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定				[略]	金額は、年額又は総額(いずれも利用料金を当該指定管理者に収受させるときは、当該管理に係る総経費の見積価額)を示す。
貸借	物品	借入れ	決定	[略]	① 金額は、賃料の年額又は総額を表し無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
			契約	[略]	
	不動産	借入れ		[略]	② 不動産については、行財政局長(200万円を超えるもの。資産活用課長及び区役所課長経由)又は区役所課長(500万円以下)及び資産活用課長(500万円以下)に



		合議すること。 ③ 「不動産」の項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。 ④ 決定の項は経理契約の場合に適用する。			合議すること。 ③ 「不動産」の項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払及び収入の場合に準用する。 ④ 決定の項は経理契約の場合に適用する。
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

保 健 所

保健所訓令甲第1号

保健所

保健所長の権限に属する事務の専決規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

保健所長 伊地智 昭 浩

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

保健所長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月保健所長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第3条 課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>課長及び担当課長共通専決事項 [略]</p> <p>保健課長専決事項</p> <p>(1)~(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第3条 課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>課長及び担当課長共通専決事項 [略]</p> <p>保健課長専決事項</p> <p>(1)~(3) [略]</p>

保健所担当課長(予防衛生担当)専決事項

規則第7条第23号に規定する結核指定医療機関の指定に関すること。

## 医務薬務課長専決事項 [略]

食品衛生課長専決事項

規則第24条第2号に規定する報告の徴収及び臨検検査(衛生監視事務所長, 食品衛生検査所長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。)に関すること。

環境衛生課長専決事項

- (1) 規則第4条第1号に規定する登録, 鑑札の交付, 届出, 通知及び原簿の送付, 第2号に規定する注射済票の交付, 第3号に規定する公示, 第4号に規定する許可, 第5号に規定する抑留並びに第6号に規定する報告の受付に関すること。
- (2) 規則第5条第6号に規定する第一種動物取扱業者登録簿の閲覧並びに第12号, 第15号及び第16号に規定する立入調査に関すること。
- (3) 規則第6条第6号に規定する収容, 第7号に規定する通知及び公示, 第8号に規定する野犬の掃討並びに第11号に規定する立入調査に関すること。
- (4) 規則第8条第1号に規定する旅館業の許可, 第2号に規定する承継, 第3

予防衛生課長専決事項

- (1) 規則第7条第23号に規定する結核指定医療機関の指定に関すること。

## 医務薬務課長専決事項 [略]

生活衛生課長専決事項

- (1) 規則第4条第1号に規定する登録, 鑑札の交付, 届出, 通知及び原簿の送付, 第2号に規定する注射済票の交付, 第3号に規定する公示, 第4号に規定する許可, 第5号に規定する抑留並びに第6号に規定する報告の受付に関すること。
- (2) 規則第6条第6号に規定する収容, 第7号に規定する通知及び公示, 第8号に規定する野犬の掃討, 第11号に規定する立入調査に関すること。
- (3) 規則第5条第6号に規定する第一種動物取扱業者登録簿の閲覧並びに第12号及び第16号に規定する立入調査に関すること。

号に規定する報告の徴収及び立入検査並びに第6号に規定する届出の受付に関すること。

(5) 規則第9条第1号に規定する興行場営業の許可，第2号に規定する営業者の地位の承継の届出の受付，第3号に規定する報告の徴収及び立入検査並びに第5号に規定する届出の受付に関すること。

(6) 規則第10条に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(7) 規則第28条第1号に規定する報告の徴収及び第2号に規定する立入検査に関すること。

精神保健福祉センター所長専決事項  
[略]

衛生監視事務所長共通専決事項

(1)～(2) [略]

(3) 規則第5条第1号に規定する登録，第2号に規定する登録の実施，第3号に規定する登録の拒否，第4号に規定する登録の更新，第5号，第7号，第13号及び第14号に規定する届出の受付，第6号に規定する第一種動物取扱業者登録簿の閲覧，第8号に規定する登録の抹消，第10号に規定する検案書及び死亡診断書の提出並びに第12号，第15号及び第16号に規定する報告徴収及び立入検査に関すること。

精神保健福祉センター所長専決事項  
[略]

衛生監視事務所長共通専決事項

(1)～(2) [略]

(3) 規則第5条第1号に規定する登録，第2号に規定する登録の実施，第3号に規定する登録の拒否，第4号に規定する登録の更新，第5号，第7号，第13号及び第14号に規定する届出の受付，第6号に規定する第一種動物取扱業者登録簿の閲覧，第8号に規定する登録の抹消，第10号に規定する検案書及び死亡診断書の提出並びに第12号及び第16号に規定する報告徴収及び立入検査に関すること。

(4) 規則第8条第1号に規定する旅館業の許可，第2号に規定する承認，第3号に規定する報告の徴収，立入検査並びに第6号に規定する届出の受付に関すること。

(5) 規則第9条第1号に規定する興行場営業の許可及び第2号に規定する営業者の地位の承継の届出の受付，第3号に規定する報告の徴収，立入検査

(4) [略]

(5) 規則第12条第2号及び第4号に規定する届出の受付, 第3号に規定する美容所の構造設備の検査及び確認, 第5号に規定する立入検査, 並びに第7号に規定する認定に関すること。

(6)~(12) [略]

(13) 規則第24条第2号に規定する報告の徴収, 臨検検査及び収去(食品衛生課長, 食品衛生検査所長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。), 第3号に規定する食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受付, 第4号に規定する営業の許可並びに第5号に規定する地位の継承の届出の受付に関すること。

(14)~(15) [略]

(16)~(24) [略]

(25) 規則第44条第1号に規定する輸出証明書の発行, 第2号に規定する施設の確認, 第3号に規定する調査及び質問並びに第4号に規定する輸出証明書発行の取消しに関すること。

健康科学研究所長専決事項

(1) 規則第45条に規定する健康科学研究所の所務の掌理, 所属職員の指揮監督に関すること。

(2) 規則第45条に規定する健康科学研究所の職員の配置及び担当事務に関すること(所長, 副所長, 部長, 副部長,

並びに第5号に規定する届出の受付に関すること。

(6) 規則第10条に規定する報告の徴収及び立入検査に関すること。

(7) [略]

(8) 規則第12条第2号及び第4号に規定する届出の受付, 第3号に規定する美容所の構造設備の検査及び確認, 第5号に規定する立入検査, 並びに第7号に規定する認定に関すること。

(9)~(15) [略]

(16) 規則第24条第2号に規定する報告の要求, 臨検検査及び収去(食品衛生検査所長及び食肉衛生検査所長専決事項に属するものを除く。), 第3号に規定する食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受付, 第4号に規定する営業の許可並びに第5号に規定する地位の継承の届出の受付に関すること。

(17)~(18) [略]

(19) 規則第28条第1号に規定する報告の徴収及び第2号に規定する立入検査に関すること。

(20)~(28) [略]

(29) 規則第44条第1号に規定する輸出証明書の発行, 第2号に規定する施設の確認, 第3号に規定する調査, 質問及び第4号に規定する輸出証明書発行の取消しに関すること(衛生監視事務所長専決事項に属するものを除く。)

環境保健研究所長専決事項

(1) 規則第44条に規定する環境保健研究所の所務の掌理, 所属職員の指揮監督に関すること。

(2) 規則第44条に規定する環境保健研究所の職員の配置及び担当事務に関すること(所長, 部長, 副部長, 担当

担当係長の設置を除く。)

食品衛生検査所長専決事項 [略]

食肉衛生検査所長専決事項

(1)~(2) [略]

(3) 規則第44条第1号に規定する輸出証明書の発行、第2号に規定する施設の確認、第3号に規定する調査及び質問並びに第4号に規定する輸出証明書発行の取消しに関すること(衛生監視事務所長専決事項に属するものを除く。)

保健センター長及び担当課長(北須磨支所担当)共通専決事項共通専決事項 [略]

(専決事項の代決)

第7条 部長, 担当部長, 課長又は担当課長に事故があるときは, 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第228条第2項の規定によりその事務を代行する者が, その専決事項を代決する。

課長, 事務係長の設置を除く。)

食品衛生検査所長専決事項 [略]

食肉衛生検査所長専決事項

(1)~(2) [略]

(3) 規則第44条第1号に規定する輸出証明書の発行、第2号に規定する施設の確認、第3号に規定する調査、質問及び第4号に規定する輸出証明書発行の取り消しに関すること(衛生監視事務所長専決事項に属するものを除く。)

保健センター長共通専決事項 [略]

(専決事項の代決)

第7条 部長, 担当部長, 課長又は担当課長に事故があるときは, 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第223条第2項の規定によりその事務を代行する者が, その専決事項を代決する。

附 則

この訓令は, 令和3年4月1日から施行する。

## 監 査 委 員

### 監 査 公 表 第 1 号

令和3年4月13日

神戸市監査委員 細 川 明 子  
同 藤 原 武 光  
同 山 本 嘉 彦  
同 沖 久 正 留

### 監 査 公 表

地方自治法第199条第14項の規定に基づき, 市長等から監査の結果に基づき, 又は監査の結果を参考として講じた措置等について通知があったので, 同項の規定により, 下記の内容について別紙のとおり公表します。

## 記

## 令和2年度財務定期監査(1)

危機管理室, 行財政局, 福祉局(障害福祉関連), 区役所(障害福祉関連)

## 令和2年度財政援助団体等監査(1)

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会, 株式会社神戸サンセンタープラザ,  
マックアース・東急コミュニティー・六甲技研グループ,  
社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体

## そ の 他

## 神戸市道路公社公告第118号

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第4項の規定に基づく改築工事並びに同法第11条第4項に基づく料金徴収期間の変更を行うので, 同法第22条第1項並びに第25条第1項の規定に基づき公告します。

令和3年4月1日

神戸市道路公社 理事長 名 倉 重 晴

## 1 路線名

## (1) 六甲有料道路

①路線名 県道灘三田線 市道有野六甲線

②工事の区間 神戸市灘区高羽から神戸市北区有野町唐櫃まで

## (2) 六甲北有料道路

①路線名 県道灘三田線

②工事の区間 神戸市北区有野町唐櫃から神戸市北区八多町吉尾まで

## (3) 六甲北有料道路2期

①路線名 県道灘三田線

②工事の区間 神戸市北区八多町吉尾から神戸市北区長尾町上津まで

## 2 工事の種類

改築工事

## 3 工事開始日

令和3年6月1日

## 4 一の道路として料金を徴収する期間

「平成14年6月1日から令和13年7月2日まで」を「平成14年6月1日から令和20年7月2日まで」に変更